天理教傳道者に關する調査

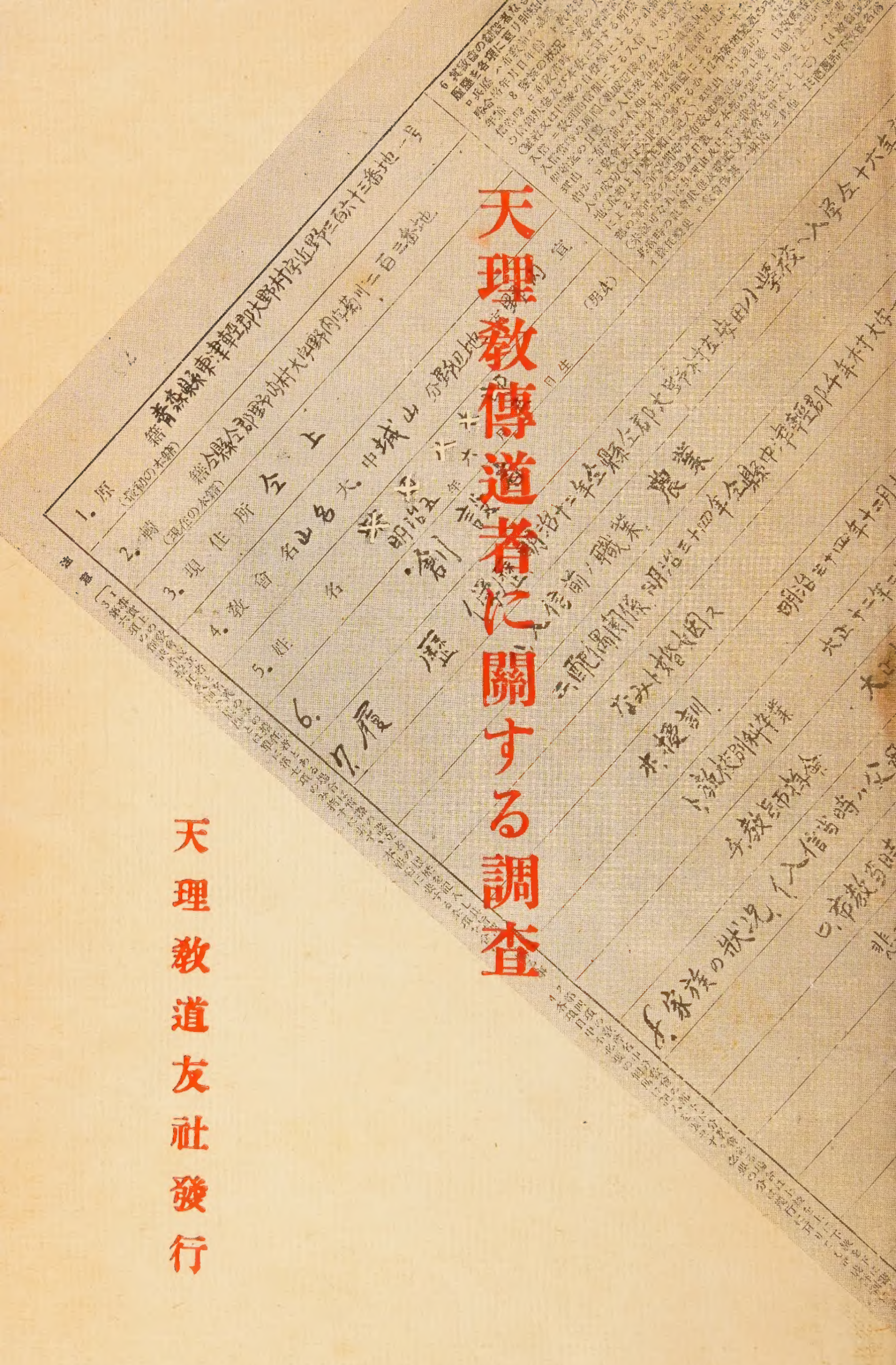
1. 原籍（從前の本籍）
2. 轉籍（現在の本籍）
3. 現住所
4. 教會名
5. 姓名
6. 履歷

天理教道友社發行

GTU Library
3 2400 00625 0090

GTU Library
2400 Ridge Road
Berkeley, CA 94709
For renewals call (510) 649-2500

All items are subject to recall.

DATE DUE

AUG 22 2008	
JUN 2 1 2009	
JAN 2 6 2009	

DEMCO, INC. 38-2931

Digitized by the Internet Archive
in 2026 with funding from
Graduate Theological Union

https://archive.org/details/tenrikyodendosha00naka_0

中山正善著

天理教傳道者に關する調査

天理教道友社發行

BL
2222
.T467
N34
1930

『天理教傳道者に關する調査』について

天理教は開教百年に近いが、實際社會的活動に入つてからは、まだ五十年にならぬ。その間に於ける布教の傳播は近代に於ける一つの驚異といふべく、現代文化は宗教を驅逐するなどゝいふ説に對して、有力な反證を擧げてゐる。而してその信仰も傳道も、今尚ほ發生期の生々した活氣を呈してゐる事に於て、現在の天理教は宗教の生命を研究する者にとつての好材料である。教理の理論的組織や教會の統制制度を目標として宗教の品位を定める眼から見れば、天理教は幼稚な宗教だと云はれやうし、又その信徒多數の狀態から云はゞ、所謂下層社會の信仰に外ならぬといふ樣な判定をも下し得やう。然し、教理理論に於て異常の發達を遂げた佛教でも、その初めに於ては、出家乞丐の團體で、人生の無常を教へ、無我の修養を奬勵

した一運動に過ぎなかつた。佛滅後二百餘年、阿育大王が大傳道を開始した頃でも、その教は、それまでの婆羅門哲學に比して決して深遠を誇り得るものではなかつた。キリスト教も同樣でパウロの如き特別の傳道者の外キリストの直弟子等は思想家でも學者でもなく、その信徒は多く無知の貧民であつた。その爲にローマの政治家や學者からは輕蔑せられ、而もその信仰の傳播が異常の勢で進むので、うす氣味惡い新勢力として嫌忌せられ三百年間の迫害を受けたのである。發生期の信仰は、抽象的思想に捉はれず、社會の因襲に支配せられないで、醇乎たる信念で延びて行く、その成長の力がある點に於て、宗教研究上最も興味ある題目である。

十九世紀は、一方機械文明の長足の進步に於て著しいが、他方種々の宗教發生があつた。而してそれが回教國の如く現代文化の餘り觸れない方面に、バハイズムが出ただけでなく、物質文明の優と稱せらるる米國でも、クリスチャンサイエンスの如き著しい勢力が發生した。且つ最近、唯物史

觀を基礎とし、宗教を仇敵とする經濟思想で革命を遂げたロシヤに於ては今まで國教會の壓抑の下に呻吟してゐた異端各派が、新治下に於て却つて開發成長しつゝある事を傳へる。我國では幕末以來新信仰發生の力が現はれ、その中に明治年間になつて發達を遂げた者が少からずあり、その勢は明治中期に於て世間を驚かし、所謂識者間の問題となつた位である。その原因事情として考ふべき點は色々あるが約して云はゞ、在來の組織宗教、佛教も神道も、形式固定して人心に遠ざかり、新來のキリスト教も亦、その複雜な教會制度や、分裂論爭の教理問題を持ち込み、直接切實の感化を布き得なかつたのがその消極的原因であらう。而してそれに對する積極的原因としては、人性天眞の宗教心が、眞摯な體驗者を得て、直截に表明せられ、切實に人心を動かしたに外ならぬ。されば形に於ては新宗教の樣でも、本を尋ねて見れば人間元來の宗教心が、概念や因襲や形式の皮殼を打破つて、天眞の發露を求めたのが、十九世紀から今日にかけての新宗教運

動であつた。今後とも、機械文明の苦惱が增すと共に、此の如き天眞を要求する宗教運動は、所謂文明や學術に對する挑戰として、又は機械の奴隷になつた人間に對する救濟として、尙一層興つて來るであらう。

今尙ほ發生期の成長を遂げつゝある天理敎、その他類似の宗教運動について、自分の觀察は、ざつと上記の如くである。從つて硏究者として自分の興味ある點は、その教會の今までの發達に於て布教傳道がどの樣にして進むで來たかといふのが、その主要な一つである。布教傳道の活動は一方その敎の信仰と、他方社會周圍の事情と皆共々に考ふべき事柄ではあるがその複雜な觀察をたどる一つの好端緒は、布教傳道者の信仰經驗と活動事業とにある。特に發生期の宗教に於ては、その布敎者の多くは、父祖傳來の信念や習慣で動くのでなく、自己各自の發心や苦心で働いて來たものであるから、布教者の經驗や事業を觀察する中には、その信念や社會との關係をも含むで、信念傳播の活きた跡を發見し得る譯になる。

此樣な考へを抱いてゐた所へ、天理教管長たる中山正善君が、大學の卒業論文として、傳道に關する研究をして見やうとの事であつたので大にそれを歡迎し、一般に諸宗教の傳道史と共に、特には天理教の活きた記錄を材料として研究せられる事を勸めたのである。その結果、天理教に關する部分は、今公刊せられる調査として出來上つた。その內容については、一々記述する必要もないが、その中には自分の豫想がよく證明せられた點のあると共に、又豫想しなかつた新方面の事實も出て來た。例へば天理教傳道者の既往の宗旨が佛教に多い事や、特に初期に於ては種々の迫害に遭つた事などは、大體輪廓的には豫想してゐた點であるが、此の研究でそれが具體的にはつきり現はれてゐる。之に反して豫想しなかつた事は、傳道地の選定に關する事項で、此項を充實してゆけば、天理教傳道史の生命を示し得やう。即ち中山君が進んで計畫してをられる天理教傳播の地理的研究がそれであつて、傳道の個人的事情の外に、傳道の連絡や、傳播の經路、

並に感化の狀態は、地方社會學即ち Regionalism の見地からの傳道研究になる。固より宗教の感化は、個人心靈の問題であり、地理的要素はその外面事業にすぎず、特に天理敎の如く『匂ひかけ』の感化を主にする傳道に於て、個人的要素の『肝要な事は云ふまでもない。それにしても、その『匂ひかけ』が傳はり、又種を下し、若芽をふいて成長するには、地方社會の生活狀態や民情氣風といふ事が、種を下すべき土壤として大切の要素になるのである。今回の調査中、傳道地の選定といふ一項は、此方面の端緒を開いたものとして大切の事と考へられる。

尙ほ又將來について云へば、此と同樣の調査を十年二十年後にして、それを今回のと比べて見れば、例へば父祖二代三代の傳道者が增し、傳道開始の處女地は或は減じてゐるかも知れぬ。但し敎勢發展の模樣では、その反對に、新信の傳道者や處女地が一層增してゐるかも知れぬ。此は勿論豫想のつかない事であるが、管長として中山君の一代に、如何の變遷が時々

の調査に現はれるか、最も興味ある事で、教會にとつては大切の事であらう。卽ち單に研究者として見れば、時々の調査に現はれる事實を如實に觀察するので足りるが、教祖の遺命を繼承して『おたすけ』を擴げるべき重任ある管長の立場から見れば、今回の調査は、活きた傳道の指導按配を考へるべき指鍼の端緒が開けた譯である。勿論管長に於ても、傳道者に於ても、信仰そのものが生命の根本原動力であるから、配置とか方法とかいふ事は、それに比べては第二義の事である。然し種子を選ぶのみが農作の能でなく、土壤や肥料、又器具や作法も、缺くべからざる大切の事である。此點から見て、中山管長の今回の研究は、教會の實際的問題としても、意味の深いものであらう。而して傳道者は、又此の調査の全體を理解して、自己が教會の中に占めてゐる位置と責任とを考へて見る手引とすれば、その覺悟は管長の指導と相俟つて、教會の生命を伸張する力にもならう。

最後に一言を加ふれば、此調査は天理教會の事であるが、他教派の人々

も此を參考とし、各自同樣の調査をして見たならば布教傳道の上に何かの光を得やう。

傳道についての考へを多少述べて、中山君の調査公刊の餞とする。

昭和五年七月十日

姉　崎　正　治

自序

傳道布敎と云ふ事は、個人の信仰生活にとつて重大な意義あるものであると共に、又敎團生活から云つても傳道の盛衰によつて敎團の生命の有無を論ぜられる程主要な事柄であると云ふ事に就いては、今更多言を要しない。過去の歴史を顧みると我等は幾多宗敎の生滅を知るが、其の各宗敎は夫々の理想を主張し傳道する事によつて歴史の頁を彩つてゐる事の如何に多いかに驚き、又一見傳道とは無關係に思はれる幾多の歴史的事實の背面にも、多少とも宗敎傳道の影響がある事に氣付くものである。而も此等宗敎の傳道方法に至つては、積極的なもの消極的なものなど種々雜多であつて、宗敎の共通性とも見るべき博愛慈悲の心より、平和的救濟手段によつて傳道する場合が、其の大部分を占めてゐる。併し乍ら時としては開敎の精神からして積極的に排他主義的な鬪諍傳道を主張するものもあり、又鬪諍的傳道との對抗上、博愛主義や衆生濟度の平和的傳道方法を捨てゝ、戈を交へて異敎徒を仆してまでも、自分達の理想の貫徹

に努力した場合があり、玆に傳道は宗教鬪諍となり人類救濟の本來の使命よりはなれて人命を害ふに至る。例へば、マホメットの如く、日蓮の如く、主義として鬪諍傳道を眞向に振り翳すものもあり、或は十字軍の如く、一向一揆の如く、多少は信仰問題以外の動機が混つてゐたにせよ、鬪諍傳道に對抗して戈を取つたものもあり、此等は鬪諍論者であるか否かに不拘、互に一步も讓らず戈を交へて人命を害つて迄も各自の信仰的理想を主張し傳道線を擴張する爲に努力したのである。

更に、消極的傳道によつて歷史を彩つたものとしては暴君的彈壓の下に無慘な迫害を蒙り乍ら屈せずして信仰を續け、又殆ど何等の反抗をもなさずして時の至るを待ち、潛行的に脈々たる信仰の生命を子孫に傳へ擴めたものがある。其の例としては初期のキリスト教、及び日本の切支丹の事實等をあげ得ると思ふ。

此等の史實より論ずれば、宗教信念によつて點火された理想の主張が傳道となつて現れた時に、其の傳道は其の信仰者の結團力の大さに比例して如何な場

合に遭遇しても、必ず何等かの方法によつて貫徹され、歴史を彩る何等かの文化を殘すものであると云ひ得よう。姉崎博士は其の近著『切支丹傳道の興廢』の序言に於て宗敎の宣傳を、『人類の歷史に於て最も力强く、又意義深い事實』の一つに數へられたが、宗敎文化の構成に當つて傳道布敎が如何に重大な役割をするかはこれによつても明かであり、傳道布敎の盛衰こそ宗敎の生命を測度するメーターであるとさへ云ひ得よう。

併し傳道の方法に就いては、單に各宗敎理想の差違によつて異るばかりではなく、同じ宗敎理想の下になされる傳道にしても、時代の流轉につれて消長あり又變遷するものである。即ち一方には開敎當初の積極的傳道も時代と共に信仰的熱情の冷却に伴つて消極的な傳道方法を取る樣になり、更に信仰の結團がもえ出でゝは傳道は再び積極的に行はれる等、時代の推移による信仰熱情の波動的變化が直に傳道の狀態に反應し、又假令開敎以來同一の理想に動き、同一の熱情を保ち得たとしても、時代と共に敎理の解釋法表現法が遷るにしたがつて傳道方法にも自づと變遷を來した場合も考へ得られる。例へば何れの宗敎に

ても時と共におこる分派作用は、第一の理由も其他の理由も含まれてはゐるが主に後者の場合とも考へられるものであり、更に長い時代を考へる時には、師主の人格及び其の宣布の眞理を信じて、現實生滅の中に久遠の實相を發見し體得するにつとめた沙門も、後世になつては塔寺を建てゝ極樂の樣を現世に表すを心懸けるやうになるが如き、神の國と皇帝の國とを分けて博愛を說いた使徒も、敎會法を以て王者の國をも支配する法皇となり、或は再轉して王者の保護の下に遠洋に侵出するものが現れ、或は劍とコーランとに他民族を征服した昔時の勇者も、今は異敎徒への通婚を許さずして排他的民族連鎖の敎團に固まると聞く等、前者の例は一々枚擧に遑ない有樣である。而も此等傳道の消長、變遷と、宗敎の生命の有無とを比較考慮したならば、兩者間に不可分の關係ある事が窺はれて、傳道の消長によつて宗敎の生命を論じ得る事が自づと諒解出來得る所である。

飜つて現在の天理敎は如何なる時代に逢着してゐるか。其の傳道方法は如何であるか。其の結果は如何に現れてゐるか。而して今日に及んだまでの傳道史

はどうであるか。又傳道の將來は如何に推論されるだらうか。本編は傳道者の過去現在の經驗を調査して、傳道史の消長變遷を調べ、將來を類推しようとしたものであつて、天理教の教理内容に觸れたものではないが、本文に入るに先つて茲に傳道に至るまでの教理的順序を略述して參考に供へよう。

抑ゝ天理教は天保九年陰暦十月の下旬、教祖神憑りに始まり爾後約五十年教祖躬親ら神の指圖により教の大旨を述べられたもので、或は『おふでさき』『みかぐらうた』として筆錄され、或は『どろうみこふき』其の他の口傳として語り傳へられてゐる。此等の教義には天地の創造より、人間萬事に關して、親が子に教へる慈悲の心を以て說かれてゐるが、之によると人類は元來『陽氣暮し』をする樣にとの親神の思召より此の『ぢば』にて創造され世界へ擴つたのであるが、『心使ひ』だけは人類の勝手に委ねられたゝめ、長い年月の間に『心得違ひ』をして『ほこり』にまみれ『やまひ』となつて心身をくもらし、『陽氣暮し』が出來なくなつたのである。親神は此事を早く世間一般の人類に知らしたいと思はれたのだが、『しゆん』が來なかつたので今日まで延引した。が今や『旬(しゆん)』も

熟したので『この度は神が表へ現れて、何か委細を說き聞かす』のであるとの思召より、教祖は人類救濟の親としての自覺の下に、この世を『陽氣暮し』の世と『立替へ』るため其の方法を指示されたのである。其の方法とは何であるか。それは『心得違ひ』を正し、又『心得違ひ』をせぬ樣にする事である。即ち人間本來の性質に立ちもどる事であり、人間生活をくもらす心身の『やまひ』を除いて頂く事に外ならない。人類の親である神樣には、人類の可愛い事は丁度人間の親が子を慈む情と少しの異りもない。其の子供が心得違ひをするために、親神よりみては『かしもの』であり人間よりみては『かりもの』である人間の心身に親神は『障り』をつけて、お前は心得違ひをしてをるぞと『おしらせ』下さるもので、『病』と見えるは心得違ひに對する親神の『おしらせ』に外ならないのである。依つて『おしらせ』により、心を正しく取り直して生れたまゝの心になり、親神にお縋りするならば、親神は必ずその心を受取つて、御守護を下さるものである。かくて親神の御守護を得た者は『ぢば』の親里を慕ひ歸り、又益々心を澄ますために、又親神への感謝のしるしに日々『ひのきし

ん』の生活をなし、如何な場合に遭遇しても『たんのう』の心がけを以て、『陽氣暮し』の生活へ〳〵と、近づく事に『つとめ』るのである。

併し乍ら元來『心使ひ』は人間の勝手に委ねられたのであるから、やゝともすれば『人間心』を出して些細な場合にも『不足』を感ずるは間々ある事である。此の時も親神の御慈悲は其の不心得をお怒りにならずに幾回となく『かしもの』に『お手入れ』下されて不心得を『おしらせ』になるのである。此の『おしらせ』を受けた者は『むねのうちより思案して』不心得を『さんげ』し、身上の『お手入れ』は親神の『おしこみ』であると悟つて、自づから信仰の熱を高めるのである。恰も雨降つて地固る樣に、『節から芽が出る』と教へられてゐる樣に、此の不心得は反つて信仰生活を深める節となり、終に嵩ぶる信仰心は胸の内に秘めておくによしなく、語り草となつて次から次へと『にほひがけ』されて埃まみれの世の人を救つて『陽氣暮し』の世に立て替へようと『つとめ』るのである。是の如くに、傳道布教に從事する人を、通常『おたすけ人衆』又は『神の用木』と呼んでゐるが、此の『神の用木』であり『おたすけ人衆』であ

る人の數が增すにつれて道は限りなく伸展するのである。

以上は天理教々義よりみた傳道開始に至るまでの經路を略述したものであるが、教祖は此の『ほこり』に惱む人を救ふ『助一條の道』を單に『おふでさき』『みかぐらうた』に筆錄されたり、又は語られたりしてお說きになつたのみでなく、天保九年以來約五十年の後半生に於て、躬ら御苦勞の道を步まれて傳道者の通るべき『ひながた』を示されたものであつて、天理教傳道者は教祖の此の『ひながたのみち』を典型的道として辿るもので、教義論と具體例の兩者を擔つて、助一條の道に邁進してゐるものである。

卷頭姉崎博士の序文にもある樣に、私は大學の卒業論文として傳道に關する研究を志し、其の一斑として天理教傳道者の傳道を中心とした生活狀態の一端を調査し、九十餘年の傳道史のあとをたづねたものである。

卽ち『お助け人衆』として現在教祖の『ひながた』の道を辿る傳道者は幾人程居るか。何處に居るか。其の狀態はどうであるか。又其の過去の經驗は如何

に等、前にも述べた樣に此等傳道者の個人經驗を調査する事によつて、九十年の傳道史を明かにすると共に、傳道の將來に對して何等かの參考を求めんとしたものである。而もその資料蒐集に關しては時日が短かつたゝめ思ひもよらぬ大袈裟な調査となり、多數の人を煩すに至つたが、その結果萬餘の傳道者からの誠意ある回答が座右に嵩高く山積されるに至つたのは、これ偏に親神樣の御守護と教祖親樣のお德との賜であり、同時に蒐集者回答者諸君の誠意によるものであると、厚く感謝する次第である。

　理想を遠くに馳せ乍ら事實は之に伴はず、豐富な資料を提供され乍ら、充分之を消化し得られなかつた身の非才をかこちつゝも、又資料全體を整理する時間もなく僅に其の一部分を整理したゞけではあつたが、兎も角大學を卒業する事が出來たのは、これは私一人の力で卒業したのではなく、傳道者諸君の眞心が團結して後援された結果と信ずるものである。

　即ち大學を卒業し得たからと云つて、此の多勢の至誠と努力の結晶であり且一行一句溌剌たるまことの生氣の溢るゝ回答によつて綴られた此の調査を、徒

に單なる論文の一斑として埋藏したのみで不問に付する事は私の心苦しい所であり、又諸方よりの慫慂もあり、玆に不文をも顧りみずして、廣く世間の批判を仰ぎ、同志諸君に頒けて傳道の參考に供すべく、調査當時より滿二ケ年を經た今日、舊稿に等しい本編ではあるが、敢て公刊するに至つた所以である。

かくて本編は調査後滿二ケ年の今日、又筆を執つてから約一年半になつて殘餘の整理を終へ漸く公刊さるゝに至つたのであるが、此の長い間種々な事情のため始終此の整理ばかりにはかゝれなかつた。而して前半は論文を少し訂正したゞけで大部分はそのまゝ用ひたゝめ、後半との間に或は重複したり、詳略の差が大であつたりして再三稿を改めた所もあるが、尙完全を期する事の出來なかつた事を豫めお詫びしておきたい。

蓋し本編は傳道者の個人經驗に關する數量的な比較調査を眼目としたものであるが、其の間傳道者の回答を引用して實例にした所が多い。此の傳道者の回答文こそは傳道者のみちすがらの實錄であるから、此の回答文のみを讀むだけでも、傳道第一線にある人又は第一線の傳道者を志す人には充分傳道の栞とし

て役立つ事と思ふ。かくて本編が單なる歴史的調査記録としてのみならず、布教傳道上の參考資料として利用され、外部世間の天理教傳道者に對する理解を促し、内面幾分なりとも傳道舞臺の躍進を促すことが出來たならば、本編公刊の目的は達し得たと信ずる。

大學在學中及び其の後に於て、師事した諸先生及び諸先輩の感化影響は勿論の事、本調査遂行について特に姉崎教授、矢吹博士の懇切な指導を辱うしたことは深く感謝する所である。加ふるに恩師姉崎博士は私にとつては學生々活の結論であり、教團生活の序論とも見られる本編の出版に際して、お忙しい時間の寸暇を割いて序文を寄與され、出版を意義づけられた事は肝に銘じて忘れ得ぬ思ひ出である。

謹んで厚くお禮を陳ぶ。

昭和五年九月五日

中山正善識

はしがき

一、本編は、天理教傳道者の傳道を中心とした生活狀態の一端を知らんがため、昭和三年九月に調査した結果其の報告者一二、四八〇名を主要資料とし、參考として中央部の記錄を用ひた。別表とあるはこれである。

一、本編の第一章より第七章までは、昭和三年十二月廿八日、東京帝國大學文學部へ提出した卒業論文『傳道ニツイテ』の一部を骨子とし更に補筆訂正を加へたものであり、第八章以下は、二年後の今日になつて當初の計畫に基いて補稿したものである。

一、本編は、第一章に於て、調査方法及び問題の大要を述べ、第二章及び第三章に於ては、一は傳道從事以前の信仰職業等の生活狀態及び其の他を調査して從來の經驗を考察せんとするものであり、第四章以下第七章に亘つては傳道期中の諸經驗を分類調査したものであり、第八章は性及び年齡等の生理的事情が傳道に如何に影響してゐるかを示し、第九章に於ては天理教傳道史を

八期に區劃して各時代の傳道特徵及び傳道線變遷を調査したものである。第十章は地理的に傳道線の消長を考へ、更に傳道者の出身地と現住地（傳道地）とを比較したもので、風習、地勢が傳道に及ぼした影響を知らんが爲めである。又第十一章に於ては、調査各項の回答率を比較して回答者の態度を推測したものである。

一、調査は一ヶ月の短時日の間に、海内各地は勿論、鮮滿にも及ぶ廣範圍に亘つて行つた爲め、其の結果に就ては多少の不安を抱いてゐたが、集成部の調査主任堀越儀郎君、山澤爲次君を初め、蒐集係諸君の努力よろしきを得て豫期以上の成績を收め、杞憂された期限内に、一二、四八〇名の回答報告に接したことは感謝に堪えない。

卷末に蒐集係諸君の氏名を連ねて其の勞を犒ふ。

一、整理期間は自づと二分されてゐる。

第一整理期は、昭和三年の十二月迄で、此の間に整理出來た回答數は、三、五二四名で、これは卒業論文の一部としたものである。

第二期は、昭和四年春より五年の春に跨がつたもので、整理助手を減じて、且又急がずに殘餘の回答票を整理した爲め相當長くかゝつたが、結局報告總數一二、四八〇名の報告票の整理を全うする事が出來た。(昭和四年九月の稿本に一二、七三一名とあるは誤算である)

一、回答票整理に關しては、

第一期には、岡本久長君、柏原義則君、山崎潔君、高橋德治郎君、佐野義男君、谷岡元太郎君、辻豐彦君、山中忠正君、東井三代次君、高橋道男君、岩佐千秋君、上田民夫君、小松原義則君

第二期には、岡本久長君、今村英太郎君、後藤總一郎君、田代澤治君、橋本武君

の助力に負ふ所が多く、又第一期第二期を通じて、共に三才寮其の他の學生諸君を煩はした事が多い。玆に諸君の勞を謝す。

一、回答者は不遠慮な質問に對しても、眞面目な態度で微に入り細に亘つて、其の事實を語り他言を憚るが如き私事の秘密をも忌憚なく報告された。これ

本編の價値を高むるものと信ずる。茲に深く謝意を表す。

一、本編編纂について、參考とし又は引用した書物は、次の如くである。但し印刷物のみを記し、記錄類には及ばず。

天理教教規及規程（天理教教廳　昭和三年版）

現代青年の宗教心（歸一協會編、同協會協會叢書第六輯大正七年十一月）

勞働者の思想調査（東京帝國大學文學、宗教學研究室編、大正十二年）

天理教年譜表（地場思潮社編、昭和二年三月）

一、最後に本書の重なる標準數字を左に連記しておく。

發問教會數　一〇、四三三

報告教會數　九、五五五

報告總數　一二、四八〇名

教會總數　一〇、四三三（昭和三年七月廿四日現在）

教師總數　五三、五八七（昭和三年七月廿四日現在）

人口　七九、四三六、五二五（第四十五回日本統計會編）

天理教傳道者に關する調査目次

姉崎博士序……
自序……
はしがき……
第一章　總說……一
第一節　調査の目的及び其方法……一
第二節　調査事項……二
第三節　調査資料の蒐集……一六
第四節　調査資料の整理……一八
第五節　本論の構成と整理項目との關係……三三
第六節　結果より見たる缺點及び注意……三七

第二章　入信前の生活……四四
第一節　宗　旨……四五
第二節　學　歴……五九
第三節　入信前の職業……六一
第四節　天理敎に對する態度……六六
第五節　概　評……七四
第三章　入信の動機と傳道開始迄の生活……七七
第一　入信の動機と其年齢……七八
第一節　入信の動機……七九
第二節　入信の年齢……九六
第二　傳道開始迄の生活……九六
第三節　傳道開始迄の期間……九七
第四節　職　業……九八
第五節　環　境……一〇〇
第三　概　評……一〇八

第四章　傳道の動機と其年齡……一一〇
第一節　傳道の動機……一一〇
第二節　傳道の年齡……一三三
第三節　概　評……一三三
第五章　傳道地の選定……一三五
第一節　傳道地の選定……一三五
第二節　概　評……一五二
第六章　傳道過程と社會の態度……一五四
第一　傳道の過程……一五五
第一節　傳道地變更の理由……一五九
第二節　變　更　地……一六七
第三節　變更の回數……一七一
第四節　第一期傳道完成迄の日數……一七六
第二　社會の態度……一七八
第五節　家族の態度……一八〇

第六節　親戚近隣の態度……一八六
第七節　他宗派の態度……一九〇
第八節　官憲の態度……一九五
第九節　傳道者間の態度……一九八
第三　概評……二〇〇
第七章　傳道費用……二〇三
第一節　傳道費の出所……二〇四
第二節　設立費の出所……二〇九
第三節　概評……二一四
第八章　性及び年齢……二一六
第一節　性別による差異……二一六
第二節　年齢……二四一
第三節　傳道者の婚姻關係……二四五
第四節　概評……二五六
第九章　時代的考察……二六〇

第一節　各期の傳道特徴……二六〇
第二節　傳道線の沿革……二六五
第三節　概　評……二七六

第十章　地理的考察

……二八三
第一節　出　身　地……二八三
第二節　傳道者の分布……二八九
第三節　出身地と傳道地との比較……三一六
第四節　概　評……三三二

第十一章　回答率

……三三五

附表目次

第一表　教會別回答整理統計表……
第二表　回答者出身地（府縣別）……
第三表　回答者現住所（府縣別）……

第四表　入信前の信仰
第五表　學歴
第六表　入信前の職業（一—六）
第七表　本教に對する本人の態度
第八表　入信の動機（總括）
第九表　同（細別）（病名）（一—三）
第一〇表　同（細別）（罹病者）
第一一表　同（細別）（事情その他）
第一二表　同（細別）（死による因緣自覺）
第一三表　入信から傳道迄の年數
第一四表　入信前と後の職業の異同
第一五表　入信當時の環境（親戚の態度）
第一六表　同（近隣の態度）
第一七表　傳道を決心せし理由
第一八表　傳道地の選定（理由）

第一九表　同（選定地）……
第二〇表　同（選定地の種別）……
第二一表　傳道地變更（理由）……
第二二表　同（回數）……
第二三表　第一期傳道の期間……
第二四表　家族の本人の對する態度（傳道當時）……
第二五表　同（教會設置又は後任就職當時）……
第二六表　社會の態度……
第二七表　傳道費の出所（傳道費）……
第二八表　同（設立費）……
第二九表　授訓年齢……
第三〇表　傳道地變更年代……
第三一表　傳道開始期……
第三二表　第一期傳道完成期……
第三三表　補命年齢……

第三四表　回答者出身地現住所(移動)一覧表……
第三五表　教會別蒐集係氏名一覽表(一實線表(三)……

別表目次

別第一表　教校別科卒業生期別表……
別第二表　教師數年度別表……
別第三表　教徒數地方別表……
別第四表　教會設置年度別表……
別第五表　教會設置時代別表……
別第六表　地方別統計表……

附圖目次

附圖一　人口に對する教師の密度……
附圖二　教師數に對する回答者數の比……
附圖三　傳道線系路圖……

天理教傳道者に關する調査

中山正善

第一章　總説

第一節　調査の目的及び方法

本調査の目的は、天理教現在の傳道者につきて其の個人的經驗の内容を統計的に明示し、天理教傳道情勢の一端を示すにある。

天理教々義及史料集成部のうちに教會調査部を設けて、全國一〇、四三三ヶ所の教會擔任傳道者について發問法によつて調査しようと思つたが、回答者の中に高齢者も相當多

く、又無筆者もある見込みより、別紙の如き問題用紙(表見返參照)を用ひて更に主任、助手(後述資料整理の項參照)に問答法によりて記入を依賴した。(但一部は郵送されたらしい形跡もある。)

第二節　調査事項

一、問題及び發問用紙

問題は別紙の様に分類した。

用紙は

甲　回答用紙　(表見返參照)

乙　補助用紙

丙　說明用紙

甲號は回答本紙で

乙號はその補助用紙である。

丙號は主任及び助手に對する說明に用ひたものである。問題を甲號の如くに片隅に印刷して空白欄を多く作つたのは回答者に不便を與へ、又整理上よりみると非常に手數のかゝつたものではあるが、

1、出來るだけ詳細なる回答を求めたる事

2、回答用紙のみを見て書くにはあらず、主任助手の問答的に記入する事を求めたる事

の理由よりかゝる用紙を作製したのである。

二、問題の說明

1、原籍(最初の本籍) 2、轉籍(現在の本籍)

之は各人の出身地を知らんとしたものである。

玆に本籍を二つに分けたのは、單に本籍と言へば、現在の本籍のみを記入してそれ以前のものにわたらない。而して天理教傳道者にありては、信仰上の見地より出身地にその本籍なく、傳道に成功して教會を結成した土地に本籍をうつしてゐる者が多い。よつて二項に分けて記入を求め、最初の本籍をとつて出身地を知らんとしたものである。

但し1、の本籍は必ずしも回答者の生國、又は成育地を意味しないが、之によつて大體に所謂お國風又はお國堅氣なるものはうかゞはれると思ふ。

蓋し戸籍の生じたるは明治の初期であるが、それ以前に出身地を離れてゐる人にとつてはこの方法にてもその出身地を知る事は出來ない。併し大體に於て交通の發達と、思想、産業の開發に伴つて、轉居移住の頻繁になつたのは、明治中期以後の事であり、それ以前に轉居移住するものがあつても大抵は他國者として輕蔑されたので、あまり移住轉居を欲しなかつたと聞く。よつて此の第一項で出身地を求むるのも滿更無意味ではないだらう。

3、現　住　所

本調査は次項でのべる樣に教會所を基準にして進めたるものであるから、回答者の現住所は直に傳道地を意味し、2、と合することも多く、又4、教會名稱の所在地を示すものである。（一部例外あり）

4、教會名及び　**5、姓名、生年月日、男女、**は説明なくて自づと明かである。

6、創設者なるか後任者なるか（後任者の場合は創設者の履歴を各項に亘り別紙に記入し其の旨備考に附記する事）

こゝでは本人がその教會の建設に至る迄の傳道の中心者であつたか、又は創設者が死亡又は其他の事情により、其の教會を去つた後をうけて教會擔任者となつたものなるかの記入を求めたものである。後者を後任者、前者を創設者と呼ぶ。

斯く創設者と後任者とに大別したのは、二者は各自の傳道經驗に於て、その出發點より大に異るものあるを以てである。一は自力にて信者を漸次に結成して、教會をなし上げた人であるに反して、他は最初よりその教會を治めるべき責任者であり、信者の結成と共に更に教會の行政にも力を注がなければならない。勿論後任者にも傳道の經驗ある人も多いが、中には全く傳道にあづかつた事のない人もある。よつて其の經驗が一様に論ぜられないからである。又本編は傳道者の個人經驗の調査ではあるが、該教會の擔任者が後任者である場合には、判明する限りに於て其の教會創設者の傳道經驗の報告をも求めた。之は一にその教會傳道史として教會本部に保存したい爲と、一には創設時代に於ける傳道經驗を多く集めんとしたる爲である。從つて一名稱の教會より二通三通の回答も可能なわけであり、發問數より多くの回答を得たる所以である。

7、履　　歴

イ、學歴

ロ、兵歷
ハ、布教前の職業
ニ、配偶者關係
ホ、授訓年月日、年齡
ヘ、教師檢定試驗合格年月日、年齡
ト、教校別科卒業年月日、第　期、年齡
チ、教師拜命年月日、年齡

本調査全體が本人の履歷であるとして見れば、本項に履歷として、イ、學歷、ロ、兵歷、ハ、布教前の職業、ニ、配偶者關係、ホ、授訓年月日年齡、ヘ、教師檢定試驗合格年月日年齡、ト、教校別科卒業年月日第　期年齡、チ、教師拜命年月日年齡を求めたるは當を得たるものでないとも言ひ得る。併し之は此項名に重き意味あるにはあらず、唯その細目をまとむる便宜的な名である。細目中イ、—ニ、は說明しなくとも判明する。ホ、授訓年月日とあるは、天理教教理上より見た傳道資格たる授訓を得たる日で、通常おさづけをいたゞくと稱するものである。（註二）

ヘ、教師檢定試驗合格とは法律の認むる傳道者となる資格試驗にて、教規々程の定むる

ものにつきて行ふ。(註二)

ト、教校別科卒業とは、これにて公然法律の認めたる傳道者(普通に教師と呼ぶ)たる資格の生ずるをいふ。(註二)

チ、教師拜命年月日　**ヘ**、及び**ト**、は唯資格のみを有するものにてその願出により教師として補命登錄されるものである。

8、家族の狀況

イ、入信當時

ロ、布教當時

ハ、教會設置當時

ニ、現在

家族の態度及び狀態が本人の信仰的行動に大に影響を與へるは明かな事である。卽ち家族制度の嚴重な我國に於ては、子弟又は妻女の信仰の自由は動ともすれば壓迫され勝である事はしばしば見聞する所である。本項に於ては、**イ、入信當時、ロ、布教當時、ハ、教會設置當時、ニ、現在**と時期を分けて家族の狀態態度が本人に如何に影響したかの記入を求めたものである。

9、入信の動機

イ、入信前の信仰狀態及び本教に對する所感

ロ、自己又は家族の身上による入信(靈救又は因緣の自覺等によるか詳細に記入する事)

ハ、事情による入信

ニ、教理的信服による入信

ホ、親讓りの信仰

ヘ、其の他による入信

ト、入信當時の周圍(親戚近隣の人々)**の態度**

本項に於ては、信仰するに至つたその直接の動機を求めたものである。本來宗教信仰を起す遠因を總括的に云へばその過去の經驗全體であり、又は教理上より考へると、前生よりの因緣によつて信仰に導かれるのかも知れぬが、併し又、直接回心の動機となつた事情があるものである。即ち本項にては此の記入を求めたのである。而して便宜上大體、**ロ、自己又は家族の身上による入信**(靈救又は因緣の自覺等によるか詳細に記入する事)**ハ、事情による入信、ニ、教理的信服による入信、ホ、親讓りの信仰、ヘ、其の他による入信**に分つ

たものである。其内、**ロ、身上**とは身體に關する事、具體的にいふと、病氣の事であり、(教理上よりして病氣に罹るを身上にお手入れをいたゞくと言ふ)**ハ、事情**とは一家の不和、事業の不成功等精神的苦痛を感ずるもので嚴密に云へば、身上も、事情の內に內包されるものであるが、此處にては特に身上以外の事情を示すものである。

ホ、親讓りの信仰とは父母又は祖父母が信仰して居たる關係上、本人も自然と信仰する樣になつた場合で、中には特に個人的回心の動機を持つてゐるものもあるが、必ずしもさうとは限らない。いはゞ家の宗旨として信奉する中、何となくそのまゝ本人の信仰となつたものである。

イ、入信前の信仰狀態及び本教に對する所感及びト、入信當時の周圍(親戚近隣の人々)**の態度**は動機の上に直接參考となる事柄と考へるから、便宜的に本項へ入れたものである。

10、**布教の動機**

イ、入信後布教開始迄の日數

ロ、入信後布教迄の職業其の他

ハ、布教を決心するに至りし理由

ニ、布教前の信仰と布教後の信仰の比較

入信と同時に傳道に從事する事はあり得る事であり、又一面嚴密なる判斷よりすれば、公然と信仰生活を表示する事が傳道の一助となる事が多い。併し傳道を自己第一の仕事として、乃至は第一のつとめとして傳道生活を始めるには、いくらかの信仰期間を要するものであると考へらる。その傳道從事の機緣の記入を求めたものである。尙細目中の**ハ、布教を決心するに至りし理由**のみが本項目に該當するもので、他は便宜的に入れたものである。

11、布教地の選定

イ、自發的か

ロ、教會長又は先輩の指圖によるか

ハ、本教布教の處女地なるか、他人の成功(又は失敗)の地なるか

いざ傳道に出でんとしても、さて何れの土地に向ふべきかといふ問題は、是亦傳道從事を決心した傳道者に取つて重大な問題である。而してその着手するには相當の理由があるものと見られる。「豫言者故鄕に入れられず」との俚諺もあり、又從來の生活狀態を知つてる人々の間にては、兎角傳道は難しいものゝ樣である。事實上天理教の傳道者にあつては、故鄕にて傳道を開始せるものも多いが、他に傳道に出た者も少くない。又その

選定にあたつては、自發的に某地を決定せる者もあり、又教會長其他より命令的に決定せられる場合も多い。これを調査せんとしたものである。**ハ、處女地なるか、他人の成功(又は失敗)の地なるか**は天理教に關して全然未知の地なるか、又先入の傳道者が既に成功して教會の設置してある土地なるか、失敗して居る地なるかといふ意味である。卽ち選ばれた土地が如何なる種別の土地であるかを知らんとするのである。

12、布教地變更の有無

イ、無

ロ、有

1、布教地(最初より變更順に記入)

2、理由

3、自發的か

4、教會長又は先輩の指圖によるか

5、布教開始後布教地變更迄の日數

布教地を變更するの可否については議論のある處ではあるが、事實上變更するものも多い。其の理由としては、甲地より乙地、丙地と順次に**ほひがけ**(註四)に廻つた初期の傳道

者もあり、他宗派、官憲、其他の迫害壓迫に堪へずして變つた者もあり、或は教會經濟上の都合で變更したものもある。或は自分一個の勝手より、又は失敗より變更したものもある。其の實狀を知らんとしたものである。之は變更の有無と傳道の早遲を知り得るものであり、又其の理由によつては傳道に對する迫害壓迫の實狀を知り得るものである。

13、**教會設置迄の經過**

イ、本部の認可迄の經過及び日數

ロ、本部の認可より地方廳認可迄の經過及び日數(未認可なれば其の理由及目下の狀況を記入のこと)

ハ、經費及び其の出所

ニ、其の當時の社會狀態及び環境(其の教會を中心として)

傳道第一期の成功は、幾人かの信者を結成して、小さい乍らも教團を組織し得た時を以て劃し得るとの考より、教會設置を限つてその經過を調べ、第一期(創業期)に於ける傳道狀態を求めたものである。

蓋し傳道に於ては第一期、第二期と別けても、其の間には概念的には輕重の差はなく、又本人の自覺、努力より考へては難易のあらう筈はないが、物質的より見て、又人情として、信

者の結成をなし得た以後と以前とは、いくらか差違があるものである。而して教會設置後は見方によれば純然たる個人傳道とも云へない。これらの事を考へ來る時には、事實上は此の第一期傳道には傳道者の最も緊張した個人經驗が現れてゐるとも云へる。**イ、ロ、**において、**本部認可、地方廳認可**の二種の教會がある樣に見えるが、之は信仰より考へると教會本部より教會設置を認められたる時に、教會としての教理的生命は吹込まれるものではあるが、法律上の資格は地方廳認可によつて生ずるものであるからである。

ハ、經費及び其の出所　宗教を一つの社會現象となし、傳道者も社會に生存してゐる事を考へると、如何に精神生活をなす傳道者でも、教理問題を離れ、論理的見解を去り、事實を考へる時は、經濟的に束縛を受ける事の多いのは見逃せぬ問題である。

ニ、其の當時の社會狀態及び環境（其の教會を中心として）其の教會は小さい範圍にての社會上、如何なる地位にあるかを知らんとしたものである。換言すると其の教會に對する周圍の態度についての記入を要求したものである。

14、教會設置の狀況

イ、擔任變更

ロ、教會移轉

ハ、昇格

ニ、其の他

之は傳道の第二期とも考へられるもので、一つの小敎團としての敎會が、如何に團體的の傳道に遷つたか、又如何にして此の敎會を管理したかについての調査項目である。

イ、擔任變更はその敎團の中心人物たる主任傳道者の變更を意味するもので、その理由の主なるものは死亡、辭任であるが、其他の理由によるものも亦少くない。その理由を調査せんとしたものである。

ロ、敎會移轉も亦度々生ずるものではあるが、理論上より考へる時、信者の集團地にある敎會を他に移轉さすは不可能の樣にも思はれる。が此處では事實に立脚してその理由の記入を求めたのである。

ハ、昇格とは敎會規程（註三、第二章參照）による敎會名稱の變更で、それは敎團の擴張を意味するものである。卽ち第二期傳道の一躍進として、信者の增加により敎會種別の名稱を一階昇る事である。

15、直屬部下敎會名稱

之は傳道の第三期行動とも見るべきもので、信者の增加よりして、その中より又新な敎

團としての傳道單位を分置する事である。卽ち命令すべき傳道單位を部下として有するに至つた時、上級教團として、命令者の立場として如何に傳道方針を建てたかを知らんとしたものである。

三、問題の分布範圍（發問範圍）

現在傳道に從事する傳道者全體について、其の經驗を調査する事は望ましき事ではあるが、到底實行し難い。尙且今回の如く短日月にては明かに不可能なる事である。よつて今回は全國の各教會の擔任者につきて、其の各自の傳道經驗について詳細に回答を求め、尙擔任者が後任者なる場合は、創設者以來の傳道經驗を知り得る範圍内に詳しい回答を求めたものである。これは今回取り得たる最大の範圍と信ずるもので、教會數に於ては一〇、四三三ケ所に向つての發問であるが、得たる回答數は一二、四八〇を示してゐる。これを地理的に見る時には日本內地は勿論、朝鮮、滿洲、支那、臺灣、樺太、アメリカの廣地域にわたるものである。併し今此の回答數を教師現在總數五三、五八七名（昭和三年七月廿四日現在）に比べると約四分の一過ぎないものである。

第三節　調査資料の蒐集

大體、教會系統別（註五）に調査を進めたのではあるが、朝鮮、滿洲、其の他の海外は地理的區別により各々の布教管理所、又は傳道廳に依賴して資料の蒐集につとめた。布教管理所又は傳道廳とは、朝鮮及び海外に設けられたる傳道並に、教會修理の機關である。

一、調査發問方法

本調査の蒐集係として各直屬教會より一名又は數名の人選を得て、その者を本調査に從事する主任、助手として當該教會系統內の調査を依賴した。而して先づ主任を集めて本調査の意味を說明し、各問題の各項にわたり充分に諒解を得、用紙を適宜に配つた。主任は或は更に助手を使つて全國に手別けしてその系統教會を調査した。（第一表及第三十五表參照）

二、回答方法

兎角被調査側についてみれば、かゝる過去の生活内容に立ち入る調査は歡迎されるものでない。而も現在は宗教生活に三昧する人々ではあるが、其前半生に至つては實に種々雜多で、之を口外するを喜ばぬ者も多い。又信仰狀態より考へて、以前の生活を想起せしめる事は、その結果に善惡兩方面の影響あるものである。卽ち懺悔の意味にて信仰を固め進むるものと、物質的世界を思ひ返して信仰をにぶらす者との二種ありと思はる。或はかゝる事によつて信仰をにぶらすは、未熟な信仰の所有者であると論斷する人があるかもしれぬが、人間たる以上その生活狀態に於て一時的幻惑を感ずるは往々ある事であり、又已むを得ない事と見做さなければならぬであらう。

故に今回の調査に於ては回答者に及ぼす影響を大に考慮して、成るべく郵送して回答を求めるが如きことをさけ、主任、助手に出來る限りこの意味を明かにして、詰問する態度にわたらぬ樣、穩かに調査する樣にと希望した。

尙郵送を避けた他の理由としては、天理教の現狀として傳道者全體の中には知識程度

の低い者多く、又相當の高齡者も多數ある關係上、筆記回答不能のものあり、依つて問答法によりて傳道者が話す所を記入する樣にと賴んだのであるが、これは又此の調査を穩かに進めると共に無回答數を減少させたい希望によるものである。

三、回答日數及び回答數

期限は少々無理と思はれる點もあつたが、整理の都合上九月末日限りとした。卽ち前後一ヶ月で集めんとしたのである。

而して事實に於ては此の期限におくれた者も多くあつたが結局は總數九、五五五の回答敎會があつた。（第一表參照）これは發問敎會總數に對して九一・五八%に相當す。

第四節　調査資料の整理

一、整　理　方　法

回答數多數で且雜多なる書振りにて、之を直に分類して用ひる事は煩雜なる上本調査とは直接關係せぬ項もあり、又回答用紙が之に堪ふる紙質でもないから、別紙(附錄四)の如き整理用紙を用ひて、直接本調査に該當する項のみを摘錄し、或は又回答用紙の分類により、更にその各項を細別して調査項目に近きものをつくつた。

二、整理要目の說明

本整理要目は各問題を更に細目に分ちて回答用紙より要點を摘錄して分類調査の便に供したもので、本調査に直接關係ないものは之を除外し、又は摘錄する事を差控へた。
此の調査要目についての說明は前述の問題の說明と重複する所も多いから、省いた所摘錄を差控へた所及び細目に分けた所についてのみ說明する。

2、轉　籍

此の項は出身地を知るに於て大して重要さはないと思つたから省略した。

4、敎會名　5、姓名

此の調査にては傳道者の個人的經驗が一目にして判明するものであり、中には本人の

秘密で他人に廣く知られる事の好まぬ點も多く、且回答者中より他にもらす事を拒む希望を申し來たるものもあつたから、摘錄には之を省き、紙頭に番號を附して回答用紙との連絡をとつた。本編中の引用文にはこの番號を記入すると共に、本人は創設者なるか後任者なるか現任者なるかの區別を**創・後・現**を以て示し、更に**男・女**の區別を附ける事とした。

6、創設者なるか後任者なるか

此項における後任者の中、現在その職にあるものを現任者とし、既に擔任を去つて現任者に職を讓れるもの卽ち創設者と現任者との中間の擔任者は其の何代たるを問はず之を一纏めに後任者として區別した。

7、履　歷

ロ、兵歷ニ、配偶關係は現在に於ける意味であるから、傳道當時には大して關係せず、且傳道當時の配偶者關係は8、項に於ても知り得るを以て之を略した。

8、家族の狀況

本項に於ては**イ、入信當時、ロ、布敎當時、ハ、敎會設置當時、ニ、現在**の各時代に於ける家族の狀態と其の各員が傳道者を通じて天理敎に對して取つた態度との二つを求めたものであるが、說明に徹底を缺いた爲め、已むなく後者の意味のみを採用する。

而して各細目を**祖父、祖母、父、母、兄、弟、姉、妹、子供、其の他**と分けたのは家族制度の關係上、比較的祖父母、父母等の支配權の强い關係もあり、其の好意、反對、無關心は大に本人の信仰に影響するものであるからである。

なほ**イ、入信當時、ニ、現在**を略したのは煩雜を避ける爲め、比較的傳道に關係ありと思はれる。**ロ、布教當時、ハ、教會設置當時**のみを採用した。

9、入信の動機

ロ、身上の項を1、**靈救**と2、**死による因緣の自覺**とに分けた。靈救とは、病氣の救はれたといふ意味でA、**自己**、B、**家族**とあるは、その病氣に罹り、**おたすけ**を得た人を示すものである。2、は家族の誰かの死亡したるについて、一家の因緣又は自己の因緣を悟り、入信したものである。

へ、は回答用紙には唯**其の他による入信**とのみ記入してあつたのが、整理の都合上1、**恐怖**、2、**つきあひ**、3、**功利的**、4、**興味**、5、**贖罪**、6、**其の他**と細別したものである。これはかゝる意味にて入信した人も多いだらうとの豫想上より分けたもので、**イ**、乃至、**へ**、と同等の項なのであるが、唯回答用紙の符號と合はす爲めに便宜上、**へ**、項を分けて六項にしたにすぎない。

併し實際上整理に當つて見るとこれ以上に雜多な項を作らねばならぬことゝなつた。

10、布教の動機

イ、入信後布教開始迄の日數、入信後直に傳道する者もあるが、概してその間には、いくらかの時間的開きがある。本項にてはそれを求めたのである。

ロ、入信後布教迄の職業其の他、入信後その信仰の程度又は悟りの内容より、直にあらゆる業をすてゝ信仰三昧の生活に入り得る人もあるが(かゝる人を私等は教會從事と言つてゐる。教會に於ける儀禮の助手及び雜用に從事する人までも意味されてゐる熟語である。)又入信前の職業を續ける人も多い。又轉職する人もあるから本項を設けた。

ハ、布教を決心せし理由、イ、ロ、の如き事もあり得るのであるから、入信の動機が必ずしも傳道を決心せる理由とはならぬ。又別に何等かの理由が考へられるものである。

而して回答用紙には唯一項として書き出されてあるが、本項の要目はこゝにあるのだから、整理上比較的多いと思はれる1、**自分の身上、**2、**家族の身上、**3、**事情、**4、**贖罪、**5、**修業、**6、**家業、**7、**教化、**8、**功名心、**9、**感激、**10、**義憤、**11、**反動、**12、**競爭、**13、**命令、**14、**其の他**に細別したのである。然しながら實際に整理に當つてみると身上(病氣)といふ中にも身上になつたことを神樣の御手入れ(御仕込みともいふ)と悟つて布教を決心せしものと、身上全快の結果感激して布教に出しものとの區別をして報告してゐるものも多數あるを發見した。**それ故に統計**

表では「身上」を以つて前者を示し、「靈救」を以て後者を示すことゝした。尙お地場で色々と訓諭されて布教を決心せしものもあつたので、それらは「靈地薫陶」として現示しておいた。5、修業とは傳道に從事することを以て自己の修業なりと考へしものを指し、6、家業とは親が傳道者であつた爲めその相續者として傳道を相續する意味である。

10、義憤とは「國家のため」又は「弱きに與する」等の俠氣によるものであり、12、反動とは迫害されるを見て反動的に傳道したるもの、又は親等との意見の衝突やその意に反する行動として傳道を始めたもの等を指し、13、命令とは親、上級教會長等の命令を意味す。

二、布教前と布教後との信仰の比較、本項は調査としては面白き項目なるも、蒐集中質問百出し、回答したものも其の眞僞が疑はれる樣に思はれたので、今回は之を保留することにした。

11、布教地の選定

神樣の御指圖によりと言ふは、教祖中山みき女、又は教祖昇天後明治四十年迄神命の取次者であつた本席飯降伊藏翁にうかゞつて、その指圖によつて布教地を決せるもの及び「おふでさき」を無心に開いて、その開かれた頁のお歌の意を判讀して決定したものを意味する。又布教地を決定するに於ても、田舍、都會、又は生國、居住地、他國或は海外と其の事情

を異にする。又自發的に決定したにしろ、先輩教師又は教會長の助言指圖にしたがつたにしろ、その決定には夫々理由あるものである。之を大體、夢により、知人親戚をたよりて、地圖を按じて、經濟上より、布教の難易より、人情を知る爲め、其の他の七項目に細別した。更に選定された場所につき、處女地、未結成地、成功地、失敗地の四種の區別を附した。

12、布教地變更の有無

12、の項を三つに分けて整理調査したものである。即ち

1、先づ場所を明かにした。

2、は其理由を明かにした。

3、には回數及びその年限を求めたのである。

(回答用紙の2、理由は、3、自發的か、4、指圖かの二項をまとめて2、とし、而して回答用紙の5、は、3、にあたるものである)2、の内にてd、素行上の過失及i、信徒出來ざる爲めは全く本人の不成績を示すものであり、引いてはe、官憲の壓迫f、世人の反對g、他宗教派の反對妨害等の理由を生ずる事が多い。

又第一回乃至第六回としてその日數の記入を求めたのは傳道者が傳道地を如何に考へてゐるかを見る好資料と考へたからである。ロ、項はかくあり得ると考へられる理由

を調査の便宜上區別羅列したにすぎない。一讀自明と思ふ。

13、**教會設置迄の經過**

イ、は第一期傳道に於ける色々な場合を考へて細別したものであるが、その2、**時代經過**は必ずしもa、**開始時代**b、**白熱時代**c、**停滯中絶時代**d、**設置**の順序を歩むものとは考へられない。或はb、c、が前後する場合も考へられるのである。又繰返さるゝ場合も考へらるゝのである。が大體の順序はかく進むものと思つて排列した。

尚其期別は凡例の示す様に

第一期	天保九年―明治二十年	(一八三八―一八八七)
第二期	明治二十一年―明治三十一年	(一八八八―一八九八)
第三期	明治三十二年―明治四十一年	(一八九九―一九〇八)
第四期	明治四十二年―明治四十五年(大正元年)	(一九〇九―一九一二)
第五期	大正二年―大正五年	(一九一三―一九一六)
第六期	大正六年―大正十年	(一九一七―一九二一)
第七期	大正十一年―大正十五年(昭和元年)	(一九二二―一九二六)
第八期	昭和二年―昭和三年	(一九二七―一九二八)

の八期に分つた。

事情經過とは教會を設置するに、

A　（獨力）傳道者の一人の努力によつて結成されたものであるか、

B　（協力）或は協力したものか、

C　（引繼）誰かの後を引繼いだものか、

D　（分割）一ケ所の教會を二ケ所にしたものであるか、

をしらべたものである。併し本調査の如く傳道に於ける個人經驗を考察するには不要である。

ロ、本部の認可の年月日、回答用紙には**本部の認可より地方廳認可迄の經過及び日數**の一項も加はつてあるが、本調査に大して必要なしと認めたるより省略した。

ハ、費用及び其の出所、1、布教費、2、教會設立費の二項に分つて更に別表（附錄二參照）の如く、**財產あるもの、職業の傍、家族の勞働、後援者、信徒の喜捨、上級の援助、其の他**の七項に細別して整理した。

財產あるものとは本人が勞働しなくとも衣食に困らぬ意味で、**職業の傍**とは本人が一方で何か仕事をして生活の資を捻出するものである。

家族の勞働とは家族の誰かゞ本人を傳道せしむる爲めに生活費をかせぐを意味し、**後援者**とは親戚其の他のものが本人のために出資するをいふ。

信徒の喜捨、上級の援助は說明を要しない。

而して費用の捻出といふ樣な、デリケートな問題は一途より出る場合よりも、二三ヶ所より出る場合も可成ある樣で、之は二ヶ所以上の連記を求めたのである。

二、教會を中心とした其の當時の社會狀態及び環境の項にては近鄕の狀態を便宜上、次の五つに分つて整理した。

一般の景況　とは所謂好景氣なりや否やを意味し、

信　　仰　とは、その土地が如何なる宗派に傾くかを意味し、

思　　想　とは新思想地なりや否やを意味する。卽ち都會地又は田舍等によりて著しく差違ありと思つたからである。

本教に對する態度　とは好意ありや否やの問題にて、

教育程度　とは大體其の土地の人は如何なる智的階級に屬する人であるかである。

14、教會設置後の狀況、15、直屬部下教會名稱

之等の項は本調査に影響がないから省略した。

三、使用符號

附錄四にて明示するから本項に於ては重複をさけて略す。

四、整理期間

各所よりの回答のうち昭和三年十月初旬より十月三十一日迄に三、五二四名の整理をして、これを以て大學卒業論文の一部としたが、翌四年四月二日より再び殘部の整理に着手して、昭和四年八月末日において完了した。が其の間種々の理由により、中止する事の餘儀なくされた日も多く、事實整理に要した日は、一七九日で整理助手は延人員八二七名で一日平均四名半强であつた。

かくて整理用紙摘錄を完了して、本調査の事實上の資料となつたものは一二、四八〇名の回答である。

五、報　告　數

報告總數は一二、四八〇名であるが、今此の數を創設者、中間後任者及現任後任者によつて別けると

創設者	九、一八〇名	七三・五六％
中間後任者	二八二名	二・二六％
現任後任者	三、〇一八名	二四・一八％

即ち七割强は自ら教會を構成した者である。

叉男女別にすれば

男	一〇、七〇八名	八五・八〇％
女	一、七七二名	一四・二〇％

即ち八割五分迄は男子である。

内地						海外				合計
創設者		中間後任者		現任後任者		創設者（中間後任者ナシ）		現任後任者		
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
七、七三三	一、三一六	二七二	一〇	二、五七〇	四〇〇	一〇〇	三一	三三	一五	一二、四八〇

六、材料の分類

一、教會別

回答の到着と共に之を教會系統別に分類し、更に各系統の教會を階級別に分類し番號を附した。併し之は單に到着順に入れた番號であつて教會臺帳の番號ではない。

二、地方別

整理濟材料を海外と內地とに分けた。之は地理的に特に海外傳道者に注意を向けたいためである。（裏見返參照）

三、創設者と後任者

整理濟の材料を各教會について創設者と後任者とに分け後任者を更に中間後任者と現任後任者とに區別した。蒐集係の手違ひから中間後任者の報告が非常に僅少であつたことは遺憾である。創設者と後任者とに大別したのは傳道に對する經驗が第一歩より異つてゐるからである。

四、男女別

以上の分類を更に男女に分けた。（裏見返參照）

五、時代的區別

如何なる時代に傳道したかを知る爲に次の様な八期に分けた。今その中の主なる出來事をあぐれば、

第一期　天保九年―明治二十年　（一八三八―一八八七）

教祖神憑　天保九年　（一八三八）

王政復古　明治元年　（一八六八）

教祖昇天　明治二十年　（一八八七）

第二期　明治二十一年―明治三十一年　（一八八八―一八九八）

教祖一年祭及教會公認　明治二十一年　（一八八八）

教祖五年祭　明治二十四年　（一八九一）

日清戰役　明治二十七、八年（一八九四―一八九五）

教祖十年祭　明治二十九年　（一八九六）

第三期　明治三十二年―明治四十一年　（一八九九―一九〇八）

北清事變　明治三十三年　（一九〇〇）

日露戰役　明治三十七、八年（一九〇四—一九〇五）

教祖二十年祭　明治三十九年（一九〇六）

一派獨立　明治四十一年（一九〇八）

第四期　明治四十二年—大正元年（一九〇九—一九一二）

第五期　大正二年—大正五年（一九一三—一九一六）

歐洲戰亂　大正三年（一九一四）

教祖三十年祭　大正五年（一九一六）

第六期　大正六年—大正十年（一九一七—一九二一）

平和克復　大正七年（一九一八）

第七期　大正十一年—昭和元年（一九二二—一九二六）

教祖四十年祭　大正十五年（一九二六）

第八期　昭和二年—昭和三年（一九二七—一九二八）

第五節　本論の構成と整理項目との關係

本論は必ずしも調査要目の順序によらずに、次の樣な順序で綴つた。よつて、その各項が要目の如何なるものによつたかを比較する必要ありと思つたから、次にそれを列記する。

本編項目	調査要目
第二章　入信前の生活	
第一節　宗旨（個人の信仰をも含む）	9、イノ一
第二節　學歷	7、イ
第三節　職業	7、ハ
第四節　天理教に對する態度	9、イノ二
第三章　入信の動機と傳道開始迄の生活	
第一　入信の動機と其年齡	
第一節　入信の動機	9、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ
第二節　入信の年齡	缺（9
第二　傳道開始迄の生活	
第三節　傳道開始迄の期間	10、イ

第四節　職業　10、ロ

第五節　環境　9、ト

第四章　傳道の動機及び其年齢

第一節　傳道の動機　10、ハ

第二節　傳道の年齢　缺（10）

第五章　傳道地の選定　11、イ、ロ、ハ

第六章　傳道過程と社會の態度

第一　傳道の過程

第一節　傳道地變更の理由　12、ロ 2

第二節　變更地　12、ロ 1

第三節　變更の回數　12、ロ 5

第四節　第一期傳道完成迄の日數　13、イ 1

第二　社會の態度（特に迫害、壓迫、干渉）

第五節　家族の態度　8、ロ、ハ

第六節　親戚近隣の態度　9、ト 12、ロ 2、13、ニ、

第七節　他宗派の態度　12、ロ 2、13、ニ、

第八節　官憲の態度　同

第九節　傳道者間の態度　同

第七章　傳道費用

第一節　傳道費の出所　13、ハ 1

第二節　設立費の出所　13、ハ 2

第八章　性及び年齢

第一節　性別による差異　5、

第二節　年齢　7、ホ、

第三節　傳道者の婚姻關係　7、チ、

第四節　概評

第九章　時代的考察　13、イ、2、

第十章　地理的考察

出身地　1、

現住所　3、

傳道地　同

第六節　結果より見たる缺點及び注意

本調査に於ては常に時間的に忙しくした爲めに、思はぬ所に缺點を續出したのは遺憾である。結果をながめて、次から次へと現れてくる目算外れに少からず失望を感ずるが、氣付くまゝにその短所を列記して、第二回、第三回の調査の栞となし、本編を讀む人の注意としたい。

一、全體を通じて此調査が短時間の間に、又かゝる事には一向に豫備知識のない助手を大勢依頼して、殆ど訓練もせず斷行したものである。故にあらゆる點に於て、努力しただけの結果は現れてゐない。

二、回答者に對して何等豫告なしに且記名で行つたのだから、調査の意味を充分悟れぬため、回答者に杞憂を抱かしめた結果、事が信仰問題であり、又一身の秘密である爲に、動ゝもすれば、かくしだてする様な傾向があつた。**布教前と布教後における信仰の比較、入信前の職業、布教費の出所**の項において特に痛感した所である。

三、卷頭にも述べた樣に、發問について便宜上教會の擔任者をのみ對象とした爲め、布教の困難又は家族其の他の反對攻擊に敗れて、終に他業に轉じたりして徹底的に傳道を廢めた樣な例が一つもない。これ傳道成績の上りたるものとも見えるが、併し見方をかへると、物足らぬ感じのするものであるが已むを得ない。

四、次に問題については時間を急いだ爲め、充分に配列及び問題發問の項目、言葉等に對する回答者の理解力を考へずに、或は一讀してわかり難い發問を出したり、或は無暗に配列したり等、思はぬ失敗をなした。

五、發問に粗であつた項を整理の時に細別した爲めに、當然回答される所に記載してなかつた樣な事も多い。即ち**入信の年齡**、或は**傳道從事の年齡**等を漏らしたが如きは、その著しい例である。

六、發問の文字難しくて回答者が判斷に苦しんだ結果、**布教地變更の有無**及び**教會設置迄の經過**等の如き項に無回答を相當出した(13、**二**)。特に**教會を中心とした其の當時の社會狀態**に於て著しいものがある。

七、回答用紙の失敗と思はれる點は、問題の印刷があまりに細字であつた爲め、老人達には不向きであつた樣に思はれることである。

又問題の配列に於ても缺點を多く見出した。布教の動機の項の如きそれである。

八、蒐集については

便宜上教會系統を擇んだ爲めにその主任又は助手の意見によつたものか、或系統の教會に於ては或項が殆ど記載されてない事である。これ主任に對する說明注意の不徹底にもよる事とは思ふが遺憾に思ふ所である。

以上は蒐集中の質問又は今日迄の整理によつて氣付いた點であるが、問題の內容に關しても尙色々な缺點がある事と思ふ。

九、更に注意しておきたい事は問題の印刷中に身上、親讓り等の天理教特有と思はれる樣な言語の混つてゐることである。之は回答者の耳に入り易い樣に考へたものである。又引用文として用ひた回答文は回答者の文中より抄錄したものであるから同樣に天理教特有と思はれる言語が多く混つてゐるが、之亦出來るだけ說明を加へておいた。

一〇、結果より見て回答を區別すれば次の三種となる。

1 郵送にて回答を求めたるもの、

2 持參して回答を求めたるもの、

3 持參して問答法により聽取記入したるもの。

一一、又報告總數、創立者總數、又は內地、海外、等色々に分けた統計の總數を用ひて百分比を出したのは、見る人をして、却つて思想を混亂せしむるおそれあるは遺憾である。

註一、 教會規程第二章　一般教會　第四節信徒並ニ信徒總代　（天理教々規及規程六四頁）

第三十五條　信徒ニシテ特ニ道心堅固ナリト認定スルトキハ會長ハ教會長ノ稟申ニ依リ之ニ授訓ヲナス

第三十六條　授訓ヲ得タル信徒ハ教徒ト稱ス

註二、 教師任用分限規程第一章　任用　（天理教々規及規程二七頁）

第二條　教師ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル授訓者ノ中ヨリ之ヲ授任ス（昭和二年十一月改定認可）

一　天理教校ノ卒業證書ヲ有スル者及ヒ天理外國語學校第二學年ヲ履修シタルモノ（ハ昭和二年十一月改定認可）

二　滿三年以上本教々師ノ任ニ在リシ者

三　神道本局教師ノ任ニ在ル者及滿三年以上其任ニ在リシ者

四　神宮皇學館ノ卒業證書ヲ有スル者

五　皇典講究所ニ於テ內務大臣ノ認可ヲ得テ定メタル規則ニ依リ學階學正ヲ附與セラレタ

ル者
六　中學校師範學校高等女學校女子師範學校及之ト同等以上ノ學校ノ卒業者
七　判任以上ノ官吏タリシ者
八　中學校師範學校高等女學校女子師範學校及之ト同等以上ノ學校教員タリシ者
九　滿五年以上小學校ノ教員タリシ者
十　國典道義及國禮等ヲ専修シ試驗ニ依リ天理教校卒業者ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者（大正七年九月追加認可）
第六條　第二條ノ三號四號五號六號七號八號九號及ヒ十號ニ依リ授任スル場合ハ天理教校卒業程度ニ依リ本教々義ニ關スル檢定試驗ニ合格スルヲ要ス
註三、　教會規程第二章　一般教會　第一節種別及所屬（天理教々規及規程五八頁）
第九條　教會ノ階級ハ左ノ順次ニ依ル但海外ニ於ケル教會ハ此限リニアラス
一、大教會　二、中教會　三、分教會　四、支教會　五、宣教所
第十條　前條ノ階級ハ左記標準ニ依リ請願ヲ以テ之ヲ定ム
一大教會　信徒壹萬戸以上
一中教會　信徒五千戸以上

一分教會　信徒二千戶以上
一支教會　信徒五百戶以上
一宣教所　信徒壹百戶以上
但信徒數ハ部屬教會信徒ヲ加算ス

第十一條　教師ニシテ信徒ヲ結集シ教會ヲ設置シタルトキハ其教會ハ教師カ所屬シタリシ教會ニ屬シ本末ノ關係ヲ生スルモノトス其教會カ遞次所屬教會ノ上級教會ニ對スルモ亦同シ此本末ノ關係ヲ有スル教會ヲ同系教會ト稱シ同一教會ヨリ分岐シタル下級教會ヲ其ノ教會ノ部屬教會ト稱ス

第十四條　教會ニシテ階級變更ヲ請願スルトキハ部屬教會長及信徒總代連署ノ上其新舊所屬教會長ノ承諾書並ニ第十六條ノ添附書類ヲ添フヘシ但此場合ニ在リテハ同系ノ直接上級教會ニ屬スルモノトス

註四、『にほひがけ』とは入信の勸誘をすること等に用ゐられ、教義宣布乃至宣傳等の意を含む天理教獨特の言葉である。

註五、教會系統別とは天理教會本部に直屬する教會を標準として分つ事である。而して現在五十九ケ所ありて全國の教會は此の五十九に分つ事が出來るものである。

註六、 此數は回答教會數であつて事實は、該教會の以前の擔任者の報告もあるから實數は一二四八〇名の回答を得たものである。

第二章　入信前の生活

宗教的經驗とは嚴密な意味では、純主觀的な精神活動である。從つて個人が祖先より享けついだ素質、又生れてからの境遇による感化、教育等が異なる以上、宗教經驗も亦各人各樣で決して同一であるとは云へない。が一面、人間の經驗能力の限りあるを考へると、全然類似共通の點がないとも云へない。卽ち外面的に現はれた諸相を類似共通點に綜合整理して、其の各個人の宗教的經驗の眞相に近き何ものかを窺知することは、難事ではあるが、決して不可能ではない。

次に天理教傳道者が、天理教の信仰を得、更に進んで傳道に身を捧ぐるに到つた動機に就いては次章以下にゆづり、本章に於ては天理教の信仰生活に入る迄の宗旨、學歷、職業につきて考察し、併せて天理教に對して如何なる考を持つて居つたかを調査した。

人間の生活は一つの長き時間的繼續である以上、傳道者が未だ本教に入信せない以前の生活や思考を知ることも決して無意味ではないと思ふ。

家の宗教と本人の信仰とは、嚴密な意味に於て區別して考へるものかも知れないが、本調査に於ては此の點の注意が不徹底であつた爲めに、充分なる區別ある回答は得られなかつた。よつて宗旨として、此の兩者を混同したものを示し、又家の宗教と自分の信仰とを區別せるものにありては個人の信仰を採用した。但し後者の數はごく僅かである。

第一節　宗　旨（第四表）

第九問の入信前の信仰に對して回答したるものは、報告總數一二、四八〇名の**八五・九五**%に相當する**一〇、七二六**名で、一四・〇五%(一、七五四名)は無記載であつた。

イ、今一〇、七二六を原數として大別を示せば、

	員數	百分比
佛教及佛教的な信仰を有したるもの	六、五五三	**六一・〇九%**
無宗教と答へたるもの	一、三二七	**一二・三七%**
宗派神道及神道的な信仰を有したるもの	九七九	**九・一三%**
數箇の宗派を信仰せるもの	一四九	**一・三八%**

基督教を信仰せるもの	五八	〇・五四％
親譲りの天理教信仰	一、六〇〇	一四・九一％
其他(儒教、報徳宗、信仰心厚し等)	六〇	〇・五八％

となり、佛教、親譲りの天理教信仰、無宗教、神道の順となる。無宗教と答へしもの、比較的多き理由につきては本章第五節概評に於て述ぶ。

ロ、更に無宗教者及び親譲りの天理教信仰者を減じ、七、七九九名(報告總數に對する百分比六二・四九％)について各大別するに、

佛教	六、四五六	八二・七八％
神道	六一九	七・九四％
神道的色彩のもの	三六〇	四・六二％
數箇の信仰	一四九	一・九一％
佛教的色彩のもの	九七	一・二四％
基督教	五八	〇・七四％
信仰心厚し	五四	〇・六九％
偉人崇拜	五	〇・〇七％

儒教　一　〇.〇一%

となり、佛教は全體の約八割强を占めてゐる。又偉人崇拜とは二宮尊德を崇拜するものである。又基督教五八名を細別することは回答によつては不可能であつた。

數個の信仰とは、

淨土宗と御嶽教。
淨土宗と日蓮宗。
淨土宗と日蓮宗と基督教。
淨土宗と眞宗。
淨土宗と氏神。
淨土宗と妙見。
淨土宗と毘沙門天。
淨土宗と不動尊。
淨土宗と稲荷と觀音樣と二月堂庚申。
淨土宗と眞言宗。
眞言宗と金光教。

眞言宗と氏神と藥師如來。
眞言宗と黑住敎。
眞言宗と金光敎と禪宗。
眞言宗と藥師如來。
眞言宗と黑住敎と御嶽敎。
眞言宗と御嶽敎。
眞言宗と眞宗。
眞言宗と宗正樣。
眞言宗と臨濟宗。
眞言宗と稻荷。
眞言宗と不動尊と金光敎。
眞言宗と融通念佛と稻荷と天正講。
眞言宗と日蓮宗。
黑住敎と神佛崇拜。
黑住敎と禪宗。

黑住敎と天臺宗。
黑住敎と日蓮宗。
黑住敎と大社敎。
黑住敎と金光敎。
黑住敎と金光敎と禪宗。
眞宗と御嶽敎。
眞宗と稻荷敎。
眞宗と日蓮宗。
眞宗と毘沙門天。
眞宗と金光敎。
眞宗と眞言宗と稻荷敎と聖天宮。
曹洞宗と金光敎。
曹洞宗と行者講。
禪宗と日蓮宗。
禪宗と大峰山。

禪宗と鬼子母神。
禪宗と大社教。
禪宗と報德宗。
御嶽教と禪宗。
御嶽教と天臺宗。
御嶽教と修成派。
御嶽教と扶桑教。
御嶽教と禊教。
御嶽教と日蓮宗と山岳神。
御嶽教と不動尊。
御嶽教と佛教。
氏神と丸山教。
氏神と熊野權現。
伊勢神宮と十一面觀音。
不動尊と實行教。

（以上、內地、創設者、男）

眞言宗と日蓮宗。

眞言宗と日蓮宗と禪宗。

眞言宗と禪宗。

眞言宗と觀世音。

眞言宗と眞宗。

眞言宗と黑住敎。

眞言宗と氏神。

眞言宗と基督教と金光教。

眞言宗と金光敎と聖天。

眞言宗と不動尊と觀世音と金光教。

眞言宗と淨土宗。

眞言宗と金光教。

淨土宗と日蓮宗。

淨土宗と稻荷。

金光敎と黑住敎と基督敎。
黑住敎と歡喜天。
禪宗と御嶽敎。
眞宗と日蓮宗。
眞宗と伊勢神宮。
氏神と御嶽敎。

（以上、內地、創設者、女）

眞言宗と黑住敎。
眞言宗と淨土宗。

（以上、海外、創設者、男）

眞言宗と天滿宮。
黑住敎と日蓮宗。
黑住敎と禪宗。
眞宗と稻荷。

（以上、內地後任者、男）

眞言宗と御嶽教と日月教。

眞言宗と不動尊。

眞言宗と日蓮宗と一向宗。

眞言宗と金比羅。

眞言宗と黑住教。

眞言宗と不動尊と藥師如來。

眞言宗と伊勢神宮。

眞言宗と御嶽教。

禪宗と眞宗と日蓮宗。

伊勢神宮と金比羅と石槌山。

黑住教と日蓮宗。

黑住教と禪宗。

御嶽教と禪宗。

御嶽教と扶桑教。

佛教と基督教。

佛敎と金比羅。
佛敎と神社。
曹洞宗と眞宗。
（以上、內地、現任者、男）
日蓮宗と禪宗。
曹洞宗と御嶽敎。
眞宗と稻荷。
（以上、內地、現任者、女）
等の組合せのものである。

八、次に佛敎信奉者、**六、四五六**名について宗派別百分比を示せば、

宗派名	員數	六、四五六に對する%	七、七九九に對する%
眞宗	一、五二三	二三・五九%	一九・五三%
禪宗	一、四七九	二二・九一%	一八・九六%
眞言宗	一、三六六	二一・一六%	一七・五二%
淨土宗	八八八	一三・七五%	一一・三九%

日蓮宗	三五九	五・五六%	四・六〇%
天臺宗	一七九	二・七七%	二・三〇%
念佛宗	八八	一・三六%	一・一三%
一向宗	三〇	〇・四七%	〇・三八%
時宗	七	〇・一一%	〇・〇九%
佛教とのみ記せるもの	五三七	八・三二%	六・八九%

となる。

之を見るに眞宗は最も多いが、しかも禪宗(一二・九一%)眞言宗(一一・一六%)等と大したる差異なく、又自力派、他力派をおしなべて殆ど等しき率を示せるも見のがしがたき所である。

二、佛教的色彩あるもの**九七**名を細別するに、

名稱	員數	九七に對する%	七、七九九に對する%
不動尊	五五	五六・七三%	〇・七一%
妙見	八	八・二五%	〇・〇一%
歡喜天	五	五・一五%	〇・〇〇六%

觀世音	五	五・一五%	〇・〇〇六%
行者講	五	五・一五%	〇・〇〇六%
聖天	五	五・一五%	〇・〇〇六%
毘沙門天	四	四・一二%	〇・〇〇五%
道了菩薩	三	三・〇九%	〇・〇〇四%
權現	三	三・〇九%	〇・〇〇四%
藥師	二	二・〇六%	〇・〇〇二%
高尾山	一	一・〇三%	〇・〇〇一%
山伏	一	一・〇三%	〇・〇〇一%

となり、不動尊の信仰が過半數を占めてゐる。

ホ、神道信者六一九名につきて同様に教派別に百分比を示せば、

教派名	員數	六一九に對する%	七、七九九に對する%
御嶽教	一四四	二三・二六%	一・八五%
黑住教	一四三	二三・一〇%	一・八三%
金光教	七一	一一・四七%	〇・九一%

大社教	五九	九・五三%	○・七六%
扶桑教	三一	五・○一%	○・四○%
禊教	二五	四・○四%	○・三二%
伊勢神宮	九	一・四五%	○・一一%
修成教	七	一・一三%	○・○九%
神理教	七	一・一三%	○・○九%
神習教	六	○・九七%	○・○八%
實行教	五	○・八一%	○・○七%
大成教	二	○・三三%	○・○三%
神道のみ記せるもの	一一○	一七・七七%	一・四一%

即ち御嶽教、黒住教、金光教、大社教の順序である。

へ、神道的色彩あるもの一五五名について細別するに、

名稱	員數	一五五に對する%	七、七九九に對する%
稻荷教	四八	三○・九七%	○・六二%
氏神	二七	一七・四二%	○・三五%

丸山教	一五	九・六八%	〇・一九%
富士講	一三	八・三九%	〇・一七%
山岳神	一一	七・一〇%	〇・一四%
金比羅	一〇	六・四五%	〇・一三%
神社崇拜	一〇	六・四五%	〇・一三%
天滿宮	九	五・八一%	〇・一二%
陰陽教	五	三・二三%	〇・〇六%
兩部神道	三	一・九四%	〇・〇四%
八幡宮	一	〇・六四%	〇・〇一%
三柱教	一	〇・六四%	〇・〇一%
日月教	一	〇・六四%	〇・〇一%
宗正樣	一	〇・六四%	〇・〇一%

となり稲荷を信仰するもの〻多きを示してゐる。

第二節　學歷（第五表）

第七問イ、學歷に對する回答數は、報告總數一二、四八〇名の九六・七六％に相當する一二、〇七八名である。（無記載及不明四〇二名、三・二二％）此の一二、〇七八名について調ぶるに、

イ、正規の學校教育をうけぬもの	二、九二七	二四・二三％
ロ、高等小學校卒業程度以下の學校教育をうけたるもの	八、一五二	六七・五〇％
ハ、同程度以上の學校教育をうけたるもの	九九九	八・二七％

にて、大多數は教育程度ひくいもので、所謂普通教育以上の教育をうけたものゝ少いことを示してゐる。更に之を細別すれば、

イ、正規の學校教育をうけぬもの二、九二七名について調ぶるに、

名稱	員數	二、九二七に對する％	一二、〇七八に對する％
寺小屋又は塾	二、五四一	八六・八一％	二一・〇四％

無學	三七六	一二・八五%	三・一一%
獨學	一〇	〇・三四%	〇・〇八%

である。但し寺小屋とか塾とか云へば、現在の樣に學校教育が普及した時代に比べると、不完全な教育機關と考へられるが、これが唯一の教育機關であつた時代には、此の内より有爲な學者智者を産み出したのであるから、滿更無教育者扱は出來ない。

が、大體に於て讀み書き程度のものとみてよいのではないか。

ロ、高等小學校卒業程度以下の學校教育を受けたるもの**八、一五二**名について調ぶるに、

名稱	員數	八、一五二に對する%	一二、〇七八に對する%
尋常小學校及同程度卒業のもの	四、六二五	五六・七三%	三八・二九%
高等同	三、〇六八	三七・六四%	二五・四〇%
尋常小學校半途退學せるもの	三七四	四・五九%	三・一〇%
高等同	八五	一・〇四%	〇・七一%

ハ、中等學校以上の學校教育を受けたるもの**九九九**名について調ぶれば、

名稱	員數	九九九に對する%	一二、〇七八に對する%

中等學校及同程度卒業のもの	六一八	六一・八六%	五・一二%
中等學校半途退學せるもの	二八六	二八・六四%	二・三七%
大學卒業のもの	三九	三・九〇%	〇・三二%
同半途退學せるもの	一六	一・六〇%	〇・一三%
專門學校半途退學せるもの	一〇	一・〇〇%	〇・〇八%
專門學校及同程度卒業のもの	三〇	三・〇〇%	〇・二四%

以上の諸表を通觀すれば、天理教傳道者の大半は小學校卒業程度のものであると云ひ得る。蓋し、農村に早く廣まれる天理教であり、又專ら貧しくて苦しむ者より救濟した過去の歷史よりみて當然の事と云ひ得やう。

第三節　入信前の職業（第六表）

本項の回答者は一一、九八一名で報告總數一二、四八〇名の九六・〇〇%に當る。（不明及無記載四九九名）大別した職業について示せば次の如くである。

名稱	員數	一一、九八一に對する%

農業	六、一四四名	五一・二八%
商業	一、六五一名	一三・七八%
工業	一、四七四名	一二・三〇%
無職	一、〇六七名	八・九一%
會社銀行員及雇員	三一六名	二・六四%
教會生活	一五二名	一・二七%
交通運搬業	一五〇名	一・二五%
官公吏	一四六名	一・二二%
手職業	一三七名	一・一四%
漁業	一二一名	一・〇一%
職工	一一〇名	(百分比、一・以下ハ略ス)
教化業	一〇七名	
飲食業	八二名	
醫藥業	四九名	
文筆業	四四名	

旅館業	四一名
遊藝業	三四名
金融業	二九名
工夫	二八名
半農半商	二四名
仲仕及勞働者	二一名
軍人	一五名
産婆及看護婦	一四名
湯屋	九名
學生	六名
牧畜	四名
消防夫	三名
半農半工	二名
其の他	一名

(備考)一、半農半商とは農事の傍店舗を出すもの(農業の傍雜貨店を營むもの、農業

の傍米穀商を營むもの等はその例である)。

二、桶屋、籠屋等は自ら製つて自ら賣るものであるから、本表にては便宜上工業へ入れた。

此の表より見れば

イ、無職と答へたものは一、〇**六七**名の多數を示してゐるが、之は必ずしも全然職なくて徒食してゐるものを示す數ではなく、恐らく次の理由より無職と回答せしものであらう。

一、一人前の自己の職業を有せぬ子供の時より入信したもの

二、自活せる女を除きては、自己の職業なしと考へしため

三、傳道者の子弟たりしものゝ中には入信前の職業欄の記入に際して無職とせしものもあるだらう。

このうち一と三の理由は次章入信の動機の項にて明かなる如く、**親讓りの信仰**と書いたものが報告總數の**二割强**を占め、又授訓者年齡表にて見る如く、十六歲―二十一歲迄の者が全體の約一割强を占めてゐることより考へれば、決して根據なき推定ではない。(第二十九表參照)

ロ、次に**農業**は回答者中の**五一**%即半數以上を占めてゐる。農業者がかく大多數を占

めてゐる事は、天理教が都會より田舍に於て多くの信徒を有してゐる事を示すものである。

今此の農業を更に小さく區別してみやう。但し回答者大多數は單に農業とのみ答へ、自作農なるや小作農なるや等につきては、詳細に記せるものが非常に少く、

自作農なるを明かにせしものは　二九五名
小作農なるを明かにせしものは　四二名
植木屋と記せるものは　一〇名
養蠶業と記せるものは　一〇名
養蜂業と記せるものは　一名

に過ぎず、他の五、七八六名は只農業とのみ答へたものである。

ハ、工業に屬すべき職業のものは**一、四七四名**であつて回答者の**一二・三〇%**（一割二分强）に相當し、第六表に示す如く手工業、機械工業、化學工業等の幾多の部類に屬するものが網羅せられてゐる。

ニ、商業は總數**一、六五一名**（**一三・七八%**）で、其の中最も多いのは米穀商の一二八名で、商業全數の七・七五%をしめてゐる。以下順序多きものより排列すれば、雜貨商（一一七）呉服

商(一一八)　菓子商(一〇八)　材木商(七三)　青物商(五六)　小間物商(五五)　酒屋(五三)　生魚商(四七)　味噌醬油商(四七)　薪炭商(三九)　荒物店(三八)　古物商(三二)　乾物商(二九)　金物商(二七)　豆腐屋(二七)　綿商(二七)　等の如くである。其の他多數の種類の商業が含まれてある。

ホ、農工商の他に山稼ぎ人の如き半農半工、家畜販賣、農業の傍材木商の如き半農半商、その他、神官僧侶、學校教員、官公吏、醫者、藥劑師、看護婦、產婆、消防夫、軍人、船員、機關手、運轉手、料理人、髮結業、仕立職、工夫、會社銀行員、新聞配達夫、店員、義太夫、藝者、力士、遊藝師匠、遊女屋、質屋、代書人、繪師、設計師等あらゆる種類の職業が網羅されてゐるが、第六表に明示してあるから本文には略す。

第四節　天理教に對する態度（第七表）

本節は傳道者が天理教を信仰する以前は天理教に對して如何なる感じを抱きをりしかを調査したもので、不答或は不明のもの三、三五二名(二六・八六%)を除き九、一二八名(七三・一四%)の回答者につきて調査したのである。統計に於ては便宜上、好意、反對、無關心の三

つに別けて本教に對する態度を表示した。

卽ち本教に對して好感を抱き、或は興味を有し、又は驚異の眼を以て見たもの等を好意とし、本教に對して嫌な感を抱き、誤解し、又は反對せしものを反對とし、本教の存在を知らず假令存在を知るとも何等好惡の感なかりしものを無關心としたのである。(之に屬する回答の中には「好意なし、反對なし」等の答が多數を占めてゐる。)

次に各々の數を示せば、

好意	一、二六八	一三・八九%
反對	一、八一四	一九・八七%
無關心	六、〇四六	六六・二四%

となる。以下好意、反對、無關心の各々につき原文の儘之を例示しやう。

イ、好意を抱ける者の例としては、

(府內、宣、一、創、男) 家は代々淨土宗の檀徒にして其の信仰狀態は殊更記述する如きものにてはあらざりき。本教に對する所感は、入信前十一年卽ち明治二十五年或る布教師より本教々理を聽き「誠に結構なる教なり」と感じ、何かの好機あらば請ふて入信せんものと決心し、常に心に期待しつゝ居りたり。

（芦津、宣、一四二、創、男）（前略）私も少しは黒住教のお話しを聞いた事があります。その後日露戰爭に參加して歸つてから病氣にかゝり、其時頃より之と定まつた宗教は信じませんでしたが、心の底から神樣を求める樣になつて來ました。そしてその節每年伊勢大廟に參拜さして頂くといふ祈願をかけ現在も尙實行して居ります。又神の因緣と申しますか、知らず知らずの間に御地場に一二度參拜さして頂きました。斯くの如き有樣でありますから、本教に對しては好感を持つてゐました。

（梅谷、宣、一七、後、男）入信前は淨土宗にして父左衞門から信者にして、小生子供時代より又本教宗派に改式して居た關係上、人若し本教について些かの惡口だに云はば、子供心にさへ腹立たしく感じ居りたり。

只有難い神樣位に思ひたるものも相當ある。例へば、

（芦津、宣、六五、創、男）大正十二年私の入信前迄は是といふ信仰もありませんでしたが、母の身上の御助けを頂いてあるものですから結構なことである位に思つてゐた。本教を信仰せる人と直接に接觸して、その日常生活を見て、本教の信徒の陽氣な有樣に一種の心好い興味を覺へたものに、

（河原町、支、二二、後、男）自分の實家は代々眞宗を信仰し、自分も阿彌陀經位は唱へる樣

になつてゐた。お道は安阪家へ來て初めて知つたので何と陽氣な宗敎やなと思つてゐた。

(名京、支、一二、後、男) 本敎入信前は何等信仰を有せず、幼年時代(六歲)に熱心なる本敎々師の養子として貰はれ、養父母の眞實なる實行の敎化を受けて本敎の結構なることを知り、將來は大いに社會的地位を得て、本敎の爲に盡さんと幼にして思へり。

「何と陽氣な宗敎」とは穿つた言葉ではないか。天理敎傳道者の一面をよく見たものと云へよう。又物珍しく感じゐたるものもある。

(東、分、六、創、男) 入信前は日蓮宗を深く信仰し講元たり、依つて信仰的には仲々動搖せず、養子の篤信より屢々匂ひがけを受けしも受けつけず、神樂勤の舞を見るに及び興を覺え次第に硏究的態度に變じたり。

(河原町、大、一、創、男) 私の鄕里では天理敎を天龍樣と稱へて皆には物珍しく思はれ、私達村人の殆どが甲の家、乙の家に集まりて每夜の如く神樂歌を合唱し、身の內借物の理を說かれて一種の娛樂場の如き感ありき。

本敎の異數の發展に對し驚異の目を以て見しものに、

(名東、宣、一一六、創、男) 眞言宗徒にして諸神佛を拜するのみの拜み信心に止まり、本敎

に對しては別に悪感なく唯驚異の目を以て之を見しのみ。

ロ、次に本教に對しての態度反對なりしものゝ例を擧ぐれば、

(城法、宣、四〇、創、女)　代々眞宗にして孤獨の寂しさを慰めるために信仰し居れり。當時本教に對しては一時の流行宗教の如く思ひ常に反感を抱き、殊にお手振の如きは之を冷笑したり。

(大江、宣、三、創、女)　自分は夫と同樣信仰心なく、殊に本教に對しては大なる反對であつた。別に之とて理由がましき事はなけれども、兎角儀式とか名稱とか云ふ形式的なものが大嫌だつた。

(名東、支、七、後、男)　從來淨土宗の信者なりしが別して深き信仰もなかりき。或る動機に依り日本六十餘州の神々を十五年信仰し、救人濟世に盡したるも本教に對しては大反對にして、鄕里に在りし頃當時支敎會なりし撫養大敎會の上棟式の當日、多くの子供に命じて石を投ぜしめたる事等ありき。

金錢財寶に對する執着心强き人間にとりて、その財産を失くする事は非常なる脅威である。かゝる人が世人の誤解を信じて本教に對して反對せしは一應は尤もである。尙世人の悪評をそのまゝ信じ又世人と同樣に本教に對して反對せし例をあげると、

（湖東、宣、五一、創、男）　父は元來曹洞宗の檀徒總代を勤めたるに明治三十年五月五日の晩、前西照宣教所長村山某の話を聽きてより入信し布教するに至るや、全く信仰なき私は、極端に反感を抱きたり。且社會の人より笑はれるを以て、更に不快に思ひ三十年八月、或る日父が布教に出かけむとする時、神樣の三寶を玄關に投げ捨てたり。更にお社に手をかけて將に大騷ぎを演ぜむとしたるも、近隣の人集まりて治まる。その時父はきつと災難又は熱病の知らせあるべしと云ひしに唯嘲笑して居た。その後父に對して言葉を交はさず、四五日を經て八月二十五日突然出火せむとす。驚きて以來信仰の念起き入信するに至る。

（甲賀、宣、四〇〇、創、男）　十五六歲の頃は本教を大いに嫌つた。夫れは幼少の頃より兩親は本教の信者なりしかば、生活上何時も不自由勝なりしためなり。且兩親は何時も布教に出でて不在勝なりしかば、淋しさ限りなく故に本教を止めて御嶽教會へ參拜信仰して居りたり。

（芦津、宣、一四三、後、男）　家は代々禪宗を信じ私もその影響をうけないでもありませんが、さしたることもありませんでした。本教に對し一は世人同樣惡口を浴びせてをりました。今から思へば冷汗を肌に覺へます。

縁故ある人の本教を信ぜるを見て嘲笑的態度をとつたものもある。

（芦津、宣、一四八、後、女）　入信前は天理教を知らず、叔父が本教に熱心せるを見て之を生活の方便と誤信し、寧ろ愚人視せり。

本教の教理には好感を抱き良き宗教なりと思ひつゝも、傳道に從事する傳道者が財産に目をつけるが如き不心得者あるを見て、逆に本教そのものも嫌惡の感を以て遇するに至れるものもある。

（芦津、宣、一六七、創、男）　西田天香氏の一燈園生活を書籍に依り研究し、將に入園せんとしつゝある時に本教の信仰をすゝめらる、其當時本教に對する所感としては、教理としては申し分なきも教會並に一般教師の說く所は所謂我田引水にして、又宗教家としては無慾なるべき筈の者が至つて大慾にして、結局布教の目的とするのは金錢財產ではないかと思はれた。

これ亦その道をとく傳道者の懷古談である。

以上の諸例の示す所よりすれば、多くは本教の教理の眞髓を知らず、只世人の惡評に雷同して本教に對して惡感を抱き居たるものであるが、中には最後に引用せし例の示す如く、教理には感心しながらも教理の宣布に從事する傳道者の態度に反感を抱いてるたも

のもあることは明かで、只に本教の傳道者のみならず宗教家たるもの丶注意すべき所である。

八、次に本教に對して無關心でありしものにつきて考察すれば、其數六、〇四六名で六六、二四%を占め、回答者中の過半數を示してゐる。

(水口、支、七、創、男) 寺の檀徒惣代を勤めてゐる位で佛教に熱心であつたが、天理教に對しては何の感じも抱いてゐなかつた。

(御津、宣、七、創、女) 和歌山縣奈加郡中岸村は何分にも田舍の事とて他の方面より廻り入込む人もなく且佛教の盛なる處であるため、天理教に對しては何等善惡の感じも無く、且父母の代より眞宗の信者であつた。

(名京、分、四、創、男) 當時は佛教のみ盛にして家は代々增船寺の檀家たり。當時は交通不便にして天理教と云ふ立派な神樣の教あることを知らざりき。

(新潟、宣、二九、創、男) 先祖代々眞言宗の熱心なる信徒なれども、私は別に信仰的意志すら持合はせて居らなかつた。故に本教に對しても、好感惡感等を感ずる所とて無かつたのである。

無關心の數が多き理由につきては次節に於て述べる事にする。

第五節　概評

本節に於て第二章の概評を試みる事とする。

一、家庭の宗教と本人の信仰とを區別して調査することが出來なかつたのは遺憾であるが、大體から見て、天理教傳道者が入信前に如何なる宗教又は信仰を持つてゐたかを調査したのに、眞宗を奉ぜしもの一、五二三名で最も多數を示してゐる。次で禪宗一、四七九名、眞言宗一、三六六名の順序となるが、何れも略ゝ同數を示してゐるが、しかも眞宗禪宗は之等の宗派が、他力派自力派として代表的なものであることを度外視出來ない。

又入信前の信仰の回答に無宗教の比較的多きは、入信前の職業に無職と回答せしものの比較的に多かりしと同樣の理由によるもの尠からずと推定し得られる。即ち親讓りの天理教信者なる本人よりすれば、本項の質問に對しては、天理教に入信する以前の信仰は天理教、といふ理屈に合はない回答をせねばならなくなる。そこで事實親讓りの天理教でありながら、無宗教と答へ或は全然記入せなかつたものも相當あると考へられる。「入信の動機」の項に於て、明かに親讓りの信仰と答へしものゝ數が、入信前の信仰の項に於て、

親譲りの天理教と答へしものゝ數より多いことは、この事を裏書すると考へる。

二、學歴の調査に於ては小學卒業程度が多い事を示してゐる。この事は天理教の信仰が思索的、哲學的のものでなく、教育程度低き者にも親しみ易く且理解され得る大衆的宗教である事を示すものである。

三、入信前の職業の調査に於ては、農業を職業としてゐる者が大多數を示してゐる。之は天理教の發祥が大和の農村であり、從つて初期の傳道者には農夫が多かつた爲め、勢ひ農村に於て最も大なる教勢を張る事となつたのであるとも推定される。尙教祖自身がその前半生親しく鋤鍬をとつて農事に從事され、その教理も亦農事に關する譬諭を多く取り入れられてゐることを考へ合せれば、自づと肯定される事だらう。又傳道者の前身が職工工夫の如き、比較的知識程度低きもの、或は遊藝業者の如き大衆的なものもある。又官公吏、會社銀行員、醫者等の智的職業に從事するものもある。即ち民間の職業のあらゆる階級を網羅してゐるのである。この事は他面より見ればあらゆる階級より傳道者となつたものゝあるを示すと共に、又教勢があらゆる階級に對して進出し得る事を示すものである。

四、天理教に對する態度の調査に於て六割强の無關心者を出したのは、本項調査の價値

を下げるものともいへるが、今假に之を殘りの四割弱について考へるに、反對者が好意者より多きことは、傳道者もかつては一般世人と同様に天理教に對して反感を抱きをりしを示すと共に、同時に彼等が天理教の教理に通ずるに從ひ、遂に白熱的信仰に燃ゆる傳道者となりし事を示すものである。

但し無關心が六割强の多數を示すのは以下の三理由によるのであらう。

イ、日本人が一般に宗教に關して比較的に無關心であること。

ロ、天理教が新興宗教なる爲め、未だその存在を知られなかつたこと。

ハ、第三章に於て示す如くに、一二、二四八名の回答中二、四六四名(二〇・一一%)の**親讓り**の信仰者がある。　然るにこの**親讓り**のもの丶中には、本問の回答に於て回答に窮し無關心と記せし事、及び或は無記載のまゝにせし事は推測し得らるゝことである。　又親讓りならずとも既に教會長となれる本人の心中を披瀝する上に於て幾分手心を加へ、入信前に於て反感を抱いて居つても無關心とせし者も相當あることは推定し得らるゝ事である。

無記載、無關心の合計九、三九八名なるに對し反對は一、八一四名なるはこの事を裏書する。

第三章　入信の動機と傳道開始迄の生活

信仰は一つの時間的系列のある經驗を基礎として湧いてくるものであるから、單なる一時的の事象を以て入信の動機の全部であると考へる事は出來ない。廣く見る時は過去の生活は信仰を生み出す母體であつて、見方によつては有力なる動機とも考へられる。信仰を生み出した母體たる過去の生活の外部的事象の研究は前章に述べた故、本章に於ては過去の生活といふ母體に育まれたる內部的心情が、如何なる導火線によつて信仰といふ一つの特殊なる內部生活にまで化成してきたか、と言ふ意味に於ての信仰の動機を研究せんとするものである。

即ち前章に於て述べた如く、宗教經驗が純然たる主觀的精神作用である以上、假令、同一の宗教を信仰するからとて、又は同じ場所にて同じ年齡にて同じ病氣で、而かも同時に入信したからとて、其の人達の信仰內容は決して同一ではないが、併し入信の導火線となつた病氣其の他を知ることは無意味なことではない。即ち身上事情諸種の項に分つて入

信の動機を統計的に分類することゝした。

入信より傳道開始に至るまでの生活は、信仰を有しながらも信仰程度の淺い爲め、或は修業の期であるため、又は家庭の都合上等諸種の關係より傳道への準備時代となつてる。之を入信前の生活と比較することは、假令其信仰が進み傳道生活に入り、又は信仰三昧に入ると云ふが如くならなくとも大いに意義あるものと思ふ。

入信後世間の人々の態度が如何に本人の信仰に影響したかは重大なることで、研究を要する事ではあるが、調査研究の出來なかつたは殘念である。今回の調査に於ては以下の事項に就いて研究した。

一、入信より傳道迄の期間。
二、入信後の職業に如何なる變化ありしや。
三、本人に對する社會の態度。

第一　入信の動機と其年齢（第八、九、十、十一、十二表）

第一節 入信の動機

第九問、入信の動機

ロ、自己又は家族の身上による入信（靈救又は因緣の自覺等によるか詳細に記入すること）

ハ、事情による入信

ニ、教理的心服による入信

ホ、親讓りの信仰

ヘ、其の他の入信

本項に對する回答總數は一二、二四八名で報告總數に對して**九八・一四%**の高率を示してゐる。

（無記載其の他不明回答二三二名一・八六%）此の回答數（一二、二四八）について各項の百分比を示せば次の如くなる。

A、身上によるもの（死による因緣自覺を含む） 七、五〇三名 **六一・二六%**

D、親讓りの信仰	二、四六四名	二〇・一二％
C、教理に感じて	一、四五八名	一一・九〇％
B、事情によるもの	二五五名	二・〇八％
F、贖　罪	二一八名	一・七八％
E、恐　怖	一九名	〇・一六％
G、其の他	三三一名	二・七〇％

以上の如く身上によるものが半ばを占めてゐる。

しかし個人の信仰内容は複雜にして、明瞭でない幾多の情緒が内在的に結合してゐる。例へば病氣で入信したるものも、教理に感動し又は恐怖心より等諸種の複合した動機を有してゐる。併し其の諸動機中、當人の個人生活に緊密なる影響を與へ、根本的動機ともなつてゐる機緣について概括し、その大體の傾向を考察した。

A、身上による入信

身上による入信は前記の如く最多數を占め七、五〇三名に達し、全體に對して六〇％に當つてゐる。更にこの七、五〇三名を分類して、自己の靈救を受けしもの、家族の靈救を受けしもの、又家族或は知人等の死を動機として入信せしものを分類すれば、次の様な數字

なる。

一、自己の靈救によるもの　三、五七五名　四七・六五%
二、家族の靈救によるもの　三、六七四名　四八・九七%
三、家族知人の死によつての入信　二五四名　三・三八%

即ち自己の**身上**の靈救と**家族の身上**の靈救とは相伯仲してゐるを知る。

各項につきて實例を示さう。

(東、支、二八、創、男)　自分は三十二歳より三十九歳まで滿七ヶ年間肺病にて喀血多く、衰弱の程度甚だしく命旦夕に迫りしことも度々なりき。されば醫藥、賣藥、家傳藥等を服用し禁厭、祈禱等あらゆる手に手を盡せども更に其の効なかりき。然るに明治十七年里方より、御話を聞きさへすればどんな難病でも助かる神様が來ましたから御願ひしてみてはどうかとの事に、早速京橋區より下谷區龍泉寺町まで釣臺に乘つて參りしに、借物の御教理に續いて只管足納が肝要であることを諭され、三日目には人力車に乘りて參られるやうになり、斯様にして目に見えて御守護を頂き、七ヶ年の長病も僅々一ヶ月程にて全快し、その後は深くその御教理を體得し熱心なる本教信者となつた。

（中河、宣、一九八、創、男）　明治二十五年九月「シヤク」病にて苦しむ時隣家へ本教布教師宮地某氏來られ、借物貸物十柱の神樣の御守護、八つの埃の御教理を聽かされて後「貴殿の病氣は神樣が此の地にお道を擴めんとの思召なれば、人樣に匂掛けの世話をされよ」と教へられ其の心になつて御供を頂くと同時に御守護を頂いたので、有難き神樣と思ひ入信す。

家族の身上靈救の例として

（東、支、三一、後、男）　母の身上水氣と言ふ病に罹り日一日と重態になり、近隣にある醫者三人にも見離され、何とも仕樣なく親戚、知己は皆集まり、今日死ぬか明日死ぬか心を碎いて居りし時、ふと親族の吉田某氏が東京にて天理教の講社に加盟して居ることを聞き、苦しい時の神頼みと直ちに吉田氏に祈禱を頼みし所、同氏は來りて家族一同に懇々と御教理を諭し、病人には三日三夜の願をなす。母の身上は不思議にも紙を剝ぐ如く御守護を頂き、三日目には既に九死に一生を得て床の上に座する程となつた。皆今更ながら神恩の廣大なるを知り益々信仰をすゝめる事となつた。

（郡山、支、七、後、男）　父は肋膜炎より肺病を發し、就床三ヶ年、父の病中母は產後の病を起し姉は風毒を起し、親子三人同時に惱みし折柄、明治二十三年十月京都白川より澤田

先生にお越しを願ひ、不思議にも親子三人共靈救を頂き、當時は十二歳の子供乍らも、深く御守護を有難く思ひ、又人を助けて我が身助かるとの教理を拜聽し、自己の一生を神樣に捧げ、親子三人の身代りとして御恩に報ひ奉らんと先生を通じて御誓せり。

（河原町、支、二六、後、男） 親戚より本教を匂ひ掛けされ居たる當時、尾美の大震災に會ひ慘狀を目の邊りに見るにつけ、物質の賴りなく果敢なきものなるを悟りしが間もなく長き心臟病にて醫藥も効なき妹の靈救を頂き、神の有難きを確信し本部に參拜してより入信を決せり。

家族の死による入信の例を示せば、

（芦津、宣、九六、創、男） 度々火難に遭遇し、その上五人の愛兒の中三人迄、相當成人したるものを二ケ年の間に迎へとられ、（**註**、死す事）殘りの二兒も壯健ならず、深く我が身の不遇を思ひ居る內、尙我が身にも身上を頂き此の上は罪業消滅のため諸國巡禮迄と思ひたちしこととあり。（富山市の大きな藝妓置屋兼料理屋にて多くの女を暗から暗にと苦しめ居る罪の報ひと信ず。）斯くて何か本當に助けて頂く所なきやと考へて居る內、本教の事を聞き直ちに山本某の布教所を尋ねて結構なる教理を聞かして頂き、身も心もこれこそ眞の賴るべき神であると信ずる樣になり、それと共に我が身に御

守護を頂きしより悪因縁の基なる料理屋を閉ぢ、一路本教のために盡さんと決心せり。

（名京、支、一七、創、男）　明治二十年より六年に亘りて產兒四人迄死產或は三日や二日位にて死亡したるを以て、擧家愁嘆悲境の狀にあるを察して匂掛けする人あり。御教理を拜聽してその因緣を悟り即席入信す。

B、事情による入信

事情といふ言葉は天理教にては色々の意味に用ひてゐるが、結局は肉體上の苦しみを身上と云ふに對して精神上の苦しみを指すものである。即ち家庭の不和、經濟的失敗人事間の不如意等を意味するものである。此の事情を動機として入信せしものゝ其の數二五五名を問題の性質によつて、以下の如く分けて其の數を示せば、

一、家族の不和	八六名	三三・七三%
二、經濟的失敗	五五名	二一・五七%
三、社會的落伍其の他	五一名	二〇・〇〇%
四、災　禍	二八名	一〇・九八%
五、單に事情と記載したもの	三五名	一三・七二%

である。

今各項について例を示すと、

（河原町、宣、二七、創、男）　暗き生活、少しも愉快さのない生活に倦怠を來し居る時に、偶々先輩先生から道德的教話と言ふ風に訓諭されそれに感じ入つたのが動機であり、これが本教々理であるとはその後一ヶ月程經て同氏から聞かされた。

（芦津、宣、一三五、創、女）　入信動機は事情又は身上よりで夫婦の中に子供なきため、良人は何等の樂しみなしと言ふて酒色に深くなり、遂に夫婦別れ迄しようかと思ひ、煩悶なしつゝ日を送るうち心臟病を患ひ苦しみ惱み居りしを、或る人の匂ひ掛けに依りて御教理を聞くことゝなり、助けて頂く道は此の御教より他になしと熱烈なる信仰をなせり。

經濟的失敗の例を示せば、

（郡山、支、二〇、創、男）　明治三十三年北淸事變のため支那直輸出商の自分の店は青天の霹靂の如く上海の支店は兵禍の餘波を受けて解散の餘儀なきに至り海外雄飛の壯圖は根底より覆へさる。大阪の本店は債權者攻めにあひ結局は分散の憂目は免れたるも、昨日の榮華は今日の夢實に人生は計り難きものなり。自分の家は五代前よ

り同一の場所に同業を營み自分の信仰せる眞宗の同行者にも尊敬を受け居たるに、一朝事業が失敗の難に遭遇せば慰問どころか、物言へば損ゆくと言はぬ許りの態度にて殊に永年親交ありし眞宗の同行に至つては實に冷淡極まりなし。斯くの如き僞善の信仰、物質偏重の思想が如何に社會を毒するかに思ひ到らば慨歎に堪えず、憤然起つて信仰改善の決意をなせり。斯く瞑想に耽りて求道を企てし折しも或る靈感ありて翌朝伏見稻荷山に登りし時、意外にも妻の妹婿なる松田某氏に邂逅し、その奇遇に打驚きつゝ話はいつしか信仰談となるこの人當時本敎の靈救を頂き信仰せし由一度天理敎を硏究せらるべし、簡易にして深遠なり、貴下の希望せらるゝ宗敎は天理敎を措きて他になしと諄々說明せられ、その敎義の節々は實に憧憬して止まず、直ちに下山して近所の敎會に至り御敎を拜聽するに及んで次第に安心の地を得るやうになれり。

其の他子供無き爲め心淋しくなりて敎理を聞き入信せしもの、又身體虛弱發育不良にして社會的活動出來ざる爲め入信せるもの等がある。其の例を示せば、

(**名東、宣、一二九、創、男**)　十九歲にして養子に行き、四十四歲の當時まで妻を三人まで貰ひたれども子供なく、老ひゆくに從ひ心淋しく思ふ折柄、本敎の御敎理を聞き子供無

き理などを聞き、教理上自分は罪人なり、此因緣は本教によりてのみ救はれ得べきものと悟り、非常に熱心に信仰生活に入れり。

（東、分、一、後、男）　幼少の頃は學績も良かりしが、十一歲の頃より漸次成績不良且身體の發育不良のため、父母は天理樣に獻じたら人並にならうなどゝ思ふ內、當時淺草支教會にて青年募集され居るとの事に應じて、十五六里の道を草鞋ばきにて同會へ參り奉仕することゝなりたり。以來身上は親の心配する程もなく腦も療り身體もやゝ一人前になり、神明の恩惠を謝しつゝ入信す。

C、教理に感じて

入信した人で教理に感動せない人は殆どあるまい。而してその動機として身上のお助けを頂いてよりとか、又は事業に失敗したなどの特記すべき事柄なく、唯教理に感じてのみ入信せしものをとつた。その數一、四五八名にして回答者の一一・九〇%に當つてゐる。今之を大別するに、大體次の二種になつてゐる。

その一は世評に從つて邪教と誤信した上から、疑問の目を以て教理を研究せんとした好奇的究明心が却つて教理に感じ一變して入信したもので、他は兼ねてより天理教の教理を聞きたしと好意を有してゐる中、時至つて教理に感じて入信したるものであ

る。

その例を示せば、

(東、支、二四、後、男)　本教に對しては世評に從ひ淫祠邪教と誤信せり。その頃自分は天理教に於ては如何なる教理を說きて世人を迷はすかを究めんと思ひ、僞りて煩悶ありと稱してその教理を聽聞するに、度を重ぬる毎に其の眞理に驚き、この尊き神教を自分の如く漫然たる世評を信じ淫祠邪教なりと獨斷し、世界助くる眞實の道なるを究めんとせざる者の多きを慨し、昨日の敵は一變して本教の僕となり、一日も早く一人も多くに本教の眞髓を知らしめ以て神樣が一列救濟を急き込み給へることを告げんと決心せり。

(河原町、支、二七、創、男)　自分の一家は諸神に對しては信仰の念篤く、常に世の思想を立替え、皇國のため盡さんものと心懸け居たり。本教に對しては知己今津某なるもの、かつて京都に在る折同人の妻が不思議な御利益を頂きたりとの話を聞き及び居り、一度その教義を聞きたしと思ひ居りし折柄、當時當地には未だ天理教の名を知られて居らず、處へ明治二十四年の春、滋賀縣より森田某と言ふ布教師が友人を介して來訪せられ、初めて本教の教義を聞き、中にも、心の改良によつて諸病を癒すると言ふ理

に深く感銘し、今日まで自分は種々なる信仰をなせども、これに勝る確かな道はないことを確信し入信す。

D、親譲りの信仰

親譲りの信仰とは、親が天理教を信仰せし關係上自分も天理教を信ずるに至つたものである。換言すると家の宗旨としての信仰が已が信仰となつた場合、及び家の宗旨として相續した場合の二つ共含まれた言葉である。

本項は回答者の二〇・一二％に當る二、四六四名で、今その中より一二の例を示すことゝする。

(水口、支、七、後、男) 幼時より教會の御飯を頂いて居たから神様の御用を務めさして頂き、貧困のため碌に樂しい生活をしたこともなかつたが、どうしてでもこの教會を仕上げて立派なものにしなければ世界並に對して殘念だといふ考へ一つで通つて來た。

(河原町、支、二二、創、男) 父母の熱烈なる信仰を見て何となしに心勇み、何時の間にか一生懸命になつてしまつた。

E、恐怖心

早逝や不具の者が家庭に屢々現れると云ふ惡因緣を自覺し、恐ろしさの餘り入信せし

もの、又疫病流行に恐怖を抱き入信せるものもある。その數一九名にして回答者に對して〇・一六%に當る。

以下其の例を示す。

(芦津、宣、九一、創、男)　入婿せし妻の弟が生れ付き阿呆なる所へ、自己の子供にも阿呆が出るに及び當時既に本教の不思議なる靈救を聞き居りしかば、本教を信仰して助けて頂きたしとの本願より信仰に入らして頂く。それより段々御敎理を聞かして頂き次第に御守護を頂く。

(河原町、宣、五、創、男)　自分は足痛みにつき靈救を頂き、その時因緣の深きに感じ信仰するに至つたのであるが、在來自分の家は祖先代々早く世を去つてしまふと言ふ惡因緣あるを悟らして頂き、何でもその因緣を切つて頂きたいと思つて一層信仰するに至つた。

(櫻井、大、一、創、男)　明治十九年頃コレラ病大流行し、親族知人に死亡者生じ、之を恐れて直ちに本部へ參拜し一家平安を祈る(其の後屢々參拜す。)此の時甘露臺靈地の石、御神樂歌本及御供など頂きて歸り爾來信仰の人となる。

F、贖　罪

之は自己の積んだ罪業を消滅せんとの考より入信せしものであつて、其の數二一八名で、回答者總數に對して四・五九%に當つてゐる。而して次章に於てのべる如く、傳道の動機として重要な位置を占めてゐる贖罪觀念が、入信においては大して起らないのは、或は當然とも思へるのである。

以下其の例を示す。

(河原町、支、七、創、男) 明治二十四年妻の身上惱みにつき友人より匂ひ掛けせられ靈救を頂いたが、其の當時は半信半疑であつた。その後當時四歳の長男が「とりめ」に罹り早速お助けしていたゞいたが治りません。先生方が毎日御苦勞下されて御話を聞かして下さるけれども一向に御守護がありません。眼科の名醫に診察して貰ひ四十餘日間經過するも何等變る所がありません。そこで御教理の中に眞に人を助けて我が身助かることを悟らして頂き、折柄自分の家に勤めに來てゐる人の義弟の妻が、産後の患ひより眼病になり盲目となつて困つてゐますからお助けして呉れとの依頼を受け、早速やらして頂き病人にお話をし、財を包んで病人の枕頭に置き歸つた。その夜十一時すぎ表戸を叩く人があるので、見ると病人の夫が來て居てお蔭樣で家内の眼が開きましたとの事をきいて自分はびつくりしました。そして翌晩より自

分の子供の眼の靈救を受けて明かに見へる様になりました。この不思議な御神德に感泣すると共に今迄の悪い心使ひを神様にお詫びする爲一層信仰を强めました。

（島ケ原、宣、六〇、後、男）　父は明治二十四年二十八歳の時より胃弱に罹り、お助けを受け入信す。何分其後も十年間身上に惱みし爲遂に出直しとなり、其後十年間は信仰停止狀態となりし處、明治四十二年私の長男が身上惱み祈願を乞ひしが是も同年八月に出直しとなり、其後明治四十四年十二月十四日愈々御道一條に立替するに至りしに、次男生れ乍ら病弱なりしも不思議なる靈救を受け且教理の有難きを感じ、我が身我が家の因緣の深きを悟り一家諸共御道専務に立替するに至れり。

（河原町、宣、一一、創、男）　十八歳の時十九歳の女と情死を謀り、剃刀を以て女の頸動脈を切斷し、自分は腹一文字に切りたりしに、女は遂に死亡せるも自分は死に切れず生き殘りたり。故に常に心の中に其の罪の深きを思ひ居たりき。然るに明治三十四年春天理教六郷出張所教師青山某氏の御教理を聞きて入信せり。

（郡山、支、一九、創、男）　明治二十九年他行不在中故山に在る慈父病死の凶報に接し遂に臨終に侍するを得ず、不孝の罪を悔ゆれども詮方なし。憂鬱の情禁ずる能はず悶々の日を送る時、一友人の最も尊崇せる本教により安心を求むるに如くはなしと勸め

られ、こゝに始めて入信す。

G、其の他

今その主なるものを擧ぐれば、**つきあひ**より入信せしものは**一二六**名にして全體の二・六六%に當つてゐる。興味を持つて入信せしものは**四九**名にして回答者に對して一・〇三%、また**功利的**考へより入信せしものは**一五**名、**占ひ**より入信せしものは**一**名である。

以下其の例を示す。

（河原町、九九、創、男） 友人の信仰を阻止しやうと企て、又度々信仰を中止の勸告を試みて却つて卓越せる教理と友人の熱烈なる態度に感心して遂に入信した。

（芦津、宣、一七〇、創、男） 私の代になりて金光教を熱心に信仰しつゝありしが、河田某とて天理教に熱心なる人あり、同業者の關係上御道のお話を好まざりしも嫌々ながら神様のお話を聞いたが好きにはならない。度々話さるゝ事を聞くに妙な事を言ふ珍らしいことを話すなあ、一寸つき合に參拜してみようと言ふのが入信の動機となつた。

（麴町、宣、一、後、女） 親が病氣の時療養費調達のため藝者に賣られたるが、おひろめ後間

もなく或る知人より本敎の話を聞かされ、頼り甲斐ある教と思ひ居たりしも、其の時は單にそれだけに止まり居たり。越えて仙臺より東京の古巣に戻りたる時、前々に本敎の話を聞かして下されし人の事を思ひ出し、自ら大久保の現錦都宣敎所の前身を訪ねて敎理を聞くと共に、一方營業上の世話取りも受けて大久保にさゝやかなる小料理店を開業したり。斯くて後集談所を結成して信仰して居たるも畢竟それ商業繁昌、家内安全、無病息災の助かり度い信心なりき。

（河原町、大、一、創、男）或る友人が自分の住居に來訪して、近頃面白い陽氣な神様が流行してゐるが一緒に一度見に行つてはどうかと言ふので、早速同伴して敎會所へ行つた處が、成る程、言ふ如く陽氣な信心らしいので之は面白い敎やと思ひこの時から信心し始めた。

（高安、宣、一三〇、創、女）元來私は氣が小さく神經質で體質も極めて弱くござゐました。或時の事占者に向つて私に何か適當なる信仰はないかと伺つた時、天理敎が最も適當なりと申してくれました。其處で直に本神宣敎所に參拜し信徒に加入いたしました。

（御津、宣、七、創、女）親類の者が敎會長を致し居り、私方へ來る度に神様の御話を聽かせ

下さるので、何時とはなしに耳を傾ける様になりて入信す。

(御津、支、二、後、女)　母老衰病にて日夜心痛の折柄、結髪婦の勾掛けにて布教師にお願ひして頂きしも遂に死亡す。その葬式の當時に勾掛けの人及び布教師は親身も及ばぬ親切を盡し下されしに引きづられて、教會へも參る中信仰する様になりたり。

(甲賀、宣、五二一、創、男)　明治三十五年姉が二十七才の時、卵巣病に罹り重態に陷り入院切開手術をなし、在院一日餘にして危篤に陷りしが、不圖お道の話が耳に入りてより、不思議と恢復せしことを目前に見せられても、村の嘲笑侮蔑は益々甚だしく、私も姉の狂氣的信仰熱に財產も蕩盡して行くのに不快と不滿を感じて居た所、我家の煙突から盛に火の紛の吹き出づるのを見て、姉は火災の前兆として此の因緣を果すことに努力せられた。間もなく隣家から出火して危險であつたが類燒を免れた。一家の災厄を逃れた所より始めて仰ぐ偉大なる神意、教理、因緣の理を悟り得て、悶々たる心の闇は一瞬にして光明の中に蘇生し、我家の因緣果すは此の道の外なしと過去の迷ひの夢からさめて、昨日の苦惱は今日の喜悅と化し始めて入信す。

(甲賀、宣、三七八、創、男)　長男の妻を迎へしに、嫁の生家は御道熱心にして來りて盛に布教せしため、義理のため遂に入信せり。

す。

(甲賀、宣、五〇二、創、男)　從來歸依して居る禪宗の住職の言行に反感を抱き、本教に入信

大體に於て本項目に就いての報告はよく記載してあつたゝめ色々の結果を得た。中には蒐集者が大いに力を入れた點もあるが、天理教傳道者にとつては自己の入信の動機及經過を語るは、傳道方法として常に用ふる所であるからである。

第二節　入信の年齢

入信の年齢はその事象と共に離すことの出來ないものである。併し不用意に調査漏となつた爲め、正確に記入することの出來ないのは遺憾である。唯授訓の年齢が明記してあるから、之に依つて比較的正確に、信仰を摑得せし年齢は知り得られるであらう。が、之は後述**性と年齢**の章に讓ることゝする。

第二　傳道開始迄の生活

第三節　傳道開始迄の期間　(第十三表)

信仰を得て傳道に從事する迄には相當の年限を要するものである。入信後直ちに傳道し信仰を深めて行く人も可成りあるが、大體上より見れば、入信後或期間を經て其の中に傳道に闘する修業をなすを常とする。而して其の期間は人々により區々たるものであるが、本人の信仰の進まざるため、或は家庭上の都合等理由は色々と異つてゐる。

第十問　イ、入信後傳道開始迄の日數

この問に對しての回答數は報告總數一二、四八〇名の**九〇・六五%**に相當する一一、三一三名である。(無記載一、一六七名、九・三五%)

第九表によれば、六ケ月以内に傳道に從事せしもの最多數を占め、漸次年數の增加につれてその數が減じてゆく傾向を示してゐる。これは入信の際に經驗した感激の熱が未ださめない以前に傳道にかゝることを示すものである。而して拾ケ年、廿ケ年に於て其の數の多少增加せるは面白い現象である。

以下簡略に表を並べて見ることゝする。

入信直後より五ケ年迄	六、四六六名	五七・一五%
六年より一〇年迄	一、八六三名	一六・四七%
一一年より一五年迄	六八四名	六・〇四%
一六年より二〇年迄	四一六名	三・六八%
二一年より三〇年迄	三〇四名	二・六九%
三一年より四〇年迄	三八名	〇・三四%

第四節　職　　業（第十四表）

第十問　ロ、入信後布教迄の職業

この問に對し、報告總數一二、四八〇名の中無記載一、一六五名を除き、九〇・六七%に相當する一一、三一五名の回答を得た。その回答數の分類を次に示す。

從來の職業に從事する者	八、一三二名	七一・八七%
職業を變へたもの	七七八名	六・八八%
教會に從事したもの	一、〇一六名	八・九八%

教會從事の傍職業を有したもの	一一〇名	〇·九七%
無　　職	一、〇三三名	九·一三%
生得的教會生活	二四六名	二·一七%

教會從事並に教會從事の傍職業に從事せしものは、信仰上より職業に變化が起つたものであると見られるが、單なる職業の變化は悉く信仰の結果なりとは斷じ得ない。信仰上變化したるものもあり、又自己の便宜上より變化したるものもあるに相違ない。又從來の職業に從事するものゝ中にも、此の傳道開始までの期間内に於て漸次職業を廢して傳道生活への準備をなすものも多數あるのである。

以下一二の實例を引くことゝする。

(海外、一五三、創、男) 入信後は慶尙支教會に在りて大工職をなし、專ら教會維持費を納むるを勸めとせり。

(郡山、宣、一八、創、女) 三十七才の時夫支那に客死し、其後獨身にて暮しておる中に入信し、熱心に教會へ通つて行く樣になつた。其の中に教會の經濟の行詰れるを知り、種々教會に力を入れさして頂く中、遂に意を決して看護婦となり、或は藥局に勤務して教會の維持金をさして頂いた。其中に別科も卒業して大正二年五月、入信以來十一

ヶ年目に渡鮮して布教に從事す。

(名東、宣、六七、創、男)　入信以來御教理を聞かして頂くに從ひ、從來の營業である質屋及金貸業は一面的に人を苦しめ埃を積む商賣なるを悟り、營業方針を變へ段々縮少し、遂に其の營業も廢止するに至つた、營業廢止は可成りの損失ありしも覺悟の上の事であつた。入信以來一ヶ年にして營業の整理全部終り以來專心布教に從事す。

第五節　環　境　(第十五、十六表)

信仰生活に入りたるに對して、家族又は親戚或は近隣の人々が如何なる態度をとつたかといふ事は本人の信仰に大なる影響を與ふるもので、その態度の如何によつて境遇の上に順逆の極端なる相異が現れる。又當人の信仰生活の內容も其の態度如何によつて異つて現れてくるものである。

第八問　家族の狀況(家族の人員及彼等の本人に對する態度)　**イ、入信當時**

この問に對して多くの回答を得たが、整理を逸した爲めに何等の結果も得る事の出來なかつたのは殘念である。

第九問　ト、入信當時の周圍(親戚及び近隣の人々)の態度

この問に對して親戚の態度の回答は報告總數一二、四八〇名の中七七・五二％に當る九、六七五名で二、八〇五名(二二・四八％)は無記載であつた。

今此の回答者を分類し、百分比を示せば、次の如くである。

反對(一部好意を含む)	五、七一六名	五九・〇八％
無關心	二、〇一三名	二〇・八一％
好意(一部反對を含む)	一、九四六名	二〇・一一％

近隣の態度　に對する回答數は九、五四四名で、報告總數の七六・四七％に當る。(無記載二、九三六名、二三・五三％)之を反對、無關心、好意に分類しその百分比を示せば次の如くである。

反對	五、九二七名	六二・一〇％
無關心	二、二三一名	二三・三八％
好意	一、三八六名	一四・五二％

以下之等を現す諸種の例を引文することゝする。

(甲賀、分、一三、創、男)　母親の靈救は實に奇蹟的であつたので、聞き傳へた村人は其の奇

蹟に驚異し、我も〳〵と靈救を冀ふに至る。依りて宇田先生にお願ひして自宅を提供し、說敎所及お助けの取次の場所とす。斯くする中靈救隨所に現はれ近隣は本敎に對して好感を持つに至る。

(宇佐、宣、一、創、女) 入信當時は一家圓滿、親族も一二名を除くの外皆擧つて入信し、且又當時上井田村に於いては稻蟲の害毒夥しく、本敎のお助けを一村を擧げてお願ひし、あらたかなる靈救を受くる等の事ありしかば、反對する者とてなかりき。

(浪華、宣、一、創、男) 親戚は永の病氣に共に苦勞を致し居れば、如何なる道すがらあるも喜び勇んで共に信仰の念を强め、又近隣の人々も此の有樣に感じたものか、誰一人反對するものも亦冷笑するものもなかりき。

(中津、宣、三、創、女) 布敎開始してより唯今に至る迄、割合に一般社會の人々は理解して呉れて居ましたので何等反對もありませんでした。

(水口、支、五、創、男) 入信當時の親戚及近隣の態度はよい方だ。何故なら家の中心となつてゆくべき本人が長年遊んでゐて、それが爲に家計に支障を生じてゐたのが、お道のお蔭で御利益を頂いて働けるやうになつたから。

これは本人の以前の生活を知り得るものである。

(名東、分、五、後、男) 入信當時は我地方は本教に對しては良くも惡くも知る人なく、別に特筆すべきことなけれども、天理教の教ふる如き精神及び行爲を保てば家内、交際上及び社會も此の上の結構はなしとの世評なりき。

以上は好意を示すものである。

(水口、支、一六、後、男) 親族縁者には多少反對し喜ばない者も出來てゐたが、別に邪魔をしたりする樣な者はなく、何等態度を變へたりするやうな事はなかつた。

(東、支、一八、創、男) 近隣の人々は私が村内に於て相當の地位に居りし故、表面上別段のことなかりしも兎も角敬して遠ざかる主義をとり居れり。

(治道、宣、三、創、男) 主人の遺言に依り主人の家族を養育し、一家の生活を負ふ事なれば、妻子共に別に信仰には反對もなく、親族近隣の人等は舊主人の爲信仰するとて、笑ふ人も亦反對する人もなかりき。

(旭日、支、一、創、男) 入信當時別段に親族には何にも無かりしも、丹波市實家日蓮宗の熱心なるものにして、附近の人々も反感もなく嘲笑もなく、又勿論好意とて示さゞりき。

以上は無關心の例である。

(河原町、支、二、創、男) 親戚、朋友、近隣を訪問して自分は天理教に入信した事を發表する

と、發狂したものと見做され、皆は自家の前を通る事も恐れ遠廻りする樣な有樣で反對の度は言語に絕した。錢湯に入れば入浴中の客は這々の體で逃げだしたりするので、遂には湯屋の主人から入湯を拒絕される程であつた。これは本敎入信が感染すると言ふので恐れた態度からである。

（名東、宣、一五、創、男）友人達は何れも排斥し絕交なしたり。近隣は最も忌避し、恰も他人種の如く蔑視し、言葉すら交へず當然町內關係も仲間外れにされ孤立の狀態なりき。尙子供二人に至る迄友達なく常に罵言を浴びせられ組外れとされ居たり。

（河原町、分、六、後、男）世襲の家柄として世人より尊敬を受けること厚かりし程に、一度財を投じて本敎に入信するや親戚は言ふ迄もなく近隣の人々は唯啞然として疑惑の眼を以て一家を眺めたり。

（名京、支、七、後、男）町內の人や近隣の人に會合等の場合には殊更に罵言嘲笑の的となり、子供等の如きは小學校に於いても或は町內を通る度に馬鹿にされ、親類の如きも何代も傳はる商賣を止めて財產を蕩ずる天理敎を勸めるなら、親類の付合は禁ずるとて迫害を受けたり。

（甲賀、宣、四四九、創、男）當時親戚は自己の食料を求める道を妨げ反對し、近隣の人々は

群をなして家屋に迫り、棒を以て窓を破り突入し、甚だしきはスコップに小砂利、馬糞等を入れて持込み屋内に撒く等困り果てゝ日を送りたること度重なるに至り、尚官憲巡査を派遣し再三布教中止を勸告し、甚だしきに至りては、警察に拘引し浮浪罪と云ふ名目で拘留七日間に處せられ、其の上科料一圓に處せられた事又數回に及べり。

(水口、宣、一五七、後、男) 親戚近隣の大部分は反對にして殊に親戚中或者は家族の信仰を阻止せんとして新聞紙上にて本教の非を鳴らし、爲に官憲の誤解を招きし事あり。又本人以前は學に志し某塾に修學中にてありしが之を捨て、道の上に奔走するに至り、舊師初め村の有力者數氏から母校に招かれ、篤々と天理教を捨て舊に復すべき樣訓戒あり、或は亦村青年團一結して本人の信仰を非として迫りたるも、確然として本人の信仰は、因緣の自覺による强き信念を以て、その中を對抗突進せり。

(南海、宣、二九四、創、女) 中席及び後半年餘りは夫及親戚の大反對となり遂に離別せらる。　其後直ちに現在地に布教を開始したるも反對猛烈にて、最も甚だしかりしは醫師二名僧侶一名有志四名、集談所前の河原にて大酒し其の日駐在巡査の不在を幸ひに、内二名の者を夕勤め中に暴れ込ましめ神具器具を破壞し、お勤中の信徒を毆打して負傷せしめ、次に信徒各戸の戸を破りて亂暴實に二時間に及べり。　信徒の傷害せ

られたるもの診斷書を取り、告訴の沙汰に及ばんとしたるも、上級よりの諭しにより一同心を鎭めたり。その後は村より追ひ出す手段を取り、苛税を課する等せられたるも動かざるにより、村内有志一同青年會堂に二日間も會合して「本人に言葉を交したるもの及び本人の行商の魚を買ひたるものは金十五圓、お助けを受け又は入信したるものは金百圓の罰金」等と村民一同の連判をとりて反對せり。

（河原町、宣、三一五、創、男）　明治四十二年三月二十三日再願、これより先明治三十四年出願、何れも詮議に及び難しと長野縣知事より却下され、其の後大反對の中にも引續き上級より教師の派遣を乞ひ布教を續く。遠方より靈救を聽きて集ひ來る者、助かりて御禮に參集する者日に增加す。斯くして靈救に浴して報恩のため布教する者は四方に飛び活躍す。かく盛大になるに及び、一方村人の反對の焰は猛然と擧り、遂に本教を信ずる者は村人として扱はずと決議するに至る。然れどもその當夜、反對者の家より出火し折からの强風に遂に一村全滅の狀態に陷る。其後反對の焰鎭り信徒結束して又隆盛に向ふ。

（高安、宣、三〇一、創、男）　入信當時全村民の本教に反對すること極めて熾烈にして、居村の寺院に於いては僧侶稻葉了澄等を聘して數十回も天理教撲滅運動及講演會を開

き、村民の反對熱最高に達したり。當時神道天理教高安教會より松村某氏、西岡某氏、佃某氏等本教布教の爲巡教に隣村迄參られたる處、村民數千名は「すは一大事」と隣村迄押寄せ、巡教の妨害をなし巡教員を危害せんと迄なすに到り、大津分署長以下の警察官竝に憲兵の出動あり、之が慰撫に盡されたるも容易に沈靜せず最後に、以後天理教を布教せざる旨證書を以て誓ふ限りに於いては、全村民納得して引揚ぐるとの事に、警察側並に憲兵側等本教側の人に「右の證書を以て誓はれたし」と懇請せり。されど本教側は之に應ぜずたとへ死すとも可なりと決せられ、飽く迄巡教を遂行せんと欲せられたり。併し「斯くては徒らに多數の犯罪者を出す憂ありと云ふべきなり。人心救濟に來て返つて犯罪者を出すが如きは吾々の堪えざる所なり」と官憲側より云はれ又「後日には又如何ともなる故に、今日の所如述の證書を書き與へられたし」と慰撫懇望せられ遂に遺憾極まりなきも松村某氏之を書き與へ、巡教員は無念なる心を抱きて歸路につけり。斯くして當時布教は、絕對に不可能なる狀態に陷りしも當時高安分敎會長は「斯かる事情の中に斯かる土地に敎會を設置することこそ、最も意義あり」と仰せられ、陰に陽に激勵されたれば、萬難を忍んで布教に從事せり。

以上は反對の例である。

第三　概評

一、おたすけを第一の傳道手段としてゐる天理教に於て、**身上による入信**(六〇・一一%)の多いのは當然の事と思はれるが、而もその身上による入信は靈救による入信であるを思へば、此處に天理教の長所が窺はれるものでなからうか。

第二位の**親讓り**と書いたものゝ多いのは、九十年足らずの傳道史上にありて、早や第一代が第二代に變つてゐるものゝ多いことを物語るものである。

緣組みにより(二六名)と**占ひ**により(一名)とあるが如きは奇な思をするものであるが、之は日本の家族制度の現れであり、又儒教文化の名殘とも見られる。

二、**イ**、入信後傳道を始むる者についてみるに其の大多數は五年以内に傳道に入つてゐて、**五七・一五**%を示し、以下漸次低下してゐる。

此の第一期の五年以内のものにあつて更に考ふるに、入信後**一ケ年**以内に傳道を始めたものは實に二、**八二一**名で、第二年第三年目から傳道を開始したものよりは二倍以上の數を示してゐる。(第十三表參照)

今之を考ふるに次の如き二つの理由によるものではないかとおもふ。
一、入信の感激未だ消えぬ内に傳道を始むること。
二、天理教の教理に於ては神學的要素なきため、傳道者の資格を得るに易いこと。
而して一面に彼等を訓へ導いた先輩が、むつかしい論理を省いて、唯實地の經驗をのみ教へるためでもある。
ロ、此の期間が短い以上職業を轉ずるもの少く、入信前と同様の職業をつぐ者多きも肯定される所であらう。
　但し、一言を要するは入信の動機中、親讓りと答へた者が二割强を占めながら、本項にて教會從事の者が一割强にすぎない點である。 之は從來の職業として答へたものと思はれるのである。

第四章　傳道の動機と其年齡（第十七表）

第一節　傳道の動機

信仰は個人的精神作用に屬するけれども、その極致は必ず其の人を驅つて之を他人に傳へしめ、進んでは遂に傳道に身を捧ぐるに至らしめるものである。是れ宗教經驗が個人の體驗中に生じながらも、社會的に發現する所以である。されど人を驅つて傳道に赴かしむるが如きは、尋常の事ではなくて、生活上に於ける一大轉機と見られるものであつて、これには何か深き生活上の動因があるであらう。本章はこの事實を確めるために發問したものである。

第十問　布敎の動機　布敎を決心するに至りたる理由に對しての回答者は報告總數一二、四八〇名の九三・六三％にあたる一一、六八五名であつて、僅か七九五名（六・三七％）を除外したにすぎない。

次に多いものよりならべると、

1、	贖罪	四、〇二六名	三四・四五%
2、	自分の身上	一、四八六名	一二・七二%
3、	家族の身上	一、〇七一名	九・一七%
4、	感激	八六三名	七・三九%
5、	命令	五六六名	四・八四%
6、	教化を目的として	五〇〇名	四・二八%
7、	教理に感じて	四五二名	三・八七%
8、	自己霊救	四五一名	三・八六%
9、	報恩	四三二名	三・七〇%
10、	家族霊救	三一二名	二・六七%
11、	修業のために	二八五名	二・四四%
12、	家業	二二九名	一・九六%
13、	事情	一九六名	一・六八%
14、	親譲り	一六一名	一・三八%

16、其　の　他　　六五五名　　五・五九％

以上の項目中**贖罪**は全體の**三割四分**强を占めて最多數を示し、**自分の身上一二・七二％**、**家族の身上九・一七％**の合計よりも更に高率を示してゐるが、之は入信の動機に比して、著しく異る處である。**其の他**の中には**功名心**の**四九**名(〇・四二％)**反動**の**三七**名(〇・三一％)**競爭**の**三一**名(〇・二七％)等がある。

以上の如く分類したけれども、個人の信仰的經驗內容は極めて複雜にして幾多の情緖が內在的に結合してをる。故に之を一事實として取扱ふは甚だ妥當を缺くものであるが、然し回答者が其の經驗の動機と信じて報告して來た諸動機中、比較的個人の精神生活に緊密に影響を與へて根本的動機となつてをる點に就いて概括せしものである。

以下各項に亘つて回答文を引用し說明する事とする。

一、自分の身上

第十七表に示す如く、自己の身上より傳道を決心したものは、其の數第二位を示してゐる。これは深き理由のあることであつて、我等の信ずる所によれば、若し我等に心得違ひのある時は、神は必ず身上に障りをつけ、事情に惱みを付けて、我等の不心得に對して「お手入れ」を下さるものである。又凡々として神意を悟らず、徒らに神恩に甘へるときには、之

亦我等の親なる神は身上事情をもつて御意見下され、お手引き下さるものである。即ち病氣は單なる病氣でなくして「神の意見手引き」であり、人の不心得に對する「お手入れ」であるとの天理敎の重大なる人生觀に根據をおいてをるものである。以下傳道者の回答によつて之を示す事とする。

(東、宣、九二、創、男) 單に友情の上から入信したるも段々借物の理因緣の理を聞き漸次信仰向上せし時其當時不治の難病とされし咽喉骨腐症に罹り醫藥はもとより百方手を盡し不動行者にも祈禱を願ひしも更に快方に向はず、命旦夕に迫ると告げられし時の失望半月餘りも言語を發する事不能。悶々日を送る內本敎の借物の理に想到し、幼時分家せし時よりこのかた作物にも惠まれず、總て失敗に歸し多くの田畑も賣り拂ふ內に此の難病に襲はる。嗚呼生あらばこそ慾もあらん。死して何ぞ物慾あらんと深く心を決し、我身我家如何になるともすべてを神に捧げつくす覺悟をなし神に自由用自在の御守護を祈りし所、三日目の朝口中一面の腫れより膿潰し、咽喉內に入らば死ぬと言はれしも何の異狀もなく忽ち全快、之を動機として農を棄て布敎專務に突進す。

以上の如く經濟的に不運に向ふ中に難病に襲はれ、生死の境に立ちて初めて我執を捨

り傳道を決心せしもの甚だ多い。

(船場、宣、四〇、創、女)　入信後さしもの重症も短日月の間に助けて頂きしもノボセのみは三ヶ年を經過するも御守護頂けず如何なる神意なるやお尋ねしたる所最初一身を捧げて道の爲に奉ずる精神定めて靈救受けたるに未だその運びなさゞるによると諭され且當時豐川宣敎所は種々なる事情の爲沈滯しこの狀態を救ふは自分の役目なりと諭され愈々布教の決心をなし家族とは生別し、近隣親戚の反對を突破し伏見町へ布教に出でしものなり

(櫻井、支、二、創、男)　家業の傍布敎しつゝありしも明治廿七年日清戰爭のため非常召集にて入營を餘儀なくされ、その後間もなく眼病に罹り盲目同樣となり、入營後九日目に至り不幸除隊同時に兵役免除となり歸國するや、今後は專心布教に從事すと心を決め御願ひせしより、その眼病も日に〳〵快方に向ひ、僅か二十日足らずの間に淸眼として頂きたり。故に時の村長交番巡査大いに疑ひを起し、脫營して戾つて來たのではないかと迄思はれたり。

斯くの如きは不思議なる靈救により入信したが、病氣全快と迄は至らないが病氣の徹

底的に治療せないのは信仰の不徹底を物語るもので、單なる信仰生活より傳道生活へと信仰が向上すれば病氣は全然助かるとの信念より、傳道を決心したものである。即ち病氣は神の手引きであるとの信仰を示すものである。次に示す例の如きは此の信仰を最も雄辯に語つてゐる。

（東、宣、一八七、創、男） 營業に力を入れば身上に迫り教會の勤めをさして頂く時は不思議に助かる樣になり如何にしても教會に勤めざるを得ざる樣な實に不思議なる神樣の御守護に依り布教の決心をなす。

（東、宣、六三、創、男） 大正二年頃より自分の身上何となく勝れず、且家族に次々と身上の御手入れを受け先輩先生の御諭しを頂きし上から、何うしても難儀を救はせて頂かねば自己の因緣の切れぬ事を自覺し斷然布教を決心す。

即ち我慾中心の考へにて生活してをると色々の病氣が現れてくるが、此の病氣は誤れる生活に對する神の御意見でありお手入れであつて、又神へ奉仕する傳道生活への神の手引きであることを示してゐる。

二、家族の身上

家族の身上に依りて傳道を決心したものは第十七表に示す如く多數あつて、其の數第

三位に位してゐる。これは矢張り天理教の信仰に根據を置くものであつて、天理教の信仰に從へば例へば夫が病氣した場合は夫のみに對する「神の意見」「手入れ」と見ずに、其の家族全體の者に對する神の御意見とみる。何故ならば心理的に考へても家族の一員の患ひは家族全體の苦痛であるからであり、又一歩進んで天理教の教理に從へば「因緣寄せて守護する」とあり、夫の病氣には妻にも因緣的にみて責任あり、又妻子の病氣には夫にも因緣的に考へて責任ありとせられる。かゝる自覺を持つ以上、家族の身上より傳道を決心するものあるのは當然の事であつて、其の數が可成り多く**自己の身上**より傳道したものゝ數に次ぐは推察するのに難くはない。猶注目す可きことは同じ家族內にても肉體的精神的乃至經濟的關係のより濃厚なるものが病氣すればする程、信仰的刺戟を與へることである。

以下回答文を引用する。

(名東、宣、四、後、女)　夫の病氣益々重り實母の病氣と同じ因緣病にて千人に一人も無いと言ふ天刑病なるより成る程と因緣の深きを悟り人を助けて此の因緣を納消せんとて布教を決心するに至る。

(船場、支、六、後、男)　三才になる長男が風邪にかゝり醫師の診察を乞ひしにヂフテリヤ

と斷定され晝夜看護に手を盡せしが何等の効なく、愛兒は瀕死の狀態となりぬ。其時常に先生より薫陶されたる本敎の敎理を痛切に感じ神の理の餘りに儼然たるに驚き、玆に初めて微力ながらも一つの自覺を生じ商を廢止して總てを神に捧げ道一條となり、專心人助けに勵まんと大正九年二月天理敎校別科卒業後布敎に邁進せり

(東、宣、二〇七、後、男) 入信の翌年明治二十八年の春より次女もよ當時十三才肺病となり、段々と病勢募り其年の秋遂に見込なきに至る。玆に於て生涯道の上に身心を捧ぐる決心をなし神に祈りし所不思議なる靈救を頂く。之布敎を開始するに至りし理由なり。

(南海、宣、七七、創、女) 私御救を頂きてより常にお助けに出させて頂く志はありながら、つひ世間心にひかされてのび〱になり居る中、養女末子肋膜炎のお手入を頂きたるため、これは神様が自分にお知らせ下されたものと悟り、愈ゝ布敎一條にならせて頂く御約束をしてお願ひ申上げし處、實に不思議な御守護を頂き感じ入りたり。遂に玆に決心し布敎に出でたり。

(湖東、宣、二二七、創、男) 二十七才の時父と共に一家を顧みずして布敎に從事し居たるも、當時母の手一つに依りて弟妹五名を養育すること甚だ困難に落入り、時に衣食に

事缺くこと多く、さりとて支教會に御願ひしても、經營困難の折柄にて、教會の補助を受くること能はずと思ひ、父と相談の上意を決し三年の暇を神明に誓ひて布教を中止し、他の事業に從事し道を離れて社會に交はるに及んで、信仰上何等根據を有せざりし薄弱なる形式的信仰は、一朝にして瓦解し、回顧十年の布教が意義なき生活の如く痛感され、父の布教は父の意志の儘なるも、自分としては長男としての責任上、多くの子妹を養育の義務あり且又世の中は物質なきことには人生幸福は得られず、如何にしても物質を得、社會的地位を獲得せんものと、專心意を注ぎ斷じて再びお道の布教等はなすべきに非ずと決心す。爾來布教を中止すること七年、その間弟妹の成長するに及んで多少の貯蓄も出來る時代となりながら、人間的打算は裏切られ、働くべき弟妹の病氣に罹り、又は子供も病氣となる等、代る〲に身上事情に遭遇し、此處に於いて初めて本教の「道が道なら通らにやならん」の神言の的確なるを信じ、確固たる信念の下に再び布教に從事するに至れり。

(芦津、宣、一四六、後、男)　明治三十一年頃より家に複雜なる事情續出し、父は身上胃弱に惱み約四十日間苦しみ尙全快せずそれがため種々心定めをなしたる結果今後家族諸共お道の上に出さして頂くとの精神を以て神樣にお願ひせし所、病人はすつきり

と御守護頂けり。これを以て布教さして頂く動機となつた。

三、事　情

天理教に於て事情といふ言葉の廣く用ひられてゐる事は前に述べた如くであるが、かゝる人事間に於ける色々の不如意を動機として生活の轉向を企て傳道に志すものもある。次に回答中より引文して事實を示す事とする。

(名東、宣、一、後、女)　當時長男は最高學府を出て居ながら極度の酒色に耽り、財産を蕩盡し知人親戚等の意見も馬耳東風、親が意見等なせば言語に絶する狂態を演じ若しこのまゝ放任せば一家の破滅火を睹るよりも明かなり。此に於いて深く因緣を悟り靈救によりて此事情を助けて頂かんと布教を決心するに至れり。

(東、宣、一九〇、創、女)　父大酒にて爲に種々の事情を起し家庭内風波絶えず自分としては此道より外に救はるべき道なしと信じ布教を志す。

酒の上の事は多く現れる樣である。

(北、宣、一四二、創、男)　戰後歸郷すれば依囑せし商賣は破綻を來したるを以て閉鎖せんと思ひしも環境之を許さず之が整理をなし營業を續行せしが意の如くならず。加之家人に身上お手入れあり到底自己の狹量にて裁斷出來ず、斷然方向を轉じお道

布教に志す。

(船場、宣、三三、創、女)　教校別科卒業後教會に在りしも所長と意見あはず京都の知人の下に奉公と早變りして仕込みし所、昭和三年一月胃病となり、更に神經痛を併發するに驚き自分の今迄の心得違ひを悟りて一意專心道の爲に布教さして頂く決心をなして神樣にお願ひせし所、御守護頂きしを以て愈〻眞劍に布教を開始したり。

最後の例は一旦教會內に居住せしものが、教會の會長と意見合はずして教會を脫出し、後、身上のお手入れに會ひて神樣に懺悔し、傳道に從事するに至つた例であるが、かゝる事實は實際に於て尠くない。又教會生活中對人關係不如意にして生活面白からざる時、意を決して教會より離れ種々の係累より放れて自由になり單獨傳道に從事するものもある。又天理教を信仰する中に親族家族一同より反對壓迫を受けて居留まらず單獨傳道に出る例もある。

(芦津、宣、一二一、創、女)　自分の信心に對して親族は大反對となり色々に之を阻止しようとして手段を講じ遂に自分に準禁治產者の宣告をなしたり。されど自分としては飽くまで神の存在を認め何物も捨てゝ神一條に精進したいと思へども上述の如くにして意の如くならず、依つて斷然鄉里を去つて單獨臺灣に志さんとし資產及子

供を豐生宣教所長苗代氏に託して無一物となり、御教祖雛型の道を通らんが爲臺灣に渡りて專心布教の第一歩を進めり。

四、贖　罪

第十七表に依ると贖罪の爲に傳道を決心したものが最も多い。大體において信仰の向上は罪に對する自省心を深め、從つて自己の罪業の消滅せん事を願ひ、之に向つて努力するのは信仰經驗の當然である。故にこの贖罪といふ意識より傳道に志す者の多いのは當然の事である。又天理教に於ては因緣の自覺といふ事が教理の重大なる要素となつてゐる上から、回答者にして信仰の動機につき明瞭なる意識を有せざる者及び自己の信仰的體驗內容を明確に分析し得ざる者は、大體の場合因緣の自覺により傳道に志すと報告せしを以て、特にこの項の數が增加して居るものと推察される。以下一二の回答を擧げるに止めるが、大抵この種の回答は次に擧げた回答に類似して居る故に、其の數最大多數ではあるが、更に列擧するを省略して置く。

(名東、宣、二七、創、男)　因緣の自覺により助け一條に進み、而して神恩に報ひなくば助かる事が出來ないと言ふ信念により布教を決心するに至る。

(東、宣、一二七、創、男)　家は三度火災に遇ひ、嫂自分の妻子供三人共肺結核に罹り出直し

となり、又一時其爲兄の信仰鈍りしが、自分は及ばず乍ら此惡因緣を切らして貰ふ爲布敎を決心するに至れり。

(堺、支、八、創、男)　神樣の御守護にて反對せる伯父の身上に御手入が有りました。其の時に突然堺中敎會長殿が用向きにて大阪に來り傍々寄つたと申されて御越しになりました。其の時「お前も敎校を卒業し敎導職迄頂いて居りながら、商賣人に成つて居ては神樣に申譯無いから布敎せよ、集談所を設けよ」と懇々として有難き理をお仕込み下されそのお言葉にいたく感動して夢より醒めたる如くなり卽ち布敎決心をなすに至れり。

(甲賀、宣、四〇二、創、女)　初婚の際は夫を嫌ひて私から離別しました。其後再婚しましたが、今度は夫が私を嫌つて他所に情婦をこしらへ家出しました。最初は不治の病(肺病、子宮病)を助けて頂き、有難い神樣と思つて居ましたが、因緣の理の恐ろしさを悟り、死を賭してもと云ふ精神に迄確信し布敎に從事しました。

(南海、宣、一五五、創、男)　肺病の因緣ある家であるから、此の因緣を果さにやならんと云ふ所から決心して布敎に從事す。

五、修　業

自己の修業を目的として傳道に志すものも可成りある。天理教は實際上傳道生活をなすに非ざれば眞の天理教生活の味が解らぬ程實際的宗教であつて、思索的宗教ではない。故に眞劍なる信仰心を獲得せんがために傳道に志すものも少くない。特に親讓りの信仰を有するものにその例を見る。以下一二の回答を列擧する。

（東、宣、一八四、創、女） 布教せざれば眞の信仰を悟得し得ざるを悟り自己の修業を目的として布教に從事せり。

（高安、宣、七〇、創、男） 何分若年の爲本教の意義に對して深き理解なかりしが神樣の言葉を堅く守り自己の修業に資し忠實に先輩の指導に從ひ布教に從事す。

（大江分、一、後、男） 何時迄も教會で結構な生活をして居ては第一御教祖樣の御苦勞印ち難儀不自由の味はわからない、又將來多くの信徒を育てゝ行く上にも相當の理を造らせて頂いて置かねばとの心に依り布教を決心せり。

六、感激

第十七表に依れば信仰的感激によつて傳道に志せるものゝ數は第四位を占めてゐる。其中には只神樣が有難いといふ一筋の信念より傳道に從事したもの、或は家族や知人の殉教的態度に感激し、或は教祖の行傳に感激し、或は災禍に會ひて不思議なる靈護に預り

神恩に感激する等諸種の感激より傳道せしものを含む。

(東、宣、二九、後、男) 有り難い一筋の信念に依る。

(高安、宣、一一、後、男) 篤信なる母の殉教的態度に共鳴せると自身因緣の自覺に依る。

(東、宣、一九、創、男) 先輩先生の御教話と其實行生活に感銘し悟る所あり、是を他人に知らしめ以て一人でも多く助け、以て教會を盛大ならしめ先輩先生に喜んで頂く爲布教に從事す。

(東、宣、一六九、創、男) 教祖五十年間の御苦勞の眞意を悟り止み難き情に押されて布教に出づ。

(名東、宣、一一八、後、男) 明治四十四年春父子三名漁業中暴風雨に遭遇し三日間生死の境を彷徨せしが、全く奇蹟的靈救に預り三名共その生命を全うせし以來信仰の念厚く布教に從事す。

(琵琶、宣、八、後、男) 教祖が千萬の苦勞を重ねられ、救世濟人のためお通り下された五十年の至誠に感激し、其の道すがらの幾分なりとも通らして頂きたいと思ひ布教に出づる決心をなせり。

七、家　業

教團九十年の歴史を有する天理教に於ては、家業として親のあとを承け擔任者となる者も尠くない。其の例を擧げると、

(名東、中、一、後、男) 自分は二十歳の時會長家の養子となる。將來會長となり多くの部屬教會の教信徒を統卒するには布教一般につきて實際的に體驗を積んでゐなければ駄目であるとの實際上の必要より先づ單獨布教に出でたり。

(府內、宣、三、後、男) 教會の養子となりたる以上は御助け布教させて頂くのが自己の本分、天職、家業なりと感じて布教の決心をなしたり。

八、教化を目的として

第十七表によると、天理教の教理によつて人々を教化する目的で傳道したものは、其の數第五位を占めて居る。その一二の回答を擧げる。

(名東、宣、二二、後、男) 教校別科在學中教理の仕込を受け人を助ける聖業ほど痛快な面白い仕事はないと思つたので卒業後直に布教に從事す。

(兵神、宣、四、創、男) 自分は弟に生れたのであるから、幸ひ何か一つ國家の爲に盡したいと思ひ軍隊に志願したが合格しなかつた。所が本教の教理に感じ此教を以て國家につくしたいと先づ長野縣下松本市へ單獨布教に出たり。

(梅谷、宣、一〇、創、男) 眼を救けて頂き深遠なる御教理を聽かして頂く度に人樣にも早く此の神、此の信仰を知らしめて、共に倶に感謝の生活を送りたいと熱望したり。

九、功名心により

傳道に從事し一教會を組織して手柄を成し、先輩に歡んで貰ひたいといふ考より傳道に從事せしものが多少ある。

(甲賀、宣、一六九、創、男) 當時此の地方に於て天理教の布教盛なりし爲、吾も布教に成功せんものとの考へより布教す。

(甲賀、宣、一二三、創、男) 一日も早く教會を設置して上級教會の思召に叶はんとの精神より一家擧つて布教に從事す。

十、感化せられて

信仰上の先輩に依り感化されて傳道を思ひ立ちし者も稀にある。

(名東、宣、二三、創、男) 親が熱心に布教してゐたので神樣の御威德に引込まれて布教開始す。

(御津、宣、六、創、男) 妻は嘗て重病を助けられて信仰し居たりしが、私はそこまでの心もなく、明治四十五年朝鮮守備隊として渡鮮したる不在中、妻は親許にありて信仰を續

け布教にも從事し、軍人の妻として模範的行爲に終始したりとの報を除隊後聽き、又行屆かぬ無教育の妻が凡てに對する態度行爲の立派になりたるは、唯實にお道のお蔭なりと信じ、愈〻お道の結構が心に銘じ、此の神樣を終生信仰すれば國家の爲でもあり妻の助けられた神樣に對する報恩のことにもなると考へ、又約十年國家のために御奉公したる身を以て商賣を初めたが失敗したゝめ惡因緣を作るよりも、布教するに如かずと心を定めたり。

(西、支、三、創、男) 同時に入信せる者が段々と盛に布教開始せし爲、自分としても獨り漁業のみに從事して居る事が出來なくなり、自然感化されて布教を始めたり。

十一、報　恩

身上靈救に預り神恩報謝の意味にて布教せしものもある。

(名東、宣、一四、創、男) 身上靈救を頂いたので嬉しさの餘りこの結構なるお道を他人にも傳へて神恩にも謝する考へで布教を決心す。

(船場、宣、四六、創、男) 醫師の手餘りの身上も別科入學中全快し未だかつて味ひたる事なき嬉しさを見たれば、この深き御恩報じをさして頂かねばならぬといふ上より父母、兄弟、親戚の反對する中を押切つて、上級教會長の指圖のまゝに專心布教に從事す

る事になりたるものなり。

（和爾、宣、一、後、男）醫者の手離れとなりし不治の病肺結核の靈救を受けし故に、一旦返せし身上なれば後半生は神恩に報ゆるため人心救濟の道に捧げ布教決心をなせり。

十二、義　憤

義憤を動機として傳道せしものゝ例、

（日本橋、宣、二五、創、男）社會人心の益々惡化せるを慨歎せる時、不圖お道の教理を聞き御神慮を窺ひ知り、斷然立つて社會人心を救濟すべく布教に志す。

（高安、宣、六九、創、男）上級教會の教勢振はず行詰れるを見て親（上級教會）に安心を與へたき精神より奮然立つて布教を開始す。

（高知、宣、二三九、創、男）多少の講社を與へて頂きたれば、授訓を戴かんと思ひたち、他に一人の信徒を伴ひ上級の先生に連れられて三十年祭の時、地場に歸參せり、その當時教會は事情絶對の場合なれば、上級に理を立てることも出來ざりしためか、自分等の休む場所もなし、自分等をお連れ下されし先生は如何遊ばされしかと尋ぬれば、押入の中に休まれし由、自分等は階段の下に何も着ずに休みたり。自分はともかく先生を押入の中に休ませしは申譯なし、吾々の働きの足らざりしためなり、勤めさへ充分

出來たらんには、一部屋なりとも與へて頂き、先生にも安心して頂けるべしと思ひ、布教を決心するに至りしなり。

十三、反　動

倦怠生活や逆境の反動として傳道に志せしものがある。次に示すは自己に子なき反動として人の子を助けんとしたものである。

（東、宣、一八六、創、男）夫婦間に子供無き爲日常生活全く無味乾燥にして又考へてみれば將來とて何の樂しみもなく賴り無く思ひしが、平常より信仰せる天理教の布教師となり、神樣の子供の成育に丹誠さして頂かうと決心して布教開始す。

（東、宣、一三、創、女）住むに家なく食ふに食なく全く貧のどん底に陷り教會へ行けば冷遇され之程の難儀をして生きて居るよりは一層死を擇ぶに若かずと決心せしが、夫は餘り神樣に申譯なき次第と更に心を轉じ死したる覺悟を以て布教に進む。

（南紀、宣、一七、後、男）其頃は反對嚴しく入信すれば直ちに異端者として冷視冷遇せられし爲、布教して同志を作らざるを得ざりしなり。

十四、競　爭

同輩のものが熱心に傳道するので自分も競爭心から傳道しようと志したもの。

（北、支、一、創、男）　信仰心益々向上するに從ひ上級敎會へ力を入れて居たるも、他の人々が一定の地に布敎に出かけ敎會を設置するを見ては負惜しみの强い私は、どうしても一定の地に布敎に出づにはおられなかつた。

（甲賀、宣、一五六、創、男）　當時御敎祖四十年祭御提唱の折にして自分の兄の敎會內に布敎熱盛に起りし爲その一員に加はるべく布敎す。

十五、命　令

命令されて傳道した者の中色々の者があるが、敎會長を信賴し其の指圖に從ひて傳道したものも尠くない。又先輩より家業として當然行く可き道なりと諭されて、その命令の儘に傳道に從事した者もあり、親兄弟の遺言通り傳道に志す者、神の指圖に依つたもの又夢に暗示されて神の指圖なりと感じ傳道に志した者等がある。

（高安、宣、一〇三、創、男）　上級敎會長の御指圖を受けて布敎す。

（東、宣、一三九、後、男）　祖父が前擔任者なりし關係上布敎すべき旨を時々申し渡されしその命に從ひて布敎せしのみ。

（東、宣、二一三、後、男）　お道の布敎に出るのが何となく心恥づかしく思ひ唯農業の傍、友人の所にゆき多少お道の宣傳をなしつゝありしが、父病死の際遺言として、お前はこ

の道を信仰し神様の御用に奔走さして頂かねば身上を返すより外に道はないと種々因緣の理を語られければ、眞に心に泌み亘り其言葉を守り布敎を決心す。

(敷島、支、一一、後、男) 十五歳の五月二日、其日は當敎會の月次祭昨夜點せし神燈油のつきて居るのにも拘らず煌々と輝いてをる。餘りの不思議に一同筆先の伺ひをなせり。當時この邊りの敎會にては御筆先伺ひをなし萬事それに依つて進退せり。其れは、目をつむり、本のとぢめより何行目にお知らせ下されと祈りつゝ無意識に本を開き、夫を神樣の指圖と信ぜしものにて當時三人の者が布敎に出るとの議ありし時なれば、その事を念じつゝ伺へば

(何にても皆一列は此通り神が自由用すると思へよ)

(めいめいに我身思案はいらぬもの神がそれぞれ見分けするぞや)

(これからは如何ほど我身思ふても神の立腹之は叶はん)

との御指圖を受け一同願ふ心にぴつたり合ひ此の指圖に依り決心がつき布敎に出る事となつた。

(東、宣、八三、創、男) 或る時夢を見た。其の夢は敎會からの歸り途で神樣が現はれてお前は罪を犯した者故其儘では家へは歸さぬ殺してしまふと言ふので、私はどうかし

ものがある。

夫は卽ち入信の時代より信仰の進んでゐることである。勿論傳道の動機の客觀的事象として「身上にお手入」又は「事情にお知らせ」を頂いたものと思れはる。しかして、その悟り方に於て、助かりたいとの願ひよりも罪を贖ひたいとの考へが重きをなすものではないだらうか。

入信當時は肉體的苦痛の救濟された事が第一に頭に出たものであらうが、此の期にのぞんでは身上のお手入は單なる一時的なものでなく、自己の因緣より來すものなるを悟り、此處に贖罪觀念より傳道に從事するに至つたものと見られる。

敎祖は「人を助けて我身たすかる」と敎へてゐられるが、彼等は此の信仰によつて傳道を決心したのであらう。而も「自分の病氣助かりたい爲め」に傳道を思ひたつたのではなくて「自分の過去の罪を贖ひたい」ためなのである。之は結果に於ては同一の事を言うてゐるかも知れない。併し答へる人の心情に入つてみれば、そこにはたしかに信仰の向上を認め得るものがあるとおもふ。

第五章　傳道地の選定（第十八、十九、二十表）

第一節　傳道地の選定

一日の行樂に於ても最大の效果を收めんと希ふときには、その目的地の選定について迷ふのは吾人の常である。ましで傳道の場合の如く夫が單に一時的の興味からではなく、傳道に依つて自己の信仰を昂め、將來の信仰生活の根據地となるやうな重大な場合には、その目的地を定めることは一朝一夕の容易な問題ではなく、如何に傳道の決心は立派に出來ても、その行先に就いては隨分心を痛めるものである。而かも一旦選擇した場合でも、その地に足を止めるに至る迄は、尙少からざる動搖を來すことは當然免れないことであらう。古來幾多の有名な傳道者すらも、この出發に際し選擇の岐路に立つては樣々に心を碎いたので、斯うした場合に或る靈感によつて決定する場合も少くない。使徒パ

ウロが一夕の夢に海外傳道を志したことは著名な話である。(使徒行傳)

第十一問　布教地の選定

イ、自發的か。

ロ、教會長又は先輩の指圖によるか。

ハ、本教布教の處女地なるか、他人の成功(又は失敗)の地なるか。

に對する回答中、**イ**、**ロ**に對して創設者合計九、一八〇名について調査するに、回答數は八七、八一名(九五・六五%)で無記載者は三九九名(四・三五%)に達してゐる。今此の八、七八一名について各項目の百分比を示せば(第十八表)

イ、自發的に決定したもの	四、三三七名	四九・四六%
ロ、先輩の命令助言によるもの	四、四三七名	五〇・五三%
ハ、神の指圖によるもの	七名	〇・〇一%

である。

即ちこの數より見れば神(天理教祖及本席又はおふでさきを指す)のお指圖を得て布教地を選定したものは僅かに七名になつてゐるが、これは回答者側に於ては、自發的か先輩の命令助言かの問に拘泥して、その兩者の何れかに記入した爲めで、事實は更に多いもの

と思はれる。又自發的に決定したものと先輩の命令助言によつたものとの差が僅か一分弱で、殆ど相半ばしてゐるを見れば、又布教地を自ら決定することの難きを示すものであらう。

更に立場をかへて如何なる根據によつて傳道地を選定したかを見るに（第十八表參照）

1、人情風俗を知れる爲	五、一〇〇名	六一・二〇%
2、知人親戚を賴りて	二、七七三名	三三・二八%
3、布教の容易より	一四五名	一・七四%
4、地圖を按じて	七一名	〇・八五%
5、經濟上より	五一名	〇・六一%
6、神の指圖による	七名	〇・四一%（6〜9合計）
7、夢による	八名	
8、應援	一名	
9、教務上	一八名	
10、其の他	一五九名	一・九一%

（但し回答數八、七八一の中、自發的又は助言とのみあつて第二點を記載せなかつた者四

四八名あつたから八、三三三名に於て百分比をとつた。)

即ちこの統計より見れば**人情風俗を知れるため**と言ふのが過半數を占め、**知人親戚をたよりて**が之に次いで多い。これは傳道の便宜上尤もなことであらう。

今回答せしものゝ例を示せば、

(日本橋、宣、一七二、創、女)　自分が裁縫師匠當時に於ける弟子の多數が東京日本橋區附近に居住せる故その土地の日京分教會に入り込みながら布教せり。

(八木、宣、一七、創、男)　該地には彼が商業上交際せる友人知人多數住居して居たり。故に彼は該地に於いて折ある度に匂ひ掛けをなし、逐次その實地布教に就くに至りし次第なり。

(櫻井、分、二、創、男)　亡鴻田某先生から常に布教に行く樣にと聽かされて居た折柄、明治二十二年七月十六日和歌山縣伊都郡笠田町の米田某、橋本某、田中某、伊達某、竹内某等大和の一言神社に參拜の序でを以てお地場へ來られた。其時岩井某氏はお地場で米搗きを日の寄進して臼を踏んで居られた。すると亡鴻田先生が「岩井さん、紀州から參詣人があるから此の人等に一度神樣の話をしてやつてはどうや。丁度よい神樣の引合はせや」と云はれたので、笠田の人達も石田屋で中食して居つた所を、その二

階で十柱の神様と身の内借物の理と八つの埃の譯を聞いて貰つた。そして其人達と別れるに際して、紀州へ布教に行くから頼むと云つて、直ちに先生に相談すると早速行けとの事、それではと妻を石田屋に預けて置き、紀州へ某人等の後を追ふて行つたのである。

(新潟、支、一、後、男) 親教會の會計の幾分なりとも御手傳ひしたいと思つたのが抑〻の始まりで、或る日匂ひ掛けをなしつゝ到りし所は中蒲原郡村松で、此所に聊かの知人あるのを幸ひに此地を布教地と選定した次第である。

これ昔の知人多い地を選んだものであつて、夫等の者は多く自分に好意を抱き、匂ひ掛けも容易であらうとの考より出たものである。次に、

(海外、一二二、創、男) 私は家内の病氣より飜然布教に志せるものにして、上級教會よりは全羅北道公州を布教地とすべきを指圖されたるも、自分は一切知人のなき地方、程里を選びて布教を開始せるものにして全く自發的なり。

これは先輩の指圖を排して地圖を按じながら全く孤獨奮闘の固い決心より出たものである。

次に**知人親戚を頼りて**の**例**をあげると、

(日本橋、宣、一三六、創、男) 自身の姉の娘が病氣なりし折、見舞ひにゆきたることが布教地選定の理由となれり。

經濟上よりのものとして、

(高安、宣、二一五、後、男) 滋賀縣蒲生郡武佐村地方に於ては、山より石を切り出す仕事あり、爲にそれを家業にし傍ら布教すべく、加へて當時遠國布教の旺なりし時代相に刺戟されて布教地を定む。(原籍地兵庫縣、時は明治二十七、八年)

これは一般の傾向に押され他國に布教せんことを希望しながら、尙現在の土地に於ける生活に拘束されてゐたのであるが、たま〳〵目指してゐた地方に自分に適した仕事を見出して出掛けたものと考へられる。

(城法、宣、一四創、男) 當地は以前他の布教師來りしが、彼の教理の誤解と曲解とは種々の悲劇を殘し去つた關係上、布教は非常に困難となりたる事は云ふまでもなきことなり、されど我が生地の布教出來ぬが如き事にては、到底他地の布教も覺束なしと、斷然意を決して此地に決定す。

(兵神、宣、二七、創、男) 兵庫有馬郡鹽瀨村名鹽は全村眞宗の盛なる土地にして寺院の三ケ所もありて他宗教の入り難き土地なれば選定せり。(大正七、八年)

これらは强ひて自ら進んで困難だと思はれる地を選び、自分の信仰心を試さうとしたものである。即ち迫害干渉の多いことを知り乍らそれに向つて直進した勇者である。

次に**先輩の命令助言によるもの**を列記して見るに、

(大江、宣、九、創、男) 明治三十一年の秋頃より上級敎會長布敎開始せられて以來約三四年の中に信徒三十五戸許りありしも、其後修理を怠り段々信徒數減じ、僅かに五戸を餘すに過ぎざる有樣となれり。玆に於いて「是を修成せよ」と上級敎會の命令に從ひ、現在に至りしものなり。

(肥長、宣、四、創、男) 肥長會長の命令に依りて島原(鄕里)に布敎す。

(海外、三四、創、男) 上級敎會長の指圖に依る。上級の命令は大石橋であつたが夫婦で下車してみると思つた程の町でないので、次の列車で北上し、遼陽市街を見て、これならばと下車して玆に愈々布敎を開始す。

會長の命令は如何なるものであつたかは不明である。しかし「思つた程の町でない」として變更したのだから、此の傳道者には會長の言に絕對的に從ふ心はなかつたものと見える。「思つた程の町でない」とは何を指すか不明瞭であるが、恐らく會長の言と違つた町であつたので、更に適當な地を求めて變更したといふ事であらう。

傳道者が如何にその選擇に迷ひ、且動搖するかは次の例によつて明かであらう。

(日本橋支、三、創、男) 山梨縣甲府へ布教せんとして東京より甲州街道を徒歩にて西へ向ひ、途中八王子の知人にして當時日本橋支教會の信徒にて玩具商を營める某氏の處へ立寄りたるにこれより甲府へ布教に行く旨を話したれば、某氏大にその志に感じ、甲府迄行くに及ばず八王子にて布教されなば易からんと勸められ、尙某氏は二階を貸與されたれば、大いに喜びて八王子にて布教したり。

又緣故の土地を示されて布教地を選定したもの。

(麴町、宣、四四、創、男) 初めは布教地を定めずに居りましたが御言葉により元麻布區笄町に住居いたして居りました關係から、そこを布教地として講社を結成した。

(肥長、宣、一〇、創、男) 次男元一は東京海軍省に勤めて居る關係もあり、又私も高田商會勤めとなり、布教も東京がよろしからんと東京に出でたり。

(大縣、宣、六八、創、男) 大阪市に永らく居住せる關係上自然に市內に布教するに至つた。

(城法、宣、五、創、男) 父が城法役員として用務の傍、數年以前より神戶市に道をつけ四五の信徒を結成して居たので、布教決心の間にありて「其の四五の信徒を基礎として始めよ」と云ふ父の內意もあつたので、當地を布教地と決定したり。

教務上より命令をうけたるものとしては、

(東、宣、一八六、創、男) 先輩教師失敗の跡にして元講元相續人橋本某氏より支教會へ布教師に來て吳れと言はれし處にして、爾來全然足踏みもせざりし土地にして、好意を寄せし信徒一戶ありしのみ、大正八年九月教會長の指圖に依る。

(南紀、宣、一一、創、男) 此地は明治二十七年頃より先輩布教を開始せし所にして、爾來信徒も少く且つは擔任者となるべき者無くて、暫く教勢停滯せる狀態につき本人をして布教せしめ信徒の結成を圖り、教會設置する見込なりき。

これは信徒結成の必要上、又お助け多きため傳道者の手不足を來し、それが手傳ひのため傳道に從事したのである。

次に示す樣な例も亦興味あるものである。

(日本橋、宣、一九五、創、男) 先輩の指圖に依る。近傍の町村を遍歷し最も病人の多數ある土地を布教地と定めんと決したる所東京府北多摩郡村山村地方は頗る多くの病者に接したるを以て此土地を選定せり。

(櫻井、宣、六四、創、女) 大阪は日本の大都會だから、他國人の多く寄集する所故、惱める人も多いであらうと思ふて來阪し布教を始めたり。

即ち病人の多い土地であれば傳道の端緒も容易となり成績も著しいからである。又傳道地の選定につき自決の一方法として**抽籤**を以て決定してゐるものもある。今その例を示せば、

（日本橋、支、五、創、男）　東北地方を開拓せんとの會長の意志により抽籤にて東北地方に當りたれば必然にして且偶然なり。

（日本橋、宣、一九七、後、男）　神に抽籤を以て伺ひをなしその示されたる土地なる栃木縣毛岡町を布教地となす。

（甲賀、宣、四七九、創、男）　唯東に向ひ布教せんと志し旅行中、途中時計の長針折れたるにより、其地を選定し布教を始めたり。

二三の土地が思ひ浮び自ら決し兼ねた時、而かも第三者の助言が容易に得られない場合或は先輩の助言が眞に賴るべきか否かを決する場合に用ひやすき方法である。

最後に**神による指圖**の例を掲げよう。

（芦津、支、二、創、男）　明治二十三年三月神樣の御指圖を頂き和歌山縣海草郡日方町を布教地と選定す。

（芦津、宣、四九、創、男）　御地場に歸らして頂き御教祖樣よりの御指圖を頂き、大阪府三島

郡鳥飼村大字鳥飼にて布教す。

神の指圖は絕對的のものである。從つて傳道者は喜び勇んで、その地に赴き如何なる場合にも萬難を排して、その地に成功を見るのである。

さて次に傳道者が以上の如くにして決定し傳道に從事したる土地が都會であるか、田舍であるか、又都邑の比率如何、或は傳道者の生國なりや否やも重要なるものであらう。併し玆で都邑による區別を表示したけれども、想ふにこの兩者の區別は概念上よりすれば明瞭だが、之れを事實に當て篏めんとする場合には果して何れに屬せしむべきか疑はしきものも尠くない。譬へば等しく町と稱するも、大都市に接續した町や或は產業のため發達した町などにあつては事實上都會化して居り、之に反し山間の町等にあつては之を都會と見做すに躊躇せしむるものがある。それで本調査に於ては大體、市を都會とし町と記せるものゝうち推定の許される限りは都會か田舍かの何れかに加へることゝして、普通には町村を田舍としたのである。

先づ都邑の割合を見るに(無記載を除く)(第十九表)

田舍　五、八四九名　七一・一三%

都　會　二、二七一名　**二七・六二%**

（これは內地創設者のみであつて海外を除く）

これを見ると田舍を選んだものが優に多數を占めてゐるが、これは傳道者の以前の職業が農業が其の大半を占めてゐたことを思ひ合すれば、肯定出來るものである（第二章第三節及第六表）次に生國、居住地、他國の統計を見る。この場合に生國とは自分が生れた土地を意味し、居住地とは生國を離れて他國に居住してゐる者が、その土地を布教地とする場合であり、他國とは動的に生國に非ざる地へ布教に出るものを意味する。今統計を示せば（無記載を除く。）（第十九表）

生國を選んだもの　三、四一三名　**四一・五〇%**

居住地を選んだもの　三、一二七名　**三八・〇三%**

他國を選んだもの　一、五八〇名　**一九・二二%**

（これは內地創設者のみで海外を除く）

即ち明かに生國に向つての傳道が約半數をしめてゐるのがわかる。

次に傳道に從事した土地が天理教にとつて如何なる處であつたか。換言すれば、かつ

て傳道されたこと絶無の土地であつたか否か、又成功地であるかを見るのも強ち無意味ではなからう。今、**第十一問、ハ、本教布教の處女地なるか、他人の成功地又は失敗の地なるか**の問に對して回答したものは創設者總數九、一八〇名の九四、七七%にあたる八、七〇〇名で、之を百分比に示せば(無記載四八〇を除いて)(第二十表)

處女地を選んだもの	二、九四三名	**三三・八三%**
未結成地を選んだもの	二、七五〇名	**三一・五五%**
成功地を選んだもの	二、五〇一名	**二八・七五%**
失敗地を選んだもの	五〇六名	**五・八二%**

處女地とは、云ふまでもなく本人の傳道せし方面に他の布教師の入り込みし形跡なく、從つて其の方面の人々は天理教につきて無知識なる土地を指す。未結成地とは、既に以前に他の布教師によつて匂ひ掛けをせられた方面ではあるが未だ教會の設置を見るに至らず所謂匂ひ掛け流しの土地を云ふ。成功地とは、當該傳道地に既に他の布教師によりて結成せらたる教會の存せる土地を指す。失敗地とは、一度は相當の信徒を作りしも官憲の壓迫、世人の妨害、經濟上の行詰り、他宗教の反對妨害、自己の素行上の過失等の爲め、今迄の傳道を放擲するの止むなきに至りし土地、或は既設教會が何等かの理由により取

消された土地等を云ふ。

この統計に現れた數字は傳道者の希望する土地を如實に決定して居ない。何となれば今や九十年の傳道史を有する教團である以上、初期に較べて處女地は餘程減少して居り處女地の傳道が少くなつたからである。

失敗地への傳道の少いのは、

一、失敗地の少いことを示すものか

二、失敗地への傳道を欲せぬものか

によるものと思はれる。

今之等の回答中の例を示すと、

先づ**處女地**として

(芦津、宣、四九、創、男) 當地及近郷は天理王命の御名をすら聞くのが初めての事なり(明治二十四年布教開始せり)

(芦津、支、二、創、男) 何れの系統教會からも布教師は入込み居らず全然布教の處女地である。

これらは傳道の初期に於てその例甚だ多い。併し海外傳道にありては、其進展は內地

に比較して後れてゐる上に、土地が廣大であるから尙處女地と回答あるものが大部分である。

(海外、一一、創、女) 大正五年牧野氏と共に布敎開始せる當時は濟南に於て布敎せるものは全然無し。

次に未結成地の例として示せば、

(奈良、分、一、創、男) 明治三十年の頃本部在勤の中田某關東地方布敎の際、一時伊香保町澁川町地方に足を止めて布敎せられ、追々澁川町に信徒も出來たるに、未だ結成せざるに先立ち、家事の都合に依り布敎地を退き、其の後中絕し居るを聞き本人の了解を得て明治三十年一月五日此の地に布敎を定めたる所以なり。

(兵神、宣、四二、創、男) 山口縣佐波郡島地村は處女地にあらず、先に布敎せる者の病氣に付きその者に替りて布敎を爲す。

卽ちさきに傳道せし者が相當の成績をあげたのであつたであらうが、不幸病氣となつた爲めその人に代つて傳道をなし、後成功したものである。未結成地への傳道には前の傳道者の引繼ぎとなることが少くない。次の例もその適例であらう。

(兵神、宣、九六、創、男) 兵庫縣多紀郡今田村地方へ上級敎會長の指圖に依り布敎せるも

のなり。最初本人の父が布教せるも、父上級教會へ従事せる故に、その後を專心布教せり。

(島ヶ原、宣、一、後、男) 自宅附近に於いて父永年布教したる事故、父が自發的に布教したる處女地を繼承布教したるなり。

(府内、宣、三八、創、女) 最初堺市に於いて布教開始の考へなりしも、別科卒業せし時既に母は現在地に布教せしを以て、此地を引受け布教地と選定せるものなり。

次に**成功地**に傳道せし例は、

(海外、二八、創、男) 既に鐵嶺宣教所が開設され相當の信徒を結成せるも、僅かにして在住人の凡そ一分にも充たざる爲、新に開拓するに際して別段の事は無く至極平凡裡に開拓せり。

(海外、一四四、創、男) 大正十二年一月二十七日同じ所屬教會の女教師某が集談所を設けたるも故あつて布教に着手すること不可能。數ヶ月後其跡を襲ふて布教に着手せるものにて別段成不成と言ふ程の事なし。

最後に**失敗地**の例として、

(東、宣、四五、創、男) 最初布教せる教師某氏は二三十戸の信徒を結成せるも婦人關係、其

他に依りて失敗し信徒僅かに五六戸位に減少せる故この儘に捨ておけば自然消滅の恐れあるを以つて再興を期せよ、との上級の命令に依り敗殘の孤城に據りて現在に至りしものなり。

（日本橋宣、一五九、創、男）　出張所當時には三ヶ村の教會信徒が我村に教會を設置せんとして爭ひ、その運びに至らざる内に布教者病死し遂々離散するもの等出でて全く跡を斷つに至る。

（梅谷、宣、二五、創、男）　當地は官憲の壓迫干涉が激烈であつて、村民僧侶は擧つて猛烈なる反對をなし、嚴重なる鐵條網を張りたる如くにて、天理教の布教師は絕對に入ること禁止する等、筆舌にて表はされぬ野蠻的の行動に出で、剩さへ警官ともあるべきものが神樣の御社を荒繩にて縛り、布教絕對禁止の狀態を作りし程にて、二三の布教師も遂に成功の域に達せず失敗せし地なりき。

之を要するに內外共に傳道に於ける處女地は益々減少し、又傳道の成績があがるに從つて未結成地は成功地となり、失敗地は貴い試練を受けて次第に成功地となつてゆくのである。

第二節　概　評

本章によつて傳道地決定の理由となつたものは

一、人情風俗を知れるため(六一・二〇%)**知人親戚を頼りて**(三三・二八%)のものが最も多いことが示されてゐる。(第十八表參照)

が、之は最も早く近親者に自分の思ひを傳へたいと言ふ人情より當然生じ來る事柄であらう。教祖の言葉にも「村方はやくにたすけたい、なれど心がわからいで」(みかぐらうた、四下り目)と言はれてある。これ實に自分の知己に對して我思ひを傳へたいとの態度と又前生活を知る人々がその言辭を疑つて信じないのと兩方の心理を示されてゐるのである。卽ち「豫言者故郷に入れられず」の心理も同様ではないか。

二、更に**都會と田舍**との割合をみるに、**七割强**は田舍者であり(第十九表)同時に生國にての傳道者が全體の**四一・五〇%**を占めてゐると云ふことは(第十九表)第二章にて述べた如く天理教の傳道者の約半數(**五一・二八%**)が農業者であつた事を思ひ比べる時(第六表)自づと諒解出來ることゝ思ふ。又前項に述べた人情風俗を知れるため、との傳道地選定理由と

も一脈相通じてゐることを考ふるに難きことではない。

三、又決定にあたつても、助言、命令よりも自發的に決定したもの丶方が、僅かながらも多い事を示してゐる。之は誰しも肯定される處であるが「神樣の命のまゝに」決定したもの七名あり、又夢により決定したもの八名あるのは特に目立つものである。（第十八表參照）

助言	五〇·五三％
自發的	四九·四六％
神の指圖	〇·〇一％

四、次に天理敎に關して少しの豫備知識もない土地への傳道者（三三·八三％）と既に天理敎會のある土地へ向つての傳道者（二八·七五％）との間にその數に於て僅か五分强の開きをみるに止るは、

漸次處女地がなくなる事と、一小地域に互に競爭的傳道が行はれてゐる事、を示すものであつて、之等二つの理由は將來の問題として論ずると、一は互にはげみ合ひになるも、又互に反目離間せしむるおそれのあるものであらう。

失敗地については項中にて述べた所である。（第二十表參照）

第六章　傳道過程と社會の態度

人間の精神活動は其向ふ方面の如何を問はず、決して同じ緊張度を持續することは出來ない。緊張と弛緩とは常に相交互して現れるものである。このことは單に短少時間の心的過程に於て然るのみならず、長き人間の一生を通じても言ひ得ることである。人間の實際生活に於ては幾多の外的物質的なる諸契機が波瀾重疊を極め、人間の精神生活をして益々複雜ならしめるものである。

假令傳道運動が、傳道者の內面に燃ゆる抑へ切れぬ感激と自覺とによりて開始されたとしても、長い傳道過程中には物質的苦痛肉體的苦痛よりして、稍々ともすれば最初の感激と自覺とを忘れ勝ちとなるものである。傳道者の燃ゆるが如き傳道心を妨害する幾多の個人的なる諸事情に克ち得て、傳道第一期の完成たる敎會の設立を見るに進むまでには、社會的なる諸事象が傳道者の精神的及び實際的の兩方面の生活に多くの難關を齎すものである。

本章は傳道過程の色々なる事象を考察し、併せて傳道者に對する社會の態度をも調査せんとするものである。以下傳道過程と社會の態度とに分けて論ずることゝする。

第一　傳道の過程

本項に於ては、傳道の諸相が如何に變遷して行くかを、主に傳道地の變更を中心にして考査するものである。先づ問題をかゝげ漸次詳論に入ることゝする。

第十二問　布教地變更の有無

イ、無

ロ、有
- **1 布教地**
- **2 理由**
- **3 自發的か**
- **4 教會長又は先輩の指圖によるか**
- **5 布教開始後布教地變更迄の日數**

一、前章に於て考察せし如く最初の傳道地の選定に當りては當該傳道者にとりて、傳道上

最も好條件を具備せる地方を求めしものである。然るに夫を變更するに至るには必ずその間に相當なる理由が存在する。例へば、

一、傳道生活を支持する經濟上に關する問題のために、一層傳道生活に要する費用の少額にて辨じ得る地方を求めるもの。

二、最初の傳道地に於て何等かの理由(之に就いては逐次考察することゝする)によりて信徒の結成出來ざるために第二の地を選ぶもの。

三、或は世人、他宗派、官憲等の迫害壓迫を避け、一層傳道に容易なる地を探して其の地に赴くものがある。更に、

四、本教々團傳道の行政上、命令的に變更を餘儀なくされたもの等がある。

二、次に**變更地**として如何なる地方が選ばれたるやを考察する。第五章に於て述べた如く、最初の傳道地の選定には他國を選んだものよりも、生國及び居住地を選んだものゝ方が多數を示して居る。之には勿論外的な事情、卽ち地理人情を知れるためとか知人親戚あるためとか、或は有利なる應援者あるを以て等である場合が多數を示して居る。卽ち人間共通の心理として心的にも苦痛少き地を選ばんとする傾向が其の背面に含まれてゐる。併し概して言へば、地味な生活になれた田舍の人は華かな且つ財源豐かな都會生

活を慕ひ、所謂文化生活に飽いた都會の人は、却つて生活の一層長閑にして空氣の明澄な田舍を親しく思ふは世の趨勢である。かゝる傾向は極めて平凡な樣なれども夫だけ都會人、田舍人を通じて一層根强い共通の心理であつて、第一の選定地における傳道の効果の上らざる場合には、日頃より彼等の心中に蟠るかゝる要素が第二の選定地を欲求する一つの暗示となるは想像に難くない。

併し必らずしも田舍に居住せる傳道者が、一度失敗すれば必ず都會に出るとはいへない。同樣に都會で傳道して効果の上らない場合には、必ずしも田舍へ赴くとも云へない。傳道地の變更を決行せんとする時、以上に述べた二つの心的傾向の外に、幾多の外的物質的條件も加はり、從來の傳道地を固執せんとする我執傾向と、新らしき天地に傳道地を求めんとする進取傾向との間に、複雜なる爭ひを生ずるものである。從つて或者は再び從來の傳道地附近に於て新らしき地を求めるであらうし、或者は都會へ又は田舍へ赴くであらう。又他の或者は決然として異境に走るであらう。

三、次に傳道地の變更の回數について考察する。パウロの如く、サビエルの如く、轉々として各地に傳道し天理敎の第一歩をつけて廻つた初期の傳道者と、些細なる動機より傳道地を變更する樣に思はれる後期の人々との間には、自ら理由を異にするもので、何等かの

意味が時代的に考へても含まれて居ると思ふ。が本項に於ては唯其の回數を考察せんとするものである。

四、次に傳道開始より第一期傳道の完成と見るべき**教會設置に至る迄の年數**(本調査に於ては天理教本部認可迄の年數をとることゝした)を調査する。此の年數も初期の傳道者との間には差異あるは明かであるが、本項に於ては只其の年數のみに就いて考察することゝした。

五、報告總數一二、四八〇名の中、創設者**九、一八〇**名につきて傳道地の變更の有無を調べるに、

變更せしもの	一、四二六名	**一五・五三%**
變更せざりしもの	七、七五四名	**八四・四七%**

の結果を得て居る。

(後任者及び現任者に關する考察は統計上にては省略した)

此の表によれば、全數の約八割五分までは最初目指した傳道地に於て信者を結成したもので、傳道地を變更したものは僅に一割五分に過ぎない。之は理論上より見て妥當なるものであるが、更に變更者の多い事を豫想して出題したものに對しては、喜ばしくも裏

切られた結果である。以下第一節より第三節迄はこの一、四二六名について調査したものである。

第一節　傳道地變更の理由（第二十一表）

傳道地を變更したもの一、四二六名に就いてその理由を調べたのである。（理由總數一、九一五）

教務上の都合	一、〇七五	五六・一四%
信徒出來ざるため	二四一	一二・五九%
知人親戚あるため	九九	五・一七%
法規上設置不可能	四八	二・五一%
經濟上の行詰り	四七	二・四五%
地理人情を知れるため	三六	一・八八%
世人の反對	二五	一・三一%
官憲の壓迫のため	一九	〇・九九%

他宗教派の反對妨害	一五	**〇・七八%**
素行上の過失	八	**〇・四一%**
神の指圖	二	**〇・一〇%**
其の他	三〇〇	**一五・六六%**

但し、次節に於て述べる通り一人にて二回以上六回の變更をなしたものがあるから此の表では變更理由總數(一、九一五)は變更者總數より多いのである。

扨て變更の理由を見るに表に示す如く、教務上の都合が五割半强を占め、信徒出來ざるためが一割强、知人親戚あるため五分强、法規上設置不可能二分强、經濟上の行詰り二分强の順となる。素行上の過失の如きは僅か四厘に過ぎない。此は次の如き二つの理由によるものだらう。

一、其の反應として世人の反對、其の他の事象を惹起する場合多く、回答者は其の反對事象のみを書いたこと。

二、一私人のかゝる失敗はあまり口外を好まぬこと。

以下順次變更理由として前掲せし各項に就いての例を擧げて說明を加へることとする。

知人親戚あり、地理人情を知るの例としては、

(敷島、支、一六、創、男) 最初蹉跎村字中宮にて布教に從事し居りしが、突然郷里より母親危篤との報知に接し、直ちに歸郷種々療養に努めしが遂に出直しされたり。爲に一時國にとゞまりて父親を慰め居りしに、先輩先生より眞に親を慰め因緣を切つて頂くには、遠く布教に出で道を廣めさせて頂くより他に道なしとさとされ、祝戸岡方面に幸ひ知人あるを賴り祝戸岡方面に布教に出かけることゝせり。

知人親戚あるため、又は地理人情を知れるため第二の傳道地を選定せしものは併せて一三五名であつて七・〇五%に相當する。此の變更理由は言はゞ直接傳道地變更の理由でなくして、第二の傳道地の選定と見るべきものであるが、便宜上茲に論ずることゝした。思ふに傳道地の變更を餘儀なくせしめる第一次的の積極的理由は、信徒出來ざるため、或は教務上の都合、又は世人官憲の迫害壓迫、次では法規上教會設置不可能、經濟上の行詰り等である。之等の理由については後に述べる事として、今少しく次に本項に屬すべき理由によりて、第二の傳道地を選んだものゝ例を擧げるならば、

(海外、七四、創、男) 最初自宅卽ち龍山山下町にて家業の傍、布教しつゝありしが、信念の進むに從ひ遠隔の地に單獨布教に出でんと思ひし折、幸ひ大連市に知人のあるのを賴り大連に布教變更せり。

(麴町、宣、四六、創、男)　布教當時親戚の反對最も甚だしかりしとき、上級教會長の御指圖にて東京を離れ三年間大阪北大教會の青年をつとめ居りしが、月日のたつに從ひ反對も次第になくなつて來たので、もとの東京の布教地に歸つた方がよからうとの會長の命により地理人情を知る東京へ歸り布教す。

法規上設置不可能、教務上の都合等の理由によりて、傳道地を變更の餘儀なきに至らしめらるゝは、團體傳道の統制上、或は教團生活上よりして已むを得ざることである。

(日本橋、宣、六一、創、男)　信徒の增加を見るに至りしかば役員信徒協議の上にて宣教所設置の願書提出の處、大正十一年九月二十八日教甲第一七、一九一號を以て認可さるゝに至りしも、同所は既に小學校敷地と內定あるとの理由にて却下せられた。

(高安、宣、一〇四、創、男)　大正十二年八月十三日東京府日暮里町四十二番地に移轉せしが、大正十三年十一月二十五日鐵道線路擴張に付鐵道省より移轉を命ぜられ、瀧の川町田端一、三二二番地へ變更す。

(山名、支、二三、創、男)　埼玉縣北吉村中曾根に布教し信徒續々增加し、布教所設置する時上級教會長田中某氏の命に依り、同村の長島と云ふ人に信徒を依賴し、自分は群馬縣倉賀野町へ出張せり。倉賀野町は上級より布教して數十戶の信徒あるも中心人物

なく、布教上統一を欠く故布教兼統一を命ぜられたり。

以上二、三の例は共に法規上教會の設置不可なるを知り、將來到底教會を造り得ざる土地であるならば、其の他にて適當なる第二の教會設置の候補地を物色せんとするものでこれは當然のことである。

但し此の場合全然第一の傳道地に信者を捨てゝ遠ざかることは傳道上不便なるため、多くの場合能ふ限り第一の傳道地附近にて適當なる土地に根據を探し出して傳道を繼續するを普通とする。

（兵神、支、九、創、男）　布教を志して淡路八幡町に到り開始す。然る所兵神初代會長清水會長殿の耳に此事入りて、淡路の如き小さき島にて布教しても駄目だから引戻せとの仰せにより淡路を引き上ぐ。

信徒出來ざるため、素行上の過失、經濟上の行詰り等より傳道地を變更するが如きは、明かに傳道方針を誤つたものであり、傳道者として失敗の末、故地を已むなく立去つたものである。

（芦津、宣、一六八、創、男）　教校別科卒業後一ヶ年教會生活を營みつゝ布教に從事致し居りしが、所長の意見にて德島市に布教に出かけたり。然るに德島市には十數戶の信

徒ありしかば其信徒を土臺として布教せしが、實績あがらず非常に苦しみし結果、德島市は自己の布地數としては神意に添はざるものと悟り、所長と協議の上布教地を變更せり。

(芦津、宣、一三二、創、男)　明治四十四年二月教校を卒業して以來私は、東京市を中心として布教し居りしが、中々布教の功績上り難く、亦一方經濟的にも非常なる困難を來し、とても今後の布教は繼續し難きを悟り布教地を變更せり。

(河原町、宣、二九、創、男)　最初永山村で匂ひ掛けに出さしてもらうち自己の因緣(酒癖)を出し、上級教會長の命により天鹽の國へ變更され、二ヶ年の後品行上人氣惡く再び布教地を變更され、遂に現在地(北海道上川郡當麻村)にて布教するに至れり。

(芦津、宣、七四、創、男)　大連に於て布教せる內、布教費に困窮せるため晝間他人の仕事の手傳ひをして日給三十一錢を得、之を布教費にあて布教に從事し居たりしが、折からの日獨戰爭の結果青島陷落の影響を受け、極度の不況狀態となり失職せるため布教費の出所なく、止むを得ず京城に移つた。

(芦津、宣、一四三、創、女)　第一より第二の布教地に移りし理由は、私と某女と二人で明治三十六年六月五日京都に出で旅館の一間を借り布教に從事せしも、經濟上に行詰り

遂に同所に於ける布教を斷念し、布教地變更の上二階一間借り受けて布教することゝせり。

（芦津、宣、一四一、創、男） 第三の布教地より第四の布教地に變つた理由は、第三の所にては一戶を借りたのでありますが、經濟上困難を來したゝめに家賃が停滯しましたので、家主から立退きを强制せられ移轉せしものであります。

（甲賀、宣、二五八、創、男） 明治三十五年三月十二日、宮城縣蛇太郡石卷町二石井某氏を訪問し、同人の御世話にて些々たる座敷一間を借り受け、日々布教に奔走したるも、何分言語に通ぜず地理に暗く、遠隔の地の者のため如何なる素狀の者なるや知れずとの疑惑を受くる廉ありて容易に信仰を受けられず、その中所持金も缺乏を告ぐる有樣となりたるため、寧ろ生國に歸りて奔走せんと意志を翻して二ヶ月餘を費して五月三十日に自家に歸りて改めて同年七月十日、長野縣埴科戶倉町へ出張布教に從事中、不幸疥癬に罹りお助けをなすに兩手餘りに見苦しく、自ら之を恥ぢ布教地を去り自宅を中心に布教に奉仕せり。

併しながら傳道地變更はかゝる理由によるのみでなく、成功は明かでありながら外部よりの無法な迫害攻擊により淚を呑んで餘儀なくされる場合も多くある。

官憲の壓迫、世人の反對、他宗教派の反對妨害に就いて次に例をあげることゝする。

(高知、支、四二、創、男) 福岡縣嘉穗郡飯塚に於て布教せる所、警官しば〳〵來り參拜せる信者を引連れ、五日乃至一週間以內の拘留に處するなど言語に絕する程の迫害を加へられた。故に警官の迫害甚だしき飯塚町を去り、門司市白木崎に移轉布教することゝせり。

(芦津、宣、二八、創、男) 明治三十五六年當時は、本教獨立以前の事とて官憲の壓迫非常に多く、たま〳〵布教所を設置せしが之が非常に官憲の迫害を蒙ることゝなり、とても此地にては成功出來ずと悟り、上級先輩の御指圖により現在地卽ち鹿兒島縣深安郡に於て布敎する事となせり。

以上の例に見るが如き甚しき官憲の無理解なる妨害は本教獨立以前及び其の當時のみであつて、漸次減少し現在にては殆んど皆無狀態となつてゐる。

(甲賀、支、六一、創、男) 本人布敎の都合上講元の家を集談所にあてゝありしが、講元發狂し之がため近隣の反對甚だしく、信徒は一人々々離散するに至つた。かくて止むなく第二の地に借家し布敎することゝせり。

(兵神、支、一一、創、男) 廣島に於て明治二十六年九月頃布敎を開始せしが、廣島市は眞宗

旺盛にして隨分佛敎の僧侶より迫害を受けたり。ために折角結成せる信徒も一夜の間に破壞されるなどの事も再々であつた。所が山口縣に於て好都合の傳道地を發見して轉ずることゝした。

第二節　變　更　地

次に第一次傳道地と第二次傳道地との地理的關係を調査する手順であつたが、報告不充分であつて統計することが出來ないので、二三の例をあげておくのみとする。

（芦津、宣、九七、創、男）　埼玉縣蕨町に居住せる時、本敎を信仰し直ちに居住地にて布敎せしが、後、人口多く總ての便多き東京に移り布敎せしが、段々信念の進むにつれ最も布敎困難とされて居る土地にて布敎させて頂く事こそ天が自己に命じ給ひし布敎地なりと信ずるに到り、單身自己の原籍地たる富山へかへり布敎することゝせり。

信仰の向上と共に自己の因緣を自覺して、自分は天理敎の傳道上困難視されて居る富山縣に生を享けしことを神の命と信じ、同縣下にて傳道せんとの念願を起して歸國せしが如きは信仰の熱烈さを示すものである。

次に信徒との感情的軋轢より更に新天地を開拓せんことを期して斷然布敎地を變更したるものに、

（山名、宣、二七〇、創、男）　何時何處に布敎を開始せんと思ひたる矢先、當時山名大敎會にて東北地方布敎開始の時代なりしかば、會長の指圖に依り二三の者と共に布敎開始したりしが、他の者は山形方面に向ふ者あり、又數月にして歸國する者ありて、最後に私は此の地に滯りて布敎せし處、追々信徒も增加して名稱出願せんとする際に擔任問題にて重立ちたる信徒等と、些細の衝突より相反目したるより身を引き「何もう一つ名稱出願する迄布敎して見せる」と血氣に委せて秋田縣湯澤町に來り、卽ち明治二十八年八月頃より同地にて再び單獨布敎を開始し、追々信徒を結成し二年を經過せざるに薄弱ながら名稱を出願するに至れり。

自己の贖罪觀念より發心して傳道地を變更したるものを示せば、

（南海、宣、一四、創、女）　自分の所有する家屋をお助けを頂きし敎師に献上して、敎會設置のために使用して貰ひ、自分等一族は更に因緣納消のため借家に移轉、布敎を開始し、現在敎會となつてゐる。

（敷島、宣、一四七、創、男）　大正元年頃現住所に集談所を開き居りしが、集談所の看板を揭

けたるに依り、他の佛教熱心者側より教會に類似せる行爲として大阪府に密告せられ、爲に大阪教務支廳に呼び出され其の非を諭され、府廳社寺課に出頭して之を詫びたり、これが爲一時布教の中心を失ひたる如く一時郷里に歸り、農業に從事したるも妻は第三十一期別科卒業を紀念とし、家財を全部賣却し挺身布教を覺悟するに至り、此の間尚長男の出直し等色々神の御手入を頂き、上級先輩の訓諭指圖に感ずる所あり地を變へて布教に出ず。

傳道者が偶發的な自己の病氣の爲め海外より内地へ歸り、内地にて傳道に從事せしものもある。

（芦津、宣、七四、創、男） 朝鮮布教中朝鮮セキリと稱する最惡性の傳染病に侵され、出血おびたゞしく身體衰弱甚だしく、朝鮮の如き寒風嚴しき土地にては養生し難き故内地へ歸る方が安全との醫師の勸告に從ひ、内地へかへり養生することになりましたのが布教地變更の理由になりました。

（芦津、宣、二二八、創、女） 福島縣に於て兄弟揃つて布教し居りしが、偶々某氏の勸めに依り天津布教を思ひ立ち、萬里の波を越えて、はるか支那に渡つて見れば、當時道の香もなき頃なれば、夫は維持のため商業をなし、私は夫を扶くる傍ら布教を開始し、追々と

信徒を與へて頂き授訓者道具人衆も三四名も與へて頂いて、教勢も隆盛に赴いたので喜んで居た折柄、大水害がおこり河川の堤防は決潰して、各租界とも大海と化し命から〳〵避難せり、彼の地は廣漠たる平野のことゝて、一旦出水すれば水は幾十日經つても依然として減水せず、復舊の見込みがつかず困惑せし時、國より旅費を支給し來り歸國を促されしにより、止むなく折角の信徒を置去りにして引上げたり。

次に內地より海外に傳道するに至りし顚末を記せるものとしては、

(日本橋、宣、四五、後、男)　大正元年十一月沼田支教會長様の御次男某様、約二ヶ月前より御障りにて容體極めて悪しく、既に二名の醫師立會の上殆んど見放したる狀態にまで陷り、命旦夕に迫りしが、同月十八日元前橋教務支廳巡教員樋口先生御巡教の際先生の諭して曰く(御教祖様は沼田を澄まして甘露臺とは仰せられぬ。一列澄まして甘露臺と仰せられた。　其故何と海外に着眼して海外布教をしては如何)と其夜會長様御夫婦神前に額づき(此山國の片田舍より海外布教をせよとの神様の深い思召なれば如何様にしてもさせて頂きます故、何卒其理をお見せ下されたし)と御祈願申上げしに、不思議や其翌朝に至り御次男様の御身上は大いに輕快になられ、十數日間流動物より食べられぬ御方がお茶漬御飯を召し上る様になり、一ヶ月足らぬ間に御全快

になられたり。於茲會長樣は役員と計り、海外の何處に布教すべきやに付き世界地圖を教堂の眞中に擴け衆議の結果、日本としては先づ隣國の支那上海に布教すると に定められたり。然し何分上州沼田といへば利根川の上流で海を知らぬことゝて、遙に海を渡りて彼地に行くには何人を布教に出すべきかと種々相談せられ、先づ海外布教後援會を組織し二〇〇餘の會員を募り、大教會の御許しを得て部內教師中澤某氏夫妻を大正二年二月上海に第一回の派遣をせられしものにて、卽ち私は同後援會より第二回の布教に派遣せられたるものなり。（本人は最初海外布教に派遣せられる以前、群馬縣にて單獨布教せるものなりしが上級の命令により上海に派遣されしなり）

第三節　變更の回數（第二十二表）

變更者一、四二六名につき其の回數につきて考察するに次の表の如くなる。

（第二十二表參照）

傳道地變更回數一回のもの　九五〇名　**六六・六二％**

同　二回のもの	二九一名	二〇・四〇％
同　三回のもの	一一七名	八・二一％
同　四回のもの	四一名	二・八八％
同　五回のもの	一九名	一・三三％
同　六回以上のもの	八名	〇・五六％

創設者九、一八〇名の僅か一五・五三％に過ぎない一、四二六名の變更者の内にて、六回も變更した人のあるを見れば、是は其の理由の如何は第二として、其の傳道精神に間隙のあつたことを示すかも知れぬが、又一面大半が敎會の命令により變更して居るを思へば、六回も變更した人の多くは創設時代に次から次へと巡敎した人ではないかとも思へる。且又傳道地を變更せざりし七、七五四名中にも最初より他國を選びて傳道せしものも、決して皆無ではないことより想像すれば、天理敎の傳道者が世間の猛烈なる反對にも不拘、よく其の中を切り拔けて確乎たる信念を持つて傳道に從ひ、よく敎祖の雛型の道を通る覺悟の下に傳道を貫徹せしを物語るものである。

次に二三變更回數多きものゝ實例を擧ぐれば、

（南海、宣、三三四、創、女）

一、變更地及年數

(イ)和歌山縣新宮町一圓　六年間程

(ロ)東京市牛込區田町方面　二年半程

(ハ)三重縣三重郡富州原村一圓　二年半程

(ニ)靜岡縣靜岡市外大里村一圓　六年餘

一、變更理由

(ロ)への變更は故鄕にては種々の關係で意の如く布敎出來ざる故自發的に東京へ出でたり。

(ハ)への變更は、大敎會長の指示により富州原村紡績工女の信徒百名程の世話をなす傍同地布敎。

(ニ)への變更は、大敎會長の命にて移る。

(島ケ原、宣、三二、創、男)

一、變更地及年數

1、岐阜縣席田郡地方　三年

2、愛知縣　二年

3、滋賀縣　二年
4、和歌山縣南部地方　二年
5、山形縣

一、變更理由
岐阜縣席田郡地方にて三年布教し信徒も多く結成し熱心者出來たれば、其所を講元に讓り愛知縣に渡り二年布教し其所も熱心者に讓りて島原中教會に歸り、更に滋賀縣に行きて二年更に和歌山縣南部地方へ布教應援に二ヶ年間赴き、後山形縣下へ布教に出でしものなり。變更は先輩指圖に依る。

(大縣、宣、七七、創、男)

一、變更地
1、大阪府南河內郡京鷲村大字北宮
2、伊賀伊勢方面
3、大阪市南區日本橋筋四丁目
4、大阪府南河內郡國分村大和國田尻村方面
5、德島市淡路三原郡松帆村

6、佐賀縣杵島郡方面
7、紀州方面
8、兵庫縣川邊郡稻里村方面
9、大阪府中河內郡布忍村方面
10、大阪市南區天王寺方面

一、變更理由

第一は講元を熱心者に讓りたるに依る。
第二は大縣支教會役員として出張せしものなり。
第三は信徒結成して出張所結成せるにあたり、當然本人擔任たらざるべからざるに本人は擔任が目的にあらずして、道を擴めんが目的なりとて擔任を熱心者に讓りたるに依る。
第四、五、七、八は大縣支教會理事大縣分教會理事として各其の擔任が設置するに付助力したるなり。
第六は不詳。
第九は當時の講元增井某に助力したる處、依賴擔任となり地方廳へ二回に及び

設置出願したるに、地方僧侶の反對激烈のため却下となりたるためなり。即ち此處に擔任を讓り新天地開拓のため身を引けり。

第四節　第一期傳道完成期迄の日數（第二十三表）

こゝに謂ふ日數（年數）とは傳道開始時より相當の信徒を結成し得て教會設置を天理教々會本部に願出で、認可を得るに至る迄の年數である。

本項は第十三問、教會設置迄の經過の第一項、本部認可迄の年數より得たる回答を整理したるものであるが、創設者數九、一八〇名中、無記載其の他の不明數一、一九八名（一三・〇五%）を除き回答數七、九八二名（八六・九五%）に就いて見るに、

二年五ケ月以内のもの	一、九四五	二四・三七%
二年六ケ月以上三年五ケ月以内のもの	九四二	一一・八〇%
三年六ケ月以上四年五ケ月以内のもの	六六七	八・三六%
四年六ケ月以上五年五ケ月以内のもの	六七一	八・四〇%

以上合計	四、二二五	五二・九三%
五年六ヶ月以上十年五ヶ月以内のもの	一、九三七	二四・二七%
十年六ヶ月以上十五年五ヶ月以内のもの	八八九	一一・一四%
十五年六ヶ月以上二十年五ヶ月以内のもの	四六八	五・八六%
二十年六ヶ月以上三十年五ヶ月以内のもの	三九四	四・九四%
三十年六ヶ月以上のもの	六九	〇・八六%

を示してゐる。

以上に依りて、最初の五年以内に完成する者が過半數なるを示してゐる。而して此の期間中にても約二年及び約三年の者は殆んど同數にて(第二十三表參照)此の兩者が最も多い。之より見れば、大體傳道開始後三年位で教會を結成するものが、男子に於ても女子に於ても普通であり、それ以上の年限になれば漸次低下してゐることを知るのである。

第二　社會の狀態

新宗教が社會に影響を及ぼすは、歴史のよく物語る所であるが、社會も亦新宗教の傳道に對して何等かの態度を示し、其の態度が新宗教の傳道過程に及ぼす影響の大であることも、本章の初めに於て述べた所である。尙又社會の態度が好意よりも反對を示すことが多く、世人の反對、他宗派の壓迫、官憲の迫害等については本章の初めに言ひ添へたことであり、又歴史上其の迫害攻擊の例の多いことは周知の事實である。

卽ち本項に於ては次に記す五細目に分つて傳道中の社會の態度を考察し、傳道の過程を別方面より硏究することにした。

1、家族の態度
2、親戚及び近隣の態度
3、他宗派の態度
4、官憲の態度
5、傳道者間の態度

但し之等を總括して布教當時の社會の本教に對する態度を、**第十三問の二項、教會を中心として其の當時の社會狀態及環境によつて示すことゝする。**即ち此の質問に對する答としては、次の通りである。

	内地 男	内地 女	内地 計	海外 男	海外 女	海外 計	合計	回答數に對する百分比	全體の百分比
創設者數	七、七三三	一、三一六	九、〇四九	一〇〇	三一	一三一	九、一八〇		一〇〇・〇〇
無記載	四、八二五	九五五	五、七八〇	五六	一八	七四	五、八五四		六三・七七
回答數	二、九〇八	三六一	三、二六九	四四	一三	五七	三、三二六		
好意	八二四	一〇六	九三〇	二〇	六	二六	九五六	二八・一四	三六・二三
反對	一、五三四	一七一	一、七〇五	一五	三	一八	一、七二三	五一・八〇	
無關心	五四五	八四	六二九	八	四	一二	六四一	一九・二八	
好意反對相半スルモノ	五	〇	五	一	〇	一	六	〇・一八	

これは創設者のみに就いての表ではあるが、整理總數に對し六割三分强の無記載者のあるのは、質問を理解することの出來なかつた人が多かつたのであらうとおもふ。反對

と好意との比が五一・八〇％と二八・七四％との割合になつて居る所を見ても、如何に新宗教の傳道に對する反對者が多かつたかを知ることが出來る。

第五節　家族の態度（第二十四、二十五表）

家族が傳道者に對してとる態度は、其の傳道者の心情に最も反響するものであつて、殊に日本の如き家族制度の國にありては、家族の態度により、或は鼓舞され或は失望させられる度合は特に多い。第八問、家族の狀況と本教に對する態度中、イ、家族の狀況（家族の人員及び彼等の本人に對する所感）ロ、布教當時如何との質問に對し、次の如き結果を得た。報告總數一二、四八〇名中無記載五九九名（四・八〇％）を除いた九五・二〇％に相當する一一、八八一名の回答により得たる結果である。次に第二十四表より摘出して簡單に結果を示して見る。

本人に對する家族の態度

好　意	九、三三四	七八・五六％
反　對	七八七	六・六二％

無關心	六三九	**五・三八%**
一部好意	一八三	**一、五四%**
一部反對	三九九	**三・三六%**
不要	五三九	**四・五三%**
不明及無記載	五九九	**四・八〇%**

以上の表によつて見ると、**好意**は**七八・五六%**にて**反對**は**六・六二%**である。家族の反對は統計上より見れば其の數割合に少い。併し家族の反對は傳道者にとつて大なる障碍であつて、其の苦痛は極めて深刻なものである。無記載の割合が多いのは**親讓り**による入信の者が殆んど記載しなかつたゝめであらう。不要の中には**獨身者**及び、布教せずして直ちに擔任者となりし者を含んで居る故に多數を占めて居るのである。

教會設置當時に於ける家族の態度(第二十五表參照)に就きては、好意が**八五・二四%**を示し、反對は僅かに**二・八九%**に過ぎない。之れは首肯出來る結果を示すものといへる。

以下家族の本人に對する態度の實例を引用するが、**親**及び**妻**(又は**夫**)の**好意反對**が如何に本人の信仰にかゝはるかは想像するに餘りあるものである。

(高安、宣、一三九、創、男) 明治三十二年一月入信、當時家族は私等夫婦、長男、長女、二女、三女、

二男、三男の八名なり。私が入信以前より既に妻は熱心なる信仰を有したりしかば、反對するものなし。明治三十四年布教に從事す。世人は本教を甚だしく誤解し、布教は容易ならず、殊に家族には小兒多きため物質上精神上最も苦痛を感ぜしは事實なり。五合の米を粥にして家族八名が一週間それでたんのうさして頂いたことしばしばなりき。親戚は全部反對にして交際を斷はる。村全體も大反對にして自分の子供に對し近所の人は水をかけたり、石を投げつけたりしたこと毎日の樣であつた。かく反對中を通さして頂き神樣の御守護により、信徒も次第に出來、教會を設置さして頂くことになつた。此時何も知らざる反對の人達も非常に驚いた樣であつた。

(飾東、支、一、創、男)　明治十四年四月八杉家に入籍す。當時養父は物故せしが、祖父と養母と私夫婦と義妹二人の六名なり。亡父は明治二十年十月眼病の靈救に浴して入信し、爾來熱心に信仰を續け眞明組周旋長となり、明治二十三年七月授訓を戴き、各地に布教し支教會設立に盡力せし人なり。祖父は勤勉の人で裸一貫より田畑三丁餘の財産を作りし人にてお道の爲、財を投ずることを少しも惜しまず布教の後援をなせり。養母は早くより夫に死別せる因緣の惡しきを深く感じ私の入夫せし時授訓

を頂き、共に布教を開始したり。妻は若少にして近親の反對に心を惱まし、且つは私が養子なるを以て、世間では八杉家の財産を蕩盡する者とか種々の罵言嘲笑を浴びせるをきゝて心を傷めたれども、不足にもせず老父を慰め幼妹を勞はり、家業にいそしむ等大いに内助につとめたり。

（名東、分、五、創、男）　家族の信仰進むにつけ父も亦進んで、私が布教を決心するに至つた事を喜び、弟は家の一切を引受けて家計を負ひ、專ら私の布教に力を入れて呉れました。父もその間勞働を厭はず、老ひの身を以て行く先私の成功を樂しみにして呉れ、他の姉妹の者も何かにつけてよく世話をして呉れました。

（八木、宣、三八、創、男）　兩親を安堵せしむる爲、朝には霜を踏んで野良に出で、夕には月を頂きて歸り、入信以前と變らぬ樣家業に親しみ、夜は深更迄布教に出さして頂かれたる爲、兩親の滿悦至極にして、その中に妻を娶り長男の出生につゞいで長女を授けて頂き、家計も苦しくなりたる樣なれども、妻の實家も本敎を信仰せし爲にその敎化を受けて不足不滿もなく共に道の精神にて働かれたり。

（名東、宣、一五、後、男）　共後再び妻を迎へたりし時の信仰は入信當時と大差なき微弱なものであつたが、前所長の薰陶により日に月に信仰は深遠に入りたり。然れ共妻の

反對たるや毛虫の如く天理教を忌避し、さなきだに動搖し易き信仰を不安ならしめた。外にありては前所長の先導、内にありては家内の反對、此間にありて困惑幾月かを送る。遂に神の御力により、妻の反對を懸念焦燥しつゝ布教を思ひ立ち陰より陰へ匂ひ掛けに出でたり。妻は是を察知するや烈火の如く憤り親許へ歸鄕をなすことさへあつた。素より妻は食はず嫌ひの事なれば折にふれ時にあたりて理解をなさしめんと說諭に努む。妻の身上に現はれたる病は、より妻の理解に力あり。宛然信仰への階段ともおぼしく、年月の中にはやがて教理を悟入し家内の反對は讃辭にさへ變り茲に決然布教に精進す。現在妻の信仰斯くの如く熾烈なるや娘、息子に於ても年と共に神を拜するを知り、日夜兩親の膝下に於ける薰育や宗教的感化は遂に動かすべからず、牢固なる信心を釀成す。從つて家庭に於ける雰圍氣は神の姿と同居なすが如き親睦さにして、近隣の模範たるが如き團欒たる家庭内情なり。

（芦津、支、一九、創、男）布教當時妹二人は他家に嫁ぎ、父母は農に熱心なるため信仰のみは反對なければども、身體强健となりたる今日は最早農業に勤むべし、布教とか匂ひ掛けとか難しき信仰をしなくとも信仰するには眞言宗あり、黑住教あり、今日の血氣に働かずして一家を如何にすべきかと言はれるより、布教中第二の妻を迎へ農業を手

傳はせたり、然れ共布敎をすれば尙大いに反對せり。父母の家財を賣り拂ひ敎會を設置しなくともよいと大いに反對す。故に某氏と義兄とに謀り、本人と兩氏との出資にて設置に及ぶ程父母は反對せり。

(高安、宣、八八、創、男) 布敎にかゝりて間もなく次女歿し家族六人となる。長男は非常な反對にして一例を擧ぐれば信徒が參拜に來れば(お前達が來るから父母が益々天理敎熱になるから歸つて貰ひたい)と机にても三寶にても手當り次第に放り出すといふ樣なりき。敎會設置當時にてもお勤め中には後にて琵琶を彈じる等の邪魔をなしゐたり。流石に反對なりし長男もチブスに罹り旣に醫者に見放されたる時本人(私)のすゝめに從ひて夫では神樣をためして見ると言ひたれば早速**お授け**をせしに共翌日熱降りたり。夫より神樣に屈し今にては熱心なる信者となれり。其他の者は勿論にして次男及び同妻の如きは二人共天理敎校別科を卒業し、日々を感謝しつゝお道のために努め居れり。(現在家族は本人(私)妻長男夫妻同長女次男夫妻同長男三男長女の十人なり)。

(治道、宣、二、創、男) 入信當時は別段反對も無かつたが、布敎を始める樣になつてから父兄が反對し、世帶盛りの身を以て毎日布敎に步き廻りをりては遂には財產も失ふに

至るからとの理由の下に、授訓の御書下げさへ失くすれば信心も止め布敎も出來ないと思つて、勿體ない事ながら燒き捨つるに至り、折角二年養育した養女も取戻し分家の際に分與された田地一反と三畝程の山も本家の方へ取戻さるゝ始末となつた。

第六節　親戚近隣の態度（第二十六表）

親戚及び近隣の態度が傳道に及ぼす影響も大なるもので、好意を示してくれる時は傳道が容易く、次から次へと紹介を得るから比較的容易に信者をつくることが出來るが、近隣の反對攻擊をうける時は傳道は容易なものではない。從つてそのため遂に傳道地の變更を企てることもあらうが、此の事については既に第二項に於て傳道地變更の理由中にも示してある通りであるから、本調査においては入信當時に於ける親戚近隣の態度に就いて調査したものである。が、之は別に獨立せし項を以て發問せしものでなく、他の部分より適當と認むべきものを引用せしに止まる。

天理敎の傳道には反對は付き物の如く色々の統計上よりも察知さるゝが、以下數種の實例を引用して夫を示すことゝする。

（河原町、分、六、創、男） 今迄商業上に於ける同業者は大いに反對し、屢々復歸する樣につとめたけれども爾來專心信仰す。 ために今迄の知人との交際を絶ち獨立しながら世間の非難の中にあつた。

（河原町、支、一二、後、男） 親戚初め村内僧侶等周圍の人皆反對す。 元來其土地は佛敎盛なる土地なればなり。

（甲賀、支、四二、創、男） 近隣の者は面と向つては反對するものなかりしも、數度地方新聞紙上にて侮辱記事を掲載して反對の意を示し居たり。 其後漸くにして村の寺に於て天理敎撲滅演說會等を開いて反對の氣勢を示せり。

（河原町、分、五、創、男） 村方より大なる反對があつた。 理由は只の信仰なればよいが働き盛りのものが仕事もせず、お助け等といつて歩いて居ては村方が貧乏するから、お助けを止めんやうであれば村から省くか、又は村から追ひ出すなどゝ相談した。 區長からは何回となく呼び付けられて大いに叱られたが、どうしても此信仰は止めることが出來ぬと飽く迄も一念を貫いた。

（日本橋、宣、一一四、創、男） 本部認可後地方廳許可申請中、村役場に申達せし所、村長の意見にて村民にして信徒名簿に加入せる者に話して天理敎は財産蕩盡の宗敎である

が承知かと問はれ、村民は財産をとられる樣なことがあつてはとて、調印を取消してくれと四十名一團となり申込みに來り、益々反對となり、再三の交渉を聞き入れず遂に反對者を除名し、名簿再度調製にかゝり、上級先生の盡力により日ならずして再び申達するに至りたれば今度は擔任に付書類には常住とあるも擔任者は教會に居らぬ事實にて却下し、擔任寄留により申達せしに具申書を添付せず、又停滯となる。翌年十一月迄此間何か理に間違ひあることなりと皆一同心に大神樣にお詫び申して居つた所、十一月下旬に至り役場より申達せよとの通知があつたので、是が神樣のおはたらきなりと感服し早速頼んだ所大正十五年十二月一日地方廳認可を頂く。

(高知、支、四一、創、男)　教會所在地中心地は農村にして園藝盛にて副業として蠶業熱心なり。戸數五〇〇戸あまりにて財産富有なれども文化の程度低し。本教に對しては財産蕩盡教の如く疑ひの目を以て見て居る者多く反對者多し。眞言宗の信仰者多けれども拜み信心の程度なり。

(郡山、宣、五、創、男)　從來の天理教に對する惡宣傳を深く腦奧に藏する美唄地方住民は、御教理に耳をかさんとする者なかりき。然れ共上の御指圖により該地方に神恩の難有さを知らしむるは、自分の責任にして且つ天職なりと堅く信ずる所あり、一層布

教に刻苦精勵したる結果、約一ヶ年にして相當信者を得るに至るも、住民の多數は他宗教を信ずる關係上自分等に對する讒訴中傷は絕へざりき。

(郡山、支、四、創、男) 明治二十八年頃小松町に於て布教せる折天理敎の布敎師の入込めることが同町一帶に傳へられると、其反對攻擊は次第に其の極に達し其狂暴なることと殆ど其例を見ない程で、老母及び力弱き小供あるにかゝわらず亂入し、暴民は棍棒を以て手當り次第にはたきまはつた。或はお助けの途中に於て手槍を以て刺さうとした。そこで家族はかへしたが只一人踏み止まつて布教を續けた。然し徒らに反對を受けることが目的でない。反對の目的は他國から入り込んだといふことが唯一のものであつたから一時立退くことがよいといふことに衆議が一致したので、金澤に退き布敎することゝせり。

近隣の態度の**好意**なる例を示せば、

(芦津、分、三、創、男) 近隣の人達は何れも神樣の靈救の著しきに驚異の眼を瞠り、夫が欽慕の念となりて助けを乞ふ者絕へ間なき狀態にして深く本敎を慕ふの有樣なりき。

近隣の態度**無關心**なる例を示せば、

(麴町、宣、六、創、男) 田舍のことにて如何なる信仰か如何なる宗教かを理解せず、又處女

地のこと故贊成も反對もなき有樣にて、講社の加入も容易なれども其脫出についても深き意義を持つもの更になき狀態なりき。

第七節　他宗派の態度

他宗派の態度とは、從來其の地方の信仰の鍵を握つて居たものが、新宗教の傳道による新信仰の割込みに對してとつた態度で、普通好意よりも寧ろ攻擊的に出るものである。而して其の攻擊の實情を察すれば、表面は理論上より起る如く見ゆるも、內實は經濟問題にあることが多い。而かも直接に其の態度を撲滅演說會の如き形に示すものもあるが、或は間接に新聞雜誌等の文筆により攻擊を加へるものもあり、又他に世人又は官憲を煽動して暴干、暴壓にあたらしむるものもある。

即ち本敎に對する他宗敎の壓迫の事實については旣に第一項に於て多少述べたが、更に調査報告により其の例を列擧することゝする。之等の例から見ると直ちに諒解出來る樣に、大抵の場合其の壓迫は佛敎にして、而かも其の壓迫は僧侶自身單獨の壓迫でなく、世人官憲と共に協力の上壓迫干涉を試みて居る。

(郡山、支、一一、創、男) 靈救大いに上がり多數の信徒が押寄せて來る有樣となつた。當地は眞宗本願寺の地盤である佛教國だから激烈なる反對が開始され、寺々では天理教撲滅演說をなし、又無賴の徒が之に加はり、集談所へ瓦石を投じ、信仰する者の家に迄亂暴を働いて其信仰を阻止し、其勢はすさまじいものであつた。加ふるに財產を蕩盡するといふので警察が注目し醫師僧侶は其上に警察を動かしたので、警察は人を寄せることと、お勤めをすることを禁じた。夫から刑事を始終入り込ました。誠に戰々兢々たるものであつた。けれども然りとて閉塞して止むべきではない。お助けは盛に行はれたけれども、斯樣であることはどうしても布教を困難にし遂には止むなきに至るであらう、信仰の自由布教の自由の獲得と信徒の結成とは教會設置によらねばならぬ。

(郡山、支、二二、創、男) 當地は元來佛教の盛なる所にして四國八十八ヶ所の靈場あり、主に眞言宗及眞宗に堅めらる。然し氏神祭典等は盛大に擧行せられ神道を好む者も亦多くあり。天理教に於ては格別の反對をなし(財產蕩盡教である馬鹿阿呆の信ずる宗教なり)と認められたり。一面僧侶神官側にありては本郡內に天理教の侵入を防止せんとして組合をつくり、人を雇ひ入れ各地にて天理教撲滅の運動を開始し、或

は之を芝居に仕組むなどして反對運動をなし、又警察側に於ては財産蕩盡教なりと誤信し、常に信徒の宅を訪問し信仰の中止を勸誘することさへありたり。故に信者は容易に結成すること能はざる情況なりき。殊に先妻ひさ死亡の際の如きは神葬の準備を整へ正に出棺せんとする際、來會はしたる上級教會の先生に抗議を申込まんとして郡内主なる僧侶の押寄せたることもありたるほどなりき。

（郡山、宣、四、創、男） 設置當時は天理教會なきため天理教のお寺と騷ぎしものにて佛教各寺院は一大事と騷ぎ、日頃の反目一變し僧侶會合し規定や規約申合せ等を作り共同一致して警戒し、熱心なる佛教信徒は間接に反對し奔走して、お道の信者を妨碍せしものなり。

（甲賀、支、一五、創、男） 明治三十四年七月神式に改式せしため、村内の天臺宗圓光寺住職某及び檀徒總代並びに近隣組合一同猛烈なる反對をなし遂に絶交せらる。冠婚葬祭などの一切の交際を絶たれ、十二ヶ年に及びしも其主謀者全部死亡したると教會移轉をなしたるため絶交のことも自然消滅となれり。上述の如き狀態にありしため教會設置の願書を地方廳へ提出せし時も、近隣の者は反對運動をなすものありしため許可も遲滯せり。其時は當局も措置に窮し、村内に布令して天理教會設置に反

對の意見あるものは明治三十六年七月十五日を期し村役場へ出頭して其理由を開陳すべしと云へり。反對の村民は其日一同村役場へ出頭して反對運動をなす準備なりしも、當日は大暴風雨にて前年(明治三十五年秋)の大災害を思はしむるものあり。恐怖のため遂に一人も出頭する者なくて止みぬ。ために吏員は即日(村内に天理教設置に對し異議なし)と申達せしめた。

(郡山、分、一、創、男) 前述の如く急速なる本教の發展を見たる佛教僧侶の嫉妬は天理教撲滅運動となつて現はれ、加佐郡佛教各寺院住職は聯合して町內桂林寺に集合し、連日天理教攻撃の演說會を催し本教の撲滅信徒の離散に努むるにより、本教は之に對抗すべく郡山分教會に急を報じて急遽來援を乞ひ、增田某山中某兩先生を迎へて明治二十四年舊四月二十五日劇場に於て、時の舞鶴警察署長橋本某氏の立會を求めて天理教撲滅大演說會を開催し、大いに氣勢をあぐる等血醒き出來事あり。或は官憲は各信者の家に祀れる神樣並びに門戶に揭げたる講社表を撤去せしめ、村落に於ては信者に絕交を宣し、葬儀等についても神葬にすれば埋葬せしめずとて死骸を壺詰にしたるまゝ十餘日も葬送せしめざりしことなど枚擧に遑なき反對迫害の過程なりき。

（河原町、分、一、創、男）村は殊に甚だしく禪宗派を固守する風習ある所とて村を立退くの有様、遂に明治二十七年十一月當說教所の說教日に數十名の狼漢が來り大議論をやる等、又其時分はお助けもよく御守護を頂き追々盛大に向つて行く有様に、二月堂講社念佛講社の一派から反對を受け、夫に村寺住職の反對もあつて遂には一村擧つて反對、其時村の寺で多くの僧侶が集まり、村民の應援を得て天理教撲滅の演說會を開いて押寄せて來るなど、其時警戒の任に當つた警官迄が反對を示した態度をとつて來る等、斯様なことが幾度もあつた。又或時は僧侶村民全體が村の會議所に集まりて私を呼び寄せ、其の中に置き私一人と村全體とが火花を散らして大論戰を始め、夜一時二時になつても尙止めず、遂に夜の明方勝ちて凱歌を奏することが出來たが、之も必死の結果とは言ふものゝ神様の御守り下されたものと感謝して居る次第であります。又途中に待ち伏せられたり、闇打に會ふなどそんなことは大小幾度あつたか枚擧に遑ありません。相手と議論した時など遠近から見物に來た人で黑山を築くなど或は同じ信者の中より異端者を出して其者が反抗して來りするなど筆紙に盡されませんでした。

（上町、宣、一、創、男）附近の村落は概して佛教盛にして本教に對して擧つて反對せり。

其の理由はその村落は一村五十戸或は六十戸の小部落にして、その中に佛教寺院を二ヶ乃至三ヶ所を有したれば、本教に一戸たりとも信徒加入をなせば、それ丈寺院の經濟的維持に支障を來す故を以つてなり。即ち本教に篤信せんとするものに對して、極力手段を講じてこれを妨害せり。

（生野、支、三、創、男）　明治二十七年頃信徒の増加を見るに伴ひ、竹田町六ヶ寺の僧侶結束して對抗し、反對者等と相かたらひて大阪より西川弘淨と云ふ僧侶を招き、到る處に於いて天理教撲滅大講演會をなし、多くの信徒の信仰を中絶せしむる等、多大の打擊を與へたり。

第八節　官憲の態度

天理教の初期に於ては傳道の自由を認められて居らなかつた故、官憲の壓迫干渉は激しいものであつたが、教會が認可されるに至つて以來は、漸く無法な壓迫干渉は減少した。併し法律を運用する官憲の個人的信仰上より干渉を試みる者も多少あつた樣である。

此の項に就いての回答には官憲が好意を示してくれたと云ふ事實は少しも現れて居ら

ない。之は必ずしも事實上の皆無を意味するものでなく、反對又は壓迫されたことのみが深く腦裡に印せられて居るからであらう。以下一二の例を示すことゝする。

(東、分、五、後、男)　當時の官憲世間の迫害等甚だしく罵言讒謗を極め、最初の寄所時代或時の如きは憲兵と巡査が無賴漢を唆かして夜間信徒の集合につけ込み、其周圍を取圍みて强迫亂暴を振舞ひ、甚だしきは其寄所の床の間に安置しありし神樣のお宮を例の惡漢連が手組に强奪し、散々に罵りし後遂に凱歌の如くに念佛を高唱しつゝ、博徒の家へ持ち去るに至りしことあり。(中略)爾來警官の注目嚴重にして月三回の寄り日に諸所遠方より來る信徒の宿泊する者をば慘酷に取締まるため出張所(布教所)に宿泊營業の看板をかけしことあり。

(名、東、宣、二九、創、男)　一體本教に對し反對の折柄相當の反對者あり。中にも近村に緣付き居たりし兄は反對よりも本人の將來を案じ相當に暮し居たる家財を賣拂き居る有樣を見て、之を止めんと本鄕警察署へ說諭方を依賴す。當時警察にても本教に對し留意の眼を注ぎ居たる際なれば、本人及び本人に從ふ十二三人の熱心家を呼び出し酷なる意見說諭をなす。之がため信仰を失ふ者二三あり。然し殘りの者は益々熱心、これ御教祖の足跡なりと信仰の念を堅めたり。後兄自家に來り兄弟相爭へ

り。其時より今後如何なることあるも兄の世話にならずと愈々信仰せり。

（田原、支、一、創、男）其の當時田原駐在所の巡査として奉職して居た桑原巡査（現在故人）は天理教に大反對にて教會認可前は到る處で亂暴を加へ、御祀りしある神様は川へ流したり燒拾てたりしたこと度々なりき。或る時田原町大字長谷の奥中某と云ふ家へお助けに出て、同巡査に見つけられ一生懸命お願ひして居た折とて逃れる譯にも行かず、御授け御取次の最中踊り込まれ、座敷臺所まで蹴飛ばされ、三四度頭を毆られながら「天理教は止めろ。止めるなら此處は許してやる。信心したくば世界に神様は澤山ある。三島のおみき婆様を信仰しなくとも、もつと外の神様を信心しろ！」と云はれ、その場は仕方なく「はい。止めます」と云つて逃れた程であつた。

（撫養、支、二六、創、男）明治三十年六月八日附を以て地方廳より布教所解散を命ぜらる。依りて本部某先生より高松一の宮梶原宮司に賴み知事に取消の理由を尋問せし事あり。是より官憲の迫害益々苛酷となり、甚だしきは明治三十五年四月十日壹濱警察署より來り、神床を今廢せよと亂暴し、我が管内にては天理教の布教は絶對許さないとの嚴命であると云ひてきかざりき。同三十七年十二月教廳の認可を受けるや直ちに地方廳へ再願せしかば、地方廳より卽役所へ天理教の有害無益の趣意書を提

出せよとの命に依り、同三十八年三月、三豐郡長二名の書記を引連れ、五鄕村長と共に來舍され別席を設けて訊問を受けたり。即ち

一、如何なる神を祀り居るか。

二、敎の趣旨を明かに聞かせ。

三、如何なる目的で天理敎に熱心するか。

四、天理敎に熱中する時は貧苦に陷ると云ふ理由をきかせよ。

以上四ヶ條を訊問されたるも、神樣の御守護に依りて立派なる答辯を郡長になし得、郡長も大いに滿足して、同年六月十二日附地方廳の許可を得たり。

第九節　傳道者間の態度

信仰上より考へると、同じ宗敎の傳道に從事する人々の間に排他的行爲の起る筈はないのであるが、併し乍ら實際に於ては此の反目が可成りあるものである。夫は信仰の動機及び悟り方の相違等の諸種の主觀的相違によるものであるが、又團體傳道として見る時、各敎會が互に競走する結果、他の團體の傳道者を排斥する場合もあり、又個人の私情の

上から互に相反目することもある。本調査にはかゝる事項に就いての發問なく、又かゝる發問は正直なる回答を得難きを以て發問法による調査は困難である。例を擧げて見ることゝする。

(日本橋、宣、二四三、創、男) 明治四十二年當時夫伊三郎は湖東大敎會枥尾出張所の役員にして同出張所の擔任者缺員に際し、自他共に同出張所の擔任者たるものとのみ信じ居たる所、上級敎會たる北陽分敎會の役員某をして擔任者と決定したるため、内心不平ありて面白からず、遂に鄕里を離れて單獨布敎せんものと志し、夫婦相談の上、上京し居を東京府南足立郡千住町大字千住中組に定む。

(芦津、宣、一一五、創、男) 嘗ては同情と憐愍とを惠んだ會長は、布敎の失敗以來、事每に自分を須ゆに足らずとなしたか、他に理由があるのか、とにかく自分を袖にせんとするやうになつた、以來正義に向つて進みたい自分の性格は屢々會長の意見と衝突した、初めの間こそ或る期待を以て迎へられたけれども事々に反對の意見を戰はされては人間は敬遠したくなる、二三年以來の二人は握手する事に可成り骨も折つたが皆徒勞に終つた、その境遇が異り、その意見が異り、そのめざす方向が異つてはどうしても離反することを避けぬわけには行かなくなる。會長が自分を憎んでゐるとは考

へられなくとも、當然の經路として二人は早晩別れてしまはねばならない運命になつた、嗚呼救世の旗旆を翻して玆に十有餘年、神の道に凡てを盡し祖先傳來の田地田畑を賣り盡して精進し來りし我、會長の意にふれたからとてか、將た自分の惡因緣の成す業か、家族四人を抱へて左遷追放の影うすきこれからの生活、思へば胸を突き刺すよりも苦しかつた。

第三　概評

以上に於て、傳道過程中に於ける社會との交涉の如何なるものであつたかを見たのであるが、其の結果は第一項に於ては、
一、案外傳道地を變更する者が少いこと、
二、變更者は少數で而かも同一人で轉々とするもの多きこと、
三、變更の理由は教務上の都合たる事が主要なる理由である事、
を知り得た。　卽ち教團の命令を守つて行動して居るものが多く、私情により勝手に動く者の少いのを語るものであるかの如くに見ゆるも、自發的變更と助言(又は命令)的變更

とは夫々總回答數に對して夫々四〇・二六%、四七・〇六%となり約相半ばして居るを思へば(第二十一表參照)此の教務上の都合と書いた人の中には、單に教會の命令による變更のみではなく、傳道者の都合より變更したる者も含まれて居るを示して居るのではないだらうか。

次に第二項社會の態度として、

一、(比較的に)世人他宗派又は官憲の態度よりも家族近隣の態度が多く傳道に影響すること、

二、家族の態度よりも近隣の態度を多く書いて居ること、

之等は卽ち權力よりも實際上の牽制が、社會的に見て傳道上に大なる力を有するもので「遠くの親類よりも近くの他人」の諺をよく表はすものであり、社會的運動としての傳道がよりよくうかがはれるものではなからうか。

三、イ、天理教が漸次認められて來たためか。而して

ロ、又は極く初期の創設者は多く死亡して居るために、初期に於ける迫害等の消息を知り得なかつたためか、

ハ、民族を同じうする人々の內の布教であるためか、

によつて世人、他宗派又は官憲の迫害が案外報告されて居らない。
四、尚又迫害等の社會の態度を內地と海外とに分けて比較することが出來なかつたのは遺憾である。

第七章　傳道費用（第二十七、二十八表）

宗教的信念の上より論ずれば、金錢に對する配慮は不純視されるかも知れない。併し傳道に從事する者も人間生活の三要件たる衣食住に對して、全然無關心ではあり得ない、殊に天理教に於ては其の傳道費は給與されるとなき故に、傳道者達が如何にして其の生活の費用を產み出すかを調査することは、天理教の傳道者の生活狀態を知る上に、一つの重要なる光明を投ずるものであるといへる。本章に於ては此の傳道費の出所について考察せんとするものである。

第十三問　教會設置迄の經過ハ、經費及び其の出所

に答へし者の多くは布教費と設立費とに分けて傳道費の出所を回答してゐる。それ故に本章の調査に於ても傳道費を布教費と設立費とに分ちて考察することゝする。

蓋し設立費は傳道第一期の完結を劃する時期に於ける傳道費とも見得るけれども教會の設立を見るに至らんとする迄に傳道の進捗を見る時代と、傳道開始時代と傳道者の

得たる傳道費の出所は、自ら趣を異にするものがあるを想像し得られる。此の事は設立當時に於ては信徒の喜捨が他のものよりも特出してゐることより見ても知られるのである。（第二十八表參照）

且つ傳道費は必ずしも唯一の出所を有するものに非ず、例へば傳道開始當時未だ一人の信者をもつくり得ざる間は、傳道費は或は全く自己の貯蓄金を以て充てるものあるやも知れないが、少くとも二三名の信者を得るに至り、その信者の信仰心が熱を帶ぶるに至ればそれらの信者よりの應分の喜捨あるは想像し得べく、又當該傳道者の傳道に對して、傳道後援の意味にて應分の出金をなし呉れることあるも自然のことである。從つて傳道費の出源は二つ或はそれ以上に亘るものあることを知り得る。それ故に本章に於ては、傳道者の數を問題とせず傳道費の出所につきて如何なるものが多きかを研究することゝした。

第一節　布教費の出所

第十三問　ハ、經費及び其の出所の中、**布教費**として答へしものは創設者數（九一、八〇）に對

し八割四分にあたる七、七三二で、一、三四八は無記載又は不明である。(第二十七表參照)

理由	員數	七七、三二に對する百分比
財産あるため	二、四五二	三一・七一%
信徒の喜捨	三、〇四四	三九・三七%
家族の勞働	一、一〇七	一四・三二%
職業の傍	七二八	九・四二%
上級教會の援助	二二五	二・九一%
後援者	一五七	二・〇三%
借金	一九	〇・二四%

の如き比率を見る。

財産あるための例、

(中河、支、八、創、男) 布教中の經費は自宅を集談所としたるにより家賃は不要なり。其他費用は一ヶ月約十圓位にして食費も自分所有の田地を家族が耕作し補助せり。

職業の傍の例、

(中河、支、四、創、男) 布教費は本人の勞働又は內職により支辨せしも、此間妻の不身持(賭

博の悪癖)のため貧のどん底に長日月を送れり。
(名東、宣、一一三、創、男)　藍田村地方の布教を開始し他人の家の農作を手傳ひ、其の他賃仕事により布教費を維持し、布教開始後約十年間は生活費、布教費にも乏しく信徒の結成も意の如くならず(中略)漸く信徒の維持者を得て設立に至る。
(大縣、宣、一二、創、男)　晝は布教に夜は會計維持のため按摩に出させて頂くことにせり。(當時は普通の按摩賃は七錢乃至八錢なれども、素人の事故六錢)斯くせる中に追々信徒の增加を見、一時按摩を中止せしも信徒の奉献金だけでは維持するに足らず、搗て加へて子供等の增加は愈々生計の窮乏を告げ、安治川、傳法方面へ行くに二厘の渡船賃にさへ差支へ、十四五町も迂回して船津橋を渡る等慘憺たる狀に陷りしかば、不本意ながら昆布卷行商に出づるの止むなきに至れり。されど昆布卷は賣殘ると腐敗する恐れあれば、賣藥行商に變更し半日は商賣に半日は布教に出させて頂くことにせり。かくて大正八年二月に至り、折柄流行せしインフルエンザの爲妻及四人の子供は枕を並べて病臥し、妻及末女は死を思はしめたる時、斷然意を決し稼業を捨て道一筋に通らせて頂くべきを大神樣に誓ひしに、さしもの大患も鮮かに御守護を頂き五人共全快するを得て今日に至る。

家族の勞働、職業の傍の例、

(海外、一二〇、創、男) 朝鮮全羅北道裡里(地名)に於て布教開始以來、布教費の捻出に對しては本人妻の內職と、少し許り時々の行商等により細々ながら繼續す。尙一方長男をして銀行に勤務させて之に充當せり。

(郡山、支、一七、創、男) 布教時代の維持は家族の內職(妻の裁縫長男の夕刊賣り弟の勞働)及信徒の奉賽金等。

(郡山、宣、二、創、男) 大正十一年布教開始以來同十四年教會設置迄の布教費は長男の働きに依りて得る一ヶ月金二十三圓內外。

(名東、宣、一二三、創、男) 妻女の賃仕事及び自己の工賃等を以て頗る不自由なる生活の傍布教傳道し、大正十一年頃より信徒の維持者も出來た時には上級より經費の補助を仰ぐ。

(肥長、支、一、創、女) 親教會は食ふに米なく火の消えた樣な狀態であつたゝめ、私は見るに見兼ねて、世間の人々が夢路を辿る時刻に、長崎市內の車場から車場を步いて蠟燭を賣り、其賣上金を全部肥長へ盡させて貰ひました。どんな寒い夜でも、夏の暑苦しい日でも一日として安らかな眠りを持ちませんでした。私の生活費を送つて居た

娘は當時市內稻佐で藝妓をして居りまして、或る客人から「貴樣は偉らさうな顏をして居るが、母親はローソク賣りをして居るぢやないか」と惡口を云はれ、彼女は冷水を頭から浴びせられた思ひで、失神せん許りに驚き且羞恥心に堪え兼ねて私の處へ來て、箪笥を限なく探し其の一隅からローソク三箱を取り出して私に示し、これをどうするのかと問ひました。それで私は譯を話しました。すると初めの中は自分の送る金が足りないからそんなことをするのかと云つて口惜泣きして居りました娘も親教會の窮狀を救ふためだと知りましてやうやく心を取直して呉れ、そして「どうか今日から商賣は止めて下さい。その代り私は髮でも他人の三度結ぶ所を一度にしお櫛も挿しませんで肥長の方も私が盡さして頂きますから、どうか商賣丈は止めて下さい。」と申しました。其後娘はあらゆる辛酸をなめながら、他人の惡口雜言の下を潛つて淋しい生活を續けながらも、親教會維持のため努力したのであります。

（郡山、宣、三四五、創、男）　神戸市布教開始明治四十一年十月より布教中は經費の出所なく、長女は義務教育を完了さす能はず、中途退學せしめ、ドンス職工場へ女工に入らして、亦長男は朝夕新聞配達をせしめてその勞働に依つて得たる賃銀を以て布教費に充てたり。

（南海、宣、三三四、創、女）　新宮に於ける布教中は箱張業による。東京に於いては新宮の信者より送金されたるものが大部分、三重縣宿田に於いては紡績會社より月給を支給され、靜岡に於いては養女病院勤め（看護婦）に依りて得た金にて布教費に充つ。

後援者の例

（**敷島、支、三九、創、男**）　單獨布教時代最初二年間は兩親より少額の米麥の支給を受けその後は信徒の**支給**によりて布教中の生計を維持せり。

信徒の喜捨の例は前出の內に含まれある故に省く。

上級教會の援助の例、

（**高知、支、四一、創、男**）　布教費約八〇〇圓高岡支教會會計より支給を受く。

第二節　設立費の出所

第十三問　ハ、**經費及其の出所**の中、**設立費**として答へしものは創設者數（九一八〇）の一〇九・三七％に相當する一〇、〇四〇である。次に此の一〇、〇四〇について設立費の出所を見るに（第二十八表參照）

理由	員數	百分比
信徒の喜捨	六、五九六	六五・七〇％
財産あるため	二、二五一	二二・四二％
家族の勞働	三六二	三・六〇％
後援者	一九〇	一・九〇％
上級教會の援助	二一〇	二・〇九％
借財(頼母子講をも含む)	三四一	三・四〇％
職業の傍	九〇	〇・八九％

この比率を布教費の出所に關する比率と比較して著しく目立つことは、設立當時に於ては信徒の喜捨が著しく增加し、反對に自己自ら勞働乃至は職業を營むもの非常に少きことである。これは至當の現象と見るべきである。

尙設立當時に於て借金せるもの及び頼母子講によりて釀金せしものあるは、設立當時には多くは會堂の建築其の他祭具器具の購入等に對して、急激に相當多額の費用を要するため、かゝる手段を擇ぶに至つたものであらう。

以下回答中より二三を引用すれば、

財産あるための例、

(郡山、宣、三、創、男) 私は自給生活による單獨布教の時代は無しといふべし。初めより自己の財を以てし大なる生活苦痛を感ぜず。親所長の指揮により教會設置するに至れり。されど此の時信徒の數十四、五戶に滿たず。(**註**、親所長とは上級教會長の意味である。)

(中河、支、八、創、男) 教會出願費は五百圓を要し信徒內より喜納金百圓ありたるが、殘りの四百圓は自己の所有の土地を賣却して支辨せり。

職業の傍の例、

(海外、二、創、男) 三〇〇圓設**立費**本人は風呂屋を營業してこれを維持す。

家族の勞働の例、

(郡山、宣、二、創、男) 設置費に用ひし經費は金五百圓程にして其の半額は信徒惣代三名にて醵金し、殘り半額は妻(當時函館市居住)の働きに依る。

信徒の喜捨の例は他の例の內に含まれてあるから省く。

後援者の例

(芦津、宣、一六一、創、男) 教會設置に付き土地は必要に應じて父橋本某提供す。建坪二

十三坪の敎會建築一切は兄橋本某五百圓を獻じて完成す。出願費三百圓は信徒及び兄其他親類よりの喜納によりて支辨す。

(中河、宣、一六五、創、男) 敎會出願の準備が出來、設立費五百圓につき信徒の家にて用談中、折柄來合はせて居た未信者の人が出願の事情を聞き、其の人より株劵(四百圓)の寄附を受け、それが臺となつて信者から夫々喜捨あり。

(西、宣、七、創、女) 敎會設置費は金四千圓也。信徒及村方の未信徒百二十戶程より全部寄附されたり。

上級の援助の例、

(名東、宣、七一、創、男) 設立に要せし費用は大半上級敎會の御心配による。

借金賴母子講の例、

(中河、支、一三、創、男) 出願費一二〇圓位、新築費五〇〇圓位

出願費には田地を賣りて得たる金を用ひ、新築費は前記によりて得し金の殘り(五〇〇圓)及び特志喜納者(一七〇〇圓)、其他信徒の喜納金(計一〇〇〇圓)及び借金(一八〇〇圓)を以て之に充てり。

(海外、一二〇、創、男) 名稱出願費として六〇〇〇圓を要せり。

これは長男の銀行員として勤務させて得たる金と、妻及び自己の內職より得たる金を積立てたるものと信徒相互間の賴母子講によつて支辨した。

(海外、一二二、創、男) 名稱設立費は約六〇〇圓にして、少數の信徒の寄附と賴母子講に依りて金策を講じ、昨年初一切を完結せり。

(中河、支、四、創、男) 信者に其の力なく遂に月掛の無盡講を組むで漸く一六〇圓を得て出願せり。

終りに本項に於ては比較的に無記載のものが多かつたが、これにつき以下想像し得る理由としては、

一、創設者の既に死せしため、又はその當時の記錄存せざるため、布敎費或は設立費の金額及び其の出所の不明なるまゝに回答せざりしため、

二、今回の調査は事實の眞相を知らんとするものであるため、布敎費の方は別として設立費の方は既に當該敎會設立當時天理敎々廳(本部)へ提出した原願書に記載の金額と齟齬を來さんことを懸念して控へしものあるため、

の二項を數へる事が出來よう。

第三節　概評

布教費設立費を通じて其の特徴と思はれる點は、設立費の所屬教會(上級教會)より支給されたものが極く小數(二・〇九%)であつて、他の大部分は自辨であることである。之は教理にも立脚する所ではあるが、他宗教の傳道とは類を異にするものであり、又天理教傳道が他宗教傳道の如く、職業化せぬ一つの强みとも考へられるものである。

卽ち各自の信仰より發して、其の教へることは傳道者自身にとつて自己の仕事であり勤めである以上、自己以外にその報酬及び費用を求めるは、教理論としては考へられぬものである。換言すれば傳道者の心中に躍動する信仰が傳道となつて現れる以上、如何に天理教々團のために働いてゐる樣に見えてもそれは他事ではない。教團が教祖雛型の道を慕ふ人々によつて、なし上げられてゐるものであり、傳道者も亦その一員であるを考へれば、かゝる考へは決して起るものではない。卽ち所屬教會と傳道者との關係は信仰によつて結ばれてあるものであつて、雇傭關係によつてゐるものではないことを考へれば自辨にて傳道することが少しも不合理でない事は明かである。

併し今立場をかへて近代的の經濟論よりすれば、或はかゝる傳道法は不合理であると言ふ者があるかも知れない。而してもし傳道者が敎團に對して生活費を要求する權利ありと言ふに至れば、そは敎團と傳道者との間に雇傭關係を成立せしむるものであつて、敎團構成分子としての傳道者の意義は直ちに失はれるに至るであらう。

かく考へくれば此の點に「我等の傳道」といふ斯かる長所を認むるものである。

第八章　性及び年齢

第一節　性別による差異

信仰生活が男女の別によつて全然別なものであるとは云ひ得ないが、心理的、生理的作用又は家庭的及び社會的待遇に差違のある以上、兩者の傳道生活にも自づと些少なりとも獨自の特徴を有するものであらう。古來女性の生産力其の他を目して、女性を神秘視する傾向は、信仰生活上に於て女性を優位に据えるに至つたのは東西を通じて、歷史上に數多散見する所ではあるが、近時に至つては必ずしも女性を優位に据えるとは限らない。殊に日本の社會制度の下に於て女性の自由平等を注目されるに到つたは極めて最近の事で、社會の大勢は今尙封建時代よりの遺風である父權夫權萬能の男系家族制度の下にあり、母たり妻たるものゝ信教の自由は稍もすれば直接關係に束縛され勝である。卽ち本調査に於ては女性傳道者が男性傳道者に比べて不利な條件の下にあつた事は云ふま

でもなく、從つて女性の傳道過程の困難を伴うた事は本調査に於て想像し得らるゝ處である。第二章以下の各項につき、兩性の差違について考へてみよう。

先づ回答者全體一二、四八〇名についてみるに、

男性	一〇、七八〇	八五・八〇%
女性	一、七七二	一四・二二%

となり、八割六分弱の男性に對して、一割四分强の女性に過ぎない。併し今參考までに、本部の教徒、教師臺帳による比をみるに(別第三表參照)

教徒の男性	七七、三七八	四三・〇%
同女性	一〇二、四七二	五七・〇%

となり、明かに女性の方が多數である。

教師にあつては(別第二表參照)

男性	四六、一一七	八〇・〇%
女性	一四、六〇九	二〇・〇%

となり、男性が大半を占めてゐる。

以上は教會設置より昭和三年九月一日までの延人員であるが、茲に注意すべきは、教徒

の男女の比と教師の男女の比が、反對の現象を示してゐる事である。が之は、初期に於ては女子は教師として表面に現れなかつたのではあるが、時代の進展と共に女性の表面に於ける活動が著しくなつてゐるのを示すものである。今試みに明治四十一年十一月の天理教一派獨立を岐點として、その前後の教師の男女別を見るに次の如くである。（別第二表參照）

獨立前の總數	二二、八六〇名	
男性	二二、一七三	九七％
女性	六八七	三％
獨立後の總數	三七、八八六名	
男性	二三、九四四	七三・二％
女性	一三、九二二	三六・八％

即ち從來より漸次女性教師の増加を示してゐる。而も教師養成機關たる天理教校別科の男女別を見るに、これ亦此の傾向を如實に語るもので、第四十一期（昭和三年九月入學、昭和四年二月卒業）生の如きは、

男性	一、七九〇	四五・九％

女性	二、一三九	五四・一%

の如く女性學生の超過を示し、同校二十年間の卒業者の通計に於ても、下表の示す如く男女の開き僅かに二割弱に過ぎない。

男性	二九、二九六	五八・九%
女性	二〇、四七四	四一・一%

以上の如きは明かに、女性の表面的進出及び時代風潮による女性の獨立心の一端ではなからうか。(別第一表參照)

一、入信に於ける男女の特徴

天理敎の信仰生活に入る以前の信仰生活に於て、男女によつて幾らかの差違があるかどうかの問題につき、イ表の一によつて考へれば、次に示す樣に性別による信仰の違ひは殆どない。

男子にあつては、佛敎が其の約半數(約五割)をしめ、次に親讓りの天理敎(一割六分弱)無宗敎(一割二分强)神道(六分弱)神道的色彩(一分强)數個の信仰(一分强)の順であるに對し、女子にあつては、佛敎の六割三分弱は男子のそれを越し、無宗敎(一割二分弱)親讓り天理敎(一割一

分弱)の如き順にて、親譲りの天理教信仰者が、男子に比して著しく降下してゐる。而して順位においては男子の場合と等しきも、神道的色彩、數個の信仰及び基督教に於て、**九厘弱乃至二分二厘**の增加を示してはゐるが、その數あまりに小であつて論ずるに足らない。

イ表の一

	回答數	佛教	神道	基督教	神道色彩	數個信仰	無宗教	親譲りの天理教	其の他
男	九、一四九	四、五六九	五三三	三八	一一七	一一五	一、一三四	一、四三九	一、二〇四
比	一〇〇	四九・九三九	五・八二六	〇・四一五	一・二七九	一・二五八	一二・三九五	一五・七二八	一三・一六〇
女	一、五七七	九八七	八六	二〇	三八	三四	一九三	一六七	五二
比	一〇〇	六二・五八九	五・四五四	一・二六八	二・四一二	二・一五六	一二・二三八	一〇・五九〇	三・二九五

唯第一位を占むる佛教についてみるに、眞宗、禪宗、眞言宗、天臺宗等に於ては、女子の比率は男子よりはるかに低下してゐるに反し、日蓮宗に於ては**約四分**、淨土宗にては**約五厘**の增加を示すに止まるが、神道にあつては金光敎を信仰してゐた女子が男子よりも**約一割五分**も多いのが特に目立つ。又黑住教信者の男子は女子よりも**約六分五厘**の多數を示してはゐるが、その他には大差ない。(イ表の二及三參照)

イ表の二

	佛　　教	日蓮宗	淨土宗	其　　他
男	4.569	263	726	3.580
比	100	5.756	15.890	78.354
女	987	96	162	729
比	100	9.727	16.413	73.860

イ表の三

	神　　道	金光教	黑住教	其　　他
男	533	48	128	35
比	100	9.006	24.015	66.976
女	86	23	15	48
比	100	26.744	17.442	55.814

次に職業について男女を比較すれば(ロ表參照)第一位は男女共に農業者である點は等しいが、男子にありては過半數の五割四分强を示してゐるに反して、女子は三割三分弱、卽ち約三分の一を示してゐるにすぎない。第二位以下は男子は工業(一割三分强)商業(一割三分强)無職(五分强)雇員社員(三分弱)交通業(一分弱)教會生活、官吏、漁業、手職、飮食業、文筆業、旅館業、遊藝業なるに對して、女子にあつては無職が約三割强の率を以て男子の同業を遙かに凌いで第二位を占め、商業の一割八分强が第三位にあつて工業の五分强第四位にあるの差あり、又男子にあつては第十位にあつた手職業が女子にあ

つては第五位にある。教會生活者が男子の率に比して一割一分弱も降下してゐる等は著しい差違である。

而してこのうち女性にありては、飲食業、旅館、手職、遊藝業、無職等が男子より遙かに高率を示し、男性にありては官吏、交通業等が女子より遙かに高率を示してゐるのは、各々性の關係より遉がにと首肯される處であらう。

ロ　表

	男	比	女	比
回答數	10,311	100	1,670	100
農	5,598	54.292	546	32.694
工	1,385	13.43	89	5.329
商	1,345	13.047	306	18.32[illegible]
漁	113	1.095	8	0.479
官吏	144	1.397	2	0.120
交通業	148	1.435	2	0.120
飲食業	63	0.611	19	1.138
旅館	23	0.22[illegible]	1	1.077
手職	65	0.63[illegible]	72	4.311
雇員 社員	267	2.589	19	1.138
遊藝業	18	0.175	19	1.138
文筆業	42	0.407	2	0.120
無職	561	5.441	506	30.299
教會生活	147	1.426	5	0.299

次に入信當時に於ける、本人に對する家族の態度については、整理の都合上玆に數字を示して論ずる事の出來なかつたのは遺憾であるが、概して女子が男子よりもその家族から反對を多くうけたことは事實で、これは女子の家庭上の地位から當然の事と思はれる。而してかゝる現象は傳道當時においても同樣に現れ、男子に對する反對二・三%に比し女子に對する反對は六・三%で約三倍に近い比率を示してゐる。（第二十四表）これは男性よりも女性の方がその傳道上障碍の多かつたことを示すもので、一面また女性が父や夫などの男性に附隨して入信或は傳道したものでなく、全く自身一個の自覺から斯かる周圍の反對を斷然排除して精進したことを語るものであらう。

（郡山、宣、二七二、創、女）　入信當時夫、子供三人計五名にて、夫の身上より入信せしも非常なる反對を受け、神樣のお社や三寶やかわらけ等をなげた事もあつた。

（郡山、宣、三五四、創、女）　入信當時家族は、父母、私等夫婦、弟妹計八名にして父は非常なる反對者にして、入信するや夫婦は父にかくれて布教所に通ふに至る。熱心するに及んで遂に夫婦は勘當されたると同樣、家を追放せられたので、明治十九年春夫（二十四歲、私二十二歲）一月小松町字新鍛治町に借家を求め、夫は郵便配達の傍布教をなし、私は機業をなし、匂かけをなす。當時母は餘り反對せず。然しながら本教を信仰する

心にはならなかつた。元來父母は眞宗の信者にして小松町本覺寺の總代を勤めつゝあつて本教に對して宗教仇の樣に思つてゐたからである。

次に入信の動機に於て、男性にみられず、女性のみにみる現象がある。それは次の引例の示す如く、入信の動機が夫の放蕩によるものであるが、又家庭の不和、事情等も多く女性において之を見、緣組による入信等も亦然りである。(第十一表參照)更に、配偶者の死によつて入信したものが、男性よりも女性が約四倍の多きに達してゐるのは、夫の死によつて受ける妻の精神的打擊が、夫が妻を喪つた場合よりも遙かに深刻なるを如實に示すものと云ふ事が出來よう。(第十二表參照)

次にその實例を引用して之が說明に代へよう。

(高安宣、一六六、創、女)　一心に神樣に祈願せる甲斐もなく、夫は出直しとなりたれば、自分の里方へ戻りしが、悶々として樂しまず心に浮び來るは唯惡因緣の理法に惱み、夫の靈を慰むべきが自己の最大の勤めなりとし、此の孤獨の生活から超越して神一條のために御奉公せんと、故鄕を後にして半ヶ年の暇を父母より受け、天理敎研究の意味に於いて暇を頂いて東京の上級敎會へ奉仕すべく上京し、只管敎會生活に浸りつゝ、分敎會長の命により敎校別科へ入學し、御薰陶の結果いよ〳〵道一條の精神を定

めたり。卒業後半ヶ年以上經過しても歸國せざるため、兩親より再三の意見あり、その結果勘當同樣の態度を受けたるも、神樣に誓つた心定めを飜さず、上級敎會長の命を神樣の御言葉と信じ、東京北豐島郡西巣鴨町方面へ單獨布敎をなしたり。

（撫養、宣、一九九、創、女）明治三十四年頃、夫肺病になり、初めてお話をきく。順々敎理をきゝ因緣を說き聽かされしも夫遂に出直す。爾來家族及親戚の大反對に依り其後敎理をきく事を中止せしも、遂に因緣のおそろしさにぢつとして居られず反對の中から入信別席を運ぶ。

（東、宣、二八二、創、女）明治三十二年三月夫の身上より御敎理をきゝ、極めて有難き神樣なるを感じ、夫れに良人は肺病なれば親戚の者すら近よる者なきに、御道の先生は每日お出で下されて親切に御授け下さる其の御眞實には泌々と感じ入り、入信さして頂きたり。然れども夫死亡し更に自分迄肺病となり醫者よりも死の宣告を受くるに至りたれば、一層先生より敎理を拜聽し因緣の恐ろしさを自覺し、道一條を決心したり。同時にめづらしき靈救を受け確固たる信仰を把握するに至る。

（敷島、宣、二四八、創、女）夫の身上より入信したるものなれども、夫は明治四十三年遂に死亡せり。當時御敎理をきゝ因緣を自覺し益々信仰の度を加ふ。

二、傳道動機と男女の特徴

入信の動機において男女が各々その特異的な傾向を持つて居るが如く、傳道の動機においても亦男或は女なるが故に互に異性に求められない特徴を有してゐるものである。卽ちその動機として孤獨寂寞、夫の放蕩、夫の遺志繼承、夫の手助けなどは、これは女性なるが故に有する現象であるが、又これに反して義憤、敎化、敎理に感じて、修業、競走、功名心等の動因が多く男性によつて領有せられてゐるのは、男女の社會的又は家庭的地位の相異並にその各々が有する天稟の性情等の差異から來る當然の結果であることが首肯される。

が玆に一つ面白い現象は、興味による傳道動機が女性において遙かに高率を示してゐることである。これは比較的單純な女性の信仰經驗が、却つて男性よりも一層「おたすけ」の實績を擧げることの容易であるため、自然この結果に導かれて興味を感じての傳道に進出するためではなからうか。（第十七表參照）

次にそのうちの一二の例を附け加へておかう。

（南海、宣、三三〇、創、女）「因緣自覺云々」などの餘り分りやう筈も無かりしが、餘りに不思議なるお助けのあがるのを見聞きするにつれて、自分も始めてみよう、やつてみよう

と思ひ立ち、未だお授けを頂かざるにも拘らず始めしに、不思議にも種々御守護を頂くに至り、遂に面白くて止められざりしものなり。

(敷島、宣、四七三、創、女) 御道が好きで、御助けに出ることは樂しみです。別に敎理的な理由と云ふやうなものはありません。

次に入信後傳道開始迄の年數に、男女の差による開きあるかを見るに(第十三表)概して云へば入信後九年間に、傳道に從事する人は男子の方が高率を示してゐるが、其れよりおくれて十九年以内に從事する人は、大略同差を示し、更に入信後廿年以上を經てゝ、傳道に從事するは女子の方が高率を示してゐる。

之等の諸點より考へると、女子の傳道開始は男子よりも遙かにおくれる結果となる。これは女子が從來男子の如く自由なる立場にあらず、家庭上又社會上いろんな差障をその傳道において持つがためではなからうか。

このことは男女の入信前後における職業の異同(八表及第十四表參照)を見ても瞭かである。卽ち入信前と入信後の職業が男子においては、その大半(七割七分强)が變化を來して居らないのに、それに比し女子にありては五割七分强の低下を示してゐる。これに反し變化を來したものは男子六分强に對し女子は九分强を示し、又無職において男子七分

ハ　表

	回答數	同	異	無職
男	9,752	7,239	635	676
比	100	74.230	6.512	6.932
女	1,563	893	143	357
比	100	57.134	9.149	22.841

弱に對し女子は二割三分弱の遙かな高率を示してゐる。これは云ふ迄もなく其の多くが婚姻による職業の異動に基いた現象であつて、殊に女子の無職の多いのは夫の職業と之れを區別した結果であらう。勿論職業の異同は悉くこれを婚姻と結びつけて考へることは妥當でない。何となれば同業者同士の婚姻はハ表及び第十四表によつて推定の出來ない事柄であるからであるが、併し大體において婚姻と關聯して考へて餘り差支へはなからう。

卽ち之れによつても知る如く、女子の生活に婚姻及びそれから生ずる結果が大きい影響を及ぼすこの事實は、ひいてその傳道にも影響し女子の傳道開始が男子のそれよりも遙かに後れる結果を招致するのであらう。

次に傳道を開始した年代による男女の開きにつき、第三十一表によつてみれば、

男子は、第二期(二割三分弱)第六期(一割八分弱)第七期(一割七分

弱)第三期(一割七分弱)第五期(一割三分强)第四期(一割弱)第一期(三分强)第八期の順位となり、第二期が最高を示してゐるが、これは次章にても明かなる如く、全國的に伸展した時代であり、且十一年を算する期間であるから當然であるとも云へ第三期には低下してゐるにしろ、第四期は四年、第五期以下は五年等を考へるとき順調に伸展してゐると云へよう。

二表

	男	比	女	比
回答数	6,878	100	1,077	100
一期	211	3.068	6	0.557
二期	1,557	22.638	70	6.500
三期	1,140	16.575	128	11.834
四期	685	9.959	137	12.721
五期	905	13.158	162	15.042
六期	1,210	17.592	247	22.934
七期	1,145	16.647	315	26.242
八期	35	0.363	12	1.114

之に反して女子の順位は、第七期(二割九分強)第六期(二割三分弱)第五期(一割五分強)第四期(一割三分弱)第三期(一割二分弱)第二期(六分強)第八期(一分強)第一期の順位となり、第八期は別として後期になるにつれて高率を示し、其の期間の年數に關係してゐない。換言せばこれは女子の傳道者が、逐年的に增加してゐるものであるが、又見方によつては信仰ある女子が傳道者として、表面へ現れて來た事を示すものである。此の點に於ては、男子の傳道者の逐年的增加率よりも、女子の增加率の方が遙かに急激な增加を示してゐると云ひ得る。(ニ表參照)

三、傳道過程と社會の態度

ホ表

		男	比	女	比
回答數		六、九七一	一〇〇	一、二五二	一〇〇
生國	田舍	二、五七〇	三六・八六七	三四七	二七・七一六
	都會	三八〇	五・四五四	一一六	九・二六六
居國	田舍	一、七九四	二五・七三五	二三三	一八・六一〇
	都會	八三二	一一・九三五	二六八	二一・四〇六
他國	田舍	八〇三	一一・五一九	一〇二	八・一四七
	都會	五一九	七・四四五	一五六	一二・四六〇
海外		三〇	〇・〇〇四	七三	五・八三一

傳道地選定について男女によつて、特異例があるかどうかを示表によつて見れば生國を選んだものにあつては、男女共に田舍の方が都會よりも多いが、居國にあつては、男子が田舍を求めた者の方が約五分弱も多いのに反して、女子にあつては都會を求めた者の方が三分弱の増加を示し、他國にあつても同樣男子は田舍の方が三分强多數なるに女子にあつては、都會の方が約四分强の多數を示し、特に海外にあつては、男子が全體の〇・〇〇四%なるに對して女子は全體の五・八三一%と云ふ高率を示してゐる。

又其の傳道地が、處女地なるか成功地なるかについて見ると、男子にあつては處女地(三割六分弱)未結成地(三割二分强)成功地(二割六分强)の

表へ

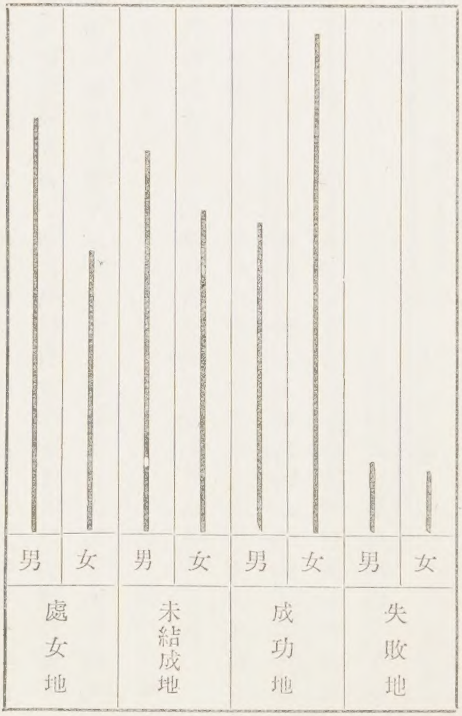

順位であるに對し、女子にあつては、其の反對で、成功地(四割三分强)未結成地(二割七分强)處女地(二割四分弱)を示してゐる。即ち成功地が多い事は特に目立つが、それは傳道のおくれた事を示すと共に、女子の單獨傳道の難しい事を示すか、或は結婚等によつて傳道開始に至つた事を示すものではあるまいか。

傳道者にして失敗地に傳道した人は、男女共に同率の六分弱を示してゐる。(へ表)

次に傳道地變更について、男女の差を調べると、男女共に變更せざりし者の方が多數であるが、強いてその差を求めると男子にあつては、八割四分弱、女子は八割八分强と云ふ樣に、女子の方が約五分弱の多數を示してゐる。即ち女子よりも男子の方が、變更した者が五分弱多い事を物語つてゐる。(ト表)

ト表

	回答數	變更せざりしもの	變更せしもの
男	七、八三三	六、五六三	一、二七〇
比	一〇〇	八三・七八七	一六・二一三
女	一、三四七	一、一九一	一五六
比	一〇〇	八八・四一八	一一・五八二

更に變更者に就いてその變更が自發的であつたか、先輩の助言命令などによつたかと云へば、男女によつて正反對の現象を示してゐる。

即ち男子にあつては助言命令が**五割五分弱**の過半數を占めてゐるに對して、女子にあつては自發的變更者が**五割四分强**の過半數を占め、助言命令によるものは男子の方が女子よりも**九分弱**多く、自發的のものは女子が男子よりも**九分弱**高率を示してゐる。(チ表)

チ　表

次に自發的變更者、助言的變更者の各〻について其の重なる理由を調べてみよう。

自發的にあつては、男女共に信徒の不結成による變更が最も多いが、男子は**一割八分强**について女子は**一割强**を示し、約**八分弱**の差がある。　經濟上、家庭の都合等は男子にあつては、夫々**四分强**を占めてゐるが、女子は經濟上によるものは**三分弱**の少數(**一分弱**)を示してゐるに對して、家庭の都合は**二分强**の多數(**七分弱**)を示して、家庭と女子との關係の濃さ

を示し、法規上の都合にあつては、女子は男子より八分弱の高率を示し、新天地開拓にあつては女子は男子より一分强多く、世人の反對、他宗派の反對に於ては、女子の方が一分弱乃至二分弱の高率を示してゐる。官憲の壓迫、素行過失に於ては何れも約一分弱女子が低いが、移住によるものにあつては、男子より女子の方が六分强の高率である。

次に先輩の助言命令によるものに就き、著しい差のあるのは、男子が女子よりも高いものは、僅に信者の不結成(女子との差七分强)素行上の過失(約二厘强)及び新天地開拓(一分弱)

リ表

	自發的		先輩助言	
	男	女	男	女
素行過失	0.77	0	0.21	0
官廳壓迫	1.93	0.95	0.21	1.13
世人反對	1.93	2.87	0.32	1.13
他宗反對	1.03	2.85	0.64	1.13
法規上	2.70	10.47	1.49	2.25
信徒不出來	17.59	10.47	9.55	3.38
新天地開拓	2.44	0.97	0.74	0
家庭都合	4.36	6.67	1.59	6.74
移住	1.28	7.62	0.21	1.13
歸鄉			0.11	6.74
經濟上	4.36	0.95		
知人親戚			3.29	4.49

位であるが、女子が男子よりも高率を示してゐるものには、歸郷(男子の率との差七分弱)家庭上の都合(五分强)知人親戚あるため(一分强)世人の反對、官憲の壓迫、法規上の不許可及び移轉によるもの(各一分弱)で、他宗派の反對は男子との差僅に五厘の多數である。(リ表)

次に回答者の傳道經驗に於て、彼が獨力で傳道を進めたか又は、同輩と協力したものか或は先輩が努力して基き得た地盤を引繼いだものか、又は完成されてゐる敎團又は地盤の一

ヌ表

			報告總數	不明及無記載	回答總數	獨力	協力	引繼	分割	其他
内地	創立者	男	7,733	1,680	6,0[illegible]3	3,95[illegible]	72[illegible]	1,128	243	
		女	1,316	300	1,016	720	9[illegible]	143	54	
海外	創立者	男	100	32	68	47	14	6	1	
		女	31	8	23	16	3	4		
計		男	7,833	1,712	6,121	4,000	739	1,134	244	4
		女	1,347	308	1,039	736	102	147	54	
總計			9,180	2,020	7,160	4,736	841	1,281	298	4
百分比					100	6.615	11.74	17.89	4.16	0.05
			100	22.00	78.00					
百分比		男			100	65.35	12.07	18.53	3.99	0.06
		女			100	70.84	9.82	14.15	5.19	0

部を分割されたものかにつき、男女による特徴を求めたるも大した結果をも得なかつた。

（ヌ表）

ヌ表によつて强いて其の差違をもとむれば、「獨立」に於ては女子は男子よりも六分弱の高率を示してゐるにすぎず「協力」「引繼」に於ては何れも男子の方が二分乃至四分の高率を示してゐる。尚「分割」に於て男子より女子の方が些少高率を示してゐるが、之は女子傳道上の傾向の一班を窺ふものとも言へよう。

次に回答者の言葉を引用して參考に供す。

分割の例

（山名、宣、六〇、創男）「當宣敎所々在地には從前上級敎會設樂宣敎所設置しありしが、大正十五年二月六日、豐橋市花田町に移轉御認可ありしかば、その所在地跡に上級敎會長及信徒一同の決議にて上級敎會の信徒の分讓をなし、當宣敎所所屬となし、宣敎所を設立するに至る」

（河原町、宣、二四九、創女）「現在地は早くより親敎會の信徒相當あり。大正十四年敎祖四十年祭の倍加運動に依り、親敎會より分離設立せしものなり」

協力の例

（船場、宣、八四、創女）「長男の嫁別科入學中、日之寄進の際打撲傷を受け、腦震盪を起し、重患なりしが、教會新設の心を定めて神樣に御誓ひせし所、忽ち御守護を頂き、嫁が別科卒業後共に倶に力を併せ布教に熱中したり、幸ひ白熱的信仰は意外の神祐を蒙り、僅かの期間に多くの信徒を結成さして頂き、終に大正十二年二月六日、御本部の認可を頂き直ちに地方廳に申請し同年三月十五日附認可せられたり」

引繼の例

（湖東、支、四、後男）「第一の布教地は教會長の命を受けて先輩の布教地を引繼ぐ。同布教地を引揚ぐるにあたり、同地の平田某に讓りて少々遠方の信者のない所で修行せんと思ひ、自的發に第二の布教地に赴きたり。當地に於いて靈救に浴する人々段々多くなりしが、親教會長老衰の故を以て辭任するに及び、是非その後任にとの先輩の命により、該地を弟に讓りて教會に歸り引繼して後任者となれり」

合併の例

（敷島、宣、二五、創男）「當地方は明和支教會の直轄にて最初明治三十六年九月高市郡八木町に集談所を設け、古川嘉次郎布教をなし、明治三十七年一月古川歸國せしに付、同年四月より東田春藏古川に代りて來り布教するに及んで、中村とよ、中村その姉妹熱

心に布教をなし信徒益々增加しつゝありし處、同郡鴨公村大字縄手に、同じ明和の直轄信徒を以て集談所を設け、前川ツネ布教をなし居り、此方も日增に信徒增加しつゝありしに、明治四十二年二月上級教會の命によりて、八木集談所と縄手集談所と合併して教會を設置せよとの御言葉に依り、兩集談所の熱心なる人々協議したるに話まとまり、愈々教會設置することになりたり」

次に傳道費の出所について調べてみるに、傳道費及設立費ともに信徒の喜捨が男女何れもその半數は過半を占めてゐるが、兩性に於ける比率を比較する時、家族の勞働、後援者の二項が女性において男性よりも二倍乃至三倍の高率を示し、財產あるため職業の傍の項は男性よりも稍々低下してゐるのを見る。而して借財にありては比較にならぬ位男性より寡きは常識上直ちに首肯出來る事柄であつて、これは傳道設立の兩者において同じ傾向を示してゐるのである。(第二十七、二十八表參照)

而して今、第一期傳道の完成年數に付き、表を調ぶるに(第二十三表參照)男性の二、三、五、四年の順なるに對し、女性は三、一、二、四、年の順を示してゐる。

卽ち男性にありては、一二・三%まで第二年に完成するに對して、女性にありては、その一一・六%が、第三年に完成するもので、男性の完成より多少遲れ勝であるは、女性に對する

今日迄の社會意識よりして已むを得ない事である。

又第一期傳道完成の時代につき、男女別の差を示すと(ル表)

ル表

	回答數	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期	第八期
男	六、八六三	二	一、〇七五	六八一	六四四	四五七	五一三	三、二八六	二〇五
比	一〇〇		一五・六六四	九・九二三	九・三八四	六・六五九	七・四七八	四七・八八〇	二・九八七
女	一、一五六	〇	三一	三七	五九	五八	八二	七八八	一〇一
比	一〇〇	〇	二・六八二	三・二〇〇	五・一〇四	五・〇一七	七・〇九四	六八・一六六	八・七三七

男子にあつては、第一位は第七期の四割八分弱、女子も同期の六割八分强で、唯率の開きはあるにしても何れも第七期が第一位をしめてゐるが、第二位以下になると、男子にあつては、第二期(一割六分弱)第三期(一割弱)第四期(九分强)第六期(七分强)第五期(七分弱)第八期(三分弱)の順位であるが、女子にあつては、殆ど正反對の順位を示し、第八期(九分弱)第六期(七分强)第四期(五分强)第五期(五分强)第三期(三分强)第二期(三分弱)であつて、漸次年と共に女子傳道者の増加する事がうかゞはれる。

最後に傳道過程中に於て社會及環境より受けたる態度について男女各々を比較してみるに、云ふまでもなくその傳道者が男子なるか、女子なるかによりて、自づと異なるものがあるであらう。特に今日迄の如き社會制度の下にあつては、女性に於ける束縛は男子に對するものよりも數多いものである。夫の意志による妻たるものゝ信仰の自由又は傳道行爲の束縛の如きは其の最たるものであらうし、又夫妻が信仰を異にするために、又は假令信仰を同じくするも程度に差異あるため或は立場を異にするために生ずる家庭の悲劇は實に屢々耳にする所である。教祖傳のつたへる所によれば、御教祖の施與の行に對する夫善兵衞氏の一家の戸主としての苦しみは或は刀劍を用ひられ、或は教祖自ら投身の擧に出でようとせられたのである。これ獨り教祖のみならず、その「ひながた」をふむ天理教傳道者の中にも、かくの如き類似の例は間々ありと云へよう。

夫親の權が女性に對して、優位にあるばかりではない。四圍の社會慣習は女性は家にあつて事へるを以て淑となし、家を外に歩く女性を良くは云はないものである。特に都會地は別としても、生國をはなれて他地方に出で傳道に從事した女性傳道者にありては、男性傳道者の經驗し得ざる、迫害非難を受けた事も考へられ得る處である。

併し乍ら、女性傳道者は男性傳道者に比べて必ず常に不遇の地位にありとは斷言出來

ない。女性なるがために許される種々の便宜及び同情は、その傳道過程の上に相當力強い助力であることも想像される事柄である。

第二節 年齡

教義上の傳道者としての資格である「おさづけ」を授かつた時の年齡如何、その男女の間に差ありや否やにつき、チ表によつて調べると

男子にあつては、二十代の四割五分弱が最も多く、次で卅代の二割九分弱、四十代の一割六分強、五十代の五分強、十代の四分弱の順位であるが、女子にあつては、卅代が第一位で、三割三分強、他は男子と殆ど變らず二十代の二割八分弱、四十代の二割六分強、五十代の一割弱、十代の二分強を示してゐる。又六十以上になつて「おさづけ」を授かつた人は、男女共に同率の一割強である。

又これを十年を一單位として比較してみるに、二十才より二十九才まで即ち二十代に於ける合計に對する比率は、男子四割五分弱に對し、女子は二割八分弱となり、三十代においては男子二割九分弱に對し、女子三割三分を示し、四十代は男子一割六分弱、女子二割六

ヲ表

投訓／年齢		十二歳	十五歳	十六歳	十七歳	十八歳	十九歳	二十歳	二十一歳	二十二歳	二十三歳	二十四歳	二十五歳	二十六歳	二十七歳
男	回答數 10,468ヲ 100トシテ	0.01	0.02	0.04	0.31	1.09	2.24	3.77	4.91	5.70	4.86	4.92	4.48	4.17	4.77
		3.71						44.55							
女	回答數 1,735ヲ 100トシテ	—	—	0.06	0.17	0.63	1.62	2.71	2.91	2.42	2.88	2.65	2.59	2.48	2.82
		2.48						27.77							

二十八歳	二十九歳	三十歳	三十一歳	三十二歳	三十三歳	三十四歳	三十五歳	三十六歳	三十七歳	三十八歳	三十九歳	四十歳	四十一歳	四十二歳	四十三歳	四十四歳
3.67	3.30	3.45	3.68	3.40	2.99	2.94	2.28	2.62	2.92	2.35	2.12	2.03	2.19	2.04	1.77	1.60
		28.75														
2.65	3.63	4.32	2.71	2.82	4.32	2.25	3.52	3.52	3.63	2.82	3.23	3.63	3.05	3.40	2.36	2.65
		33.14														

四十五歳	四十六歳	四十七歳	四十八歳	四十九歳	五十歳	五十一歳	五十二歳	五十三歳	五十四歳	五十五歳	五十六歳	五十七歳	五十八歳	五十九歳	六十歳	六十一歳
1.81	1.35	1.11	1.29	0.95	0.95	0.76	0.68	0.68	0.63	0.55	0.35	0.27	0.29	0.20	0.26	0.14
16.14					5.36											
2.25	2.42	2.25	2.36	1.67	1.73	1.62	1.67	0.74	0.63	0.68	0.58	0.40	0.58	0.40	0.23	0.23
26.04					9.62											

六十二歳	六十三歳	六十四歳	六十五歳	六十六歳	六十七歳	六十八歳	六十九歳	七十歳	七十一歳	七十二歳
0.12	0.07	0.09	0.03	0.07	0.02	—	0.01	0.07	0.02	0.01
0.81										
0.17	0.11	—	—	—	0.06	—	—	—	—	—
0.80										

分弱、五十代は男子五分強に對し女子一割弱となつて、總體男子は二十代において遙かに女子を凌駕してゐるのみで、女子は三十代以後漸次男子の割合より多きを示してゐることを見るも面白い現象であらう。

更に報告者について、彼等が天理教々師として傳道布教に從事する事を公認された時、卽ち教師として補命された時の年齢は幾歳であつたか、云ひかへると、傳道者として活動開始したのは何歳の時であつたかを統計に取つてみるに、第三十三表の如き結果を得たのである。

今之を數の多寡によつて分類してみると、廿二才の四分強、廿六才、廿三才、廿七才及び廿五才の四分弱、廿一才、廿四才、廿八才、卅二才、卅一才及び卅才の三分強の如き順位となり、廿代にて傳道者となつたものが、最も多いことを示し、之に次ぐに卅代、四十代、五十代と云ふ風に、老年になつてから傳道者となつたものが、年の増加率に反して低下してゐる事を示してゐるが、而も尙、七十歳以上八十五歳迄の年齢ではじめて傳道者となつたものが三十一名も居り、廿才以下の年齢であり乍ら傳道者の資格を得たものが、三百六十一名の多きに達してゐる。勿論今日の、天理教々規及規程にては、滿二十才以下にて教師となる事を禁じてゐるから、最低年までの彼等は、此の規程以前に補命されたものである事が明かで

ある。

尚、男女によつて補命年齡に表れた差違を示すと、男子の順位は殆ど前記の順位と大差なく、廿二才、廿六才、廿三才、廿五才、廿七才、廿一才、廿四才、廿八才、卅一才及び卅才等の如く主として廿代のものが上位を占めてゐるに反して、女子の順位は卅二才、卅七才、四十五才、四十七才、四十一才、五十一才、四十九才、四十四才、五十才、四十才の如く、男子よりは平均十數年おくれて補命されてるものが多い事が現れてゐる。之は廿代又は卅代の婦人にあつては第一節に述べた如く、家庭の人として男子程自由な立場に居ないためであらう。又若い婦人の教師は近來になつてこそ激增したが、從來は男子に比して僅少であつた事等を考へれば、大體に於て四十才に一線を劃し卅九才以前は男子の率高く、四十才以後は女子は補命率の比較的に高い事が自づとわかるのである。（第三十三表參照）

第三節　傳道者の婚姻關係

大體人間の生活に於て婚姻生活が如何に主要な立場にあるか、又は婚姻が其の精神作用、或は生活に及ほす影響が如何に大であるかに就いては今更事新しく說く必要もない

であらう。即ち獨善的理想主義を捨てゝ妥協共榮的社會生活の初步を敎へるのも婚姻生活であり、論理的博愛主義の實行に因つて偏愛的我身思案におち入りやすきも婚姻生活である。而かも一度正規の婚姻生活に破れた者にあつては、過去の生活を一夜の夢として未經驗時代の純論理的理想にも安んじ得ずして、世を恨み、人を妬みて身を過る者の多い事は、常に我々の耳目に觸れる悲劇である。而してかゝる人生の變化を來す所以を尋ぬれば、一に婚姻生活の精神に及ぼせる結果であるを思ひ、之を世俗の一事象として看過する事は決して出來ない。

されぱとて婚姻生活を忌みて獨身生活を全うせんとするものあらば、若し假に全うし得たとするも稍ともすれば狹量なる獨善主義に陷り、圓滿な判斷を缺くに至るもの、其の例をあぐるに難くない。

然らば傳道者の婚姻生活は如何であるかは本節の當面の問題であるが、修業又は傳道上の便宜のため結婚生活を禁じられてゐる過去の佛敎僧侶又はカソリツク僧侶が如何なる結果に終つた者多きかを究めるまでもなく、敎理として結婚生活は、人間生活の基本である事を敎へられてゐる天理敎傳道者にとつては、結婚生活は當然であるが、前述の如く其の精神作用及び生活に及ぼす影響の大である關係上、傳道生活中の婚姻關係を調査

ワ 表

傳道當時における配偶者の有無及其の態度

		報告總數	不明及無記載	回答數	有配偶者 計	有配偶者 好意	有配偶者 反對	有配偶者 無關心	獨身者
內地	創立 男	7,733	1,616	6,117	4,732	4,126	256	350	1,385
	創立 女	1,316	416	900	368	467	157	44	232
	後任 男	272	54	218	191	185	5	1	27
	後任 女	10	2	8	6	5	1	0	2
	現任 男	2,570	876	1,694	1,147	1,036	68	43	547
	現任 女	400	145	255	187	165	18	4	68
	男計	10,575	2,546	8,029	6,070	5,347	329	394	1,959
	女計	1 726	563	1,163	861	637	176	48	302
	合計	12,301	3,109	9,192	6,931	5,984	505	442	2,231
海外	創立 男	100	32	68	65	62	3	0	3
	創立 女	31	7	24	15	10	4	1	9
	現任 男	33	5	38	15	13	1	1	13
	現任 女	15	5	10	8	5	3	0	2
	男計	133	37	96	80	75	4	1	1[illegible]
	女計	46	12	34	23	15	7	1	11
	合計	179	49	130	103	90	11	2	27
合計	男	10,708	2,583	8,125	6,150	5,422	333	395	1,975
	女	1,772	575	1,197	884	652	183	49	313
	計	12,480	3,158	9,322	7,034	6,074	516	444	2,288
百分比					100 男	88.08	5.42	6.50	
					100 女	73.98	20.44	5.58	
				100 男	75.60				24.40
				100 女	74.03				25.97
		100 男	24.12	75.88					
		100 女	32.45	67.55					
		100	25.30	74.70					

してみよう。

先づ傳道當時における配偶者の有無及び其の態度についてみるに（ワ表參照）回答者九三、二二名（報告總數の七割五分弱）中、男子にあつては、妻帶者が、七割六分弱に對して女子は七割四分強で、約二分女子方の有配偶者が少いが、先づ同等と見てもよい。更に此の有配偶者が傳道する事に對して夫なり妻なりの態度が如何であつたかを調べると、女傳道者の夫より受けた反對の方が、男子のよりも約一割五分も高率を示してゐる。此の女傳道者の受けた反對は、女子の傳道に於ける經驗を考へる上に注目に價するものである。

次に第一期傳道完成當時に於ける配偶者の有無を調べるに（カ表）有配偶者が八割一分弱に對して、獨身者一割九分強と云ふ率を示し、有配偶者の多數を示してゐる。が更に之を男女別に考へれば、女子の獨身者は三割五分強で、獨身にて第一期傳道を完成したものが男子よりも女子の方が高率である。更に有配偶者について、配偶者の傳道者に對する態度をみれば、傳道開始時代と大差なく、女傳道者が夫より受けた反對が、男傳道者の場合よりも七分弱の高率を示してゐる。

今、傳道當初と第一期の完成期との場合を比較してみるに、男子にあつては、獨身者に於て約七分減少してゐる。之は傳道中に於て結婚した者のある事を示すものであらうか。

カ　表

教會設道（就任當時）配偶者の有無及び其の態度										
			整理總數	不明無記載	回答數	有配偶者數	有配偶者			獨身者
							好意	反對	無關心	
內地	創立	男	7,733	1,562	6,171	5,245	4,806	115	324	920
		女	1,316	448	868	549	462	56	31	319
	後任	男	272	88	184	163	159	4	0	21
		女	10	3	7	4	3	1	0	3
	現任	男	2,570	1,191	1,379	1,037	979	19	39	342
		女	400	185	215	150	143	5	2	65
	男計		10,575	2,841	7,734	6,445	5,944	138	363	1,289
	女計		1,726	636	1,090	703	608	62	33	387
	合計		12,301	3,477	8,824	7,148	6,552	200	396	1,670
外地	創立	男	100	30	70	59	54	3	2	11
		女	31	9	22	18	14	2	2	4
	現任	男	33	16	17	8	8	0	0	9
		女	15	9	7	5	4	1	0	2
	男計		133	46	87	67	62	3	2	20
	女計		46	17	29	23	18	3	2	6
	合計		179	63	116	90	80	6	4	26
總計	男		10,708	2,887	7,821	6,512	6,006	141	365	1,309
	女		1,772	653	1,116	726	626	65	35	393
	計		12,480	3,540	8,940	7,238	6,632	206	400	1,702
百分比		男					92.23	2.16	5.60	
		女				100	86.23	8.95	4.82	
		計					91.62	2.85	5.52	
		男				83.26				16.74
		女			100	64.88				35.12
		計				80.96				19.04
		男		26.96	73.04					
		女	100	36.85	63.15					
		計		28.37	71.63					

之に反して女子にあつては、第一期傳道完成期に臨んで開始當時よりも獨身者が九分强増加してゐる。之は傳道中に於て夫に生別又は死別したものが多くなつたのであらうか。或は又他に理由の存するものであらうか。未結婚者と然らざる者とを一括して獨身者となしたゝめ、何れの理由による獨身者の増加であるかは、論斷する事は出來ない。

次に配偶者の態度であるが男女共に開始當時よりは、設置當時(又は後任就任當時)において反對の率が低下し好意の率が増加してゐるが、之は第一期傳道の完成期として當然の結果と見られよう。回答者の報告を次に引用して參考とする

配偶者の態度(反對、好意)

(**山名、宣、九一、創男**)「布教當時父は死亡し、二男は他郷に出でゝ働き、自分は戸主となるに至りて母及妻共に自分の道に勤むるに大反對してやまず、茲に至つて自分は遂に他郷に至りて單獨布敎をせんと欲し、無斷家出して布敎に從事す。滿二ヶ年愛知縣寶飯郡國府町に布敎し、都合上一時歸宅す。處が自分も遂に精神を倒し、金なくば信仰出來ずと信じ道をそれて十ヶ年、再び身上お手入れを受けて始めて悟り、此の時やうやく家内一同心を併せて道に精進す。故に設置當時家族好意を示し、自分も別科

卒業後教會設立のため努力したり」

（東、宣、四〇、創、女）「布教當時長男は援助したるも夫は大反對なり。されど長男身上お手入を受け、その御守護を得てより夫も喜び一致して教會設置につくしたり」

最後に、有配偶傳道者の生活の圏内に必ず生ずるは子供である。併し子供は、其の親の生活上、又は仕事の上について色々な意味で問題の中心となる場合も多い事であらう。

傳道開始當時にあつては、子供ある者五割二分强、子供ない者四割八分弱で、有子者が約五分多くなつてゐる。更に之を男女によつて考へてみると、男子の有子者五割二分弱に對して婦人の有子者は五割七分弱を占め、子供のある女傳道者の方が、男よりも五分强多數なのである。（ヨ表）

然るに第一期傳道完成期になると、總體の比は、有子者六割一分弱、無子者三割九分强となり、其間の開きは二割二分弱となり、傳道當時の開き五分弱に比べて、著しい有子者の增加を示してゐる。尙之を男女に別けて調べてみると男子は有子者六割一分强、無子者三割九分弱で、女子は有子者六割弱に無子者四割强である。（タ表）

即ち大體としては、傳道當初に於ては子供の有無は約半々であつたのが、完成期となつては、有子者六人に對する無子者四人の割となり、傳道中傳道者十名の内で一名の割にて

ヨ 表

傳道當時子供の有無

			報告總數	不明及無記載	回答總數	有	無
内地	創立者	男	7,733	1,621	6,112	3,303	2,809
		女	1,316	263	1,053	625	428
	後任者	男	272	46	226	148	78
		女	10	2	8	5	3
	現任者	男	2,570	854	1,716	709	1,007
		女	400	120	280	134	146
海外	創立者	男	100	30	70	35	35
		女	31	7	24	13	11
	現任者	男	33	5	28	11	17
		女	15	5	10	2	8
計		男	10,708	2,556	8,152	4,206	3,946
		女	1,772	397	1,375	779	596
總計			12,480	3,953	9,527	4,985	4,542
百分比					100	52.32	47.68
					男計 100	51.59	48.41
					女計 100	56.65	43.35
			100	23.66	76.34		

タ　表

就任當時子供の有無

			報告總數	不明及無記載	回答總數	有	無
內地	創立者	男	7,733	1,472	6,261	3,977	2,284
		女	1316	270	1,046	633	413
	後任者	男	272	104	158	117	51
		女	10	4	6	3	3
	現任者	男	2,570	1,197	1,373	675	698
		女	400	162	238	135	103
海外	創立者	男	100	30	70	40	30
		女	31	8	23	13	10
	現任者	男	3	13	20	6	14
		女	15	8	7	3	4
計		男	10,708	2,816	7,892	4,815	3,077
		女	1,772	452	1,320	787	533
總計			12,'80	3,268	9,212	5,602	3,610
百分比					100	60.81	39.19
					男計 100	61.01	38.99
					女計 100	59.62	40.38
			100	26.19	73.81		

子供を持つた者が增えた勘定となつてゐる。即ち大體より云へば、十名に一人の割にて獨身者を減じたのである。

更に、現在生存者のみについて調べてみると、傳道開始期にあつては、有子者四割二分强(八五六名)無子者**五割八分弱**(一、一七八名)となり、子供なきものゝ方が約一割六分高率を示し、有子者四人に對して無子者六人の割で、前述の場合と反對の結果になつてゐる。又創設者の比が、有無五五に對してみても、此の現任者が傳道開始期にあつて獨身であつたものが多い事を語るものであらう。更に第一期傳道完成期に於ては、有無者夫々五割(八一九名)となつてゐるが、之は第一期傳道中に、十人に一人の割にて有子者となつたことを示し、或は傳道中の結婚率を語るものとも思はれる。

更に現任者についてその男女による變化をみるならば、傳道當初男子の有無は、四割二分强(七二〇名)對**五割九分弱**(一、〇二四名)で、有子者四名に對して無子者六人であるに對し、女子にあつては有子者五人(四割七分弱、七七四名)對無子者五人(**五割三分强**、**五九三名**)となり、男子よりも有子者が一人多い。が完成期にあつては、男子は有子者四割九分弱(六八一名)無子者五割一分强(七一二名)で依然として子供無き者の方が多いに不拘、女子は、有子者**五割六分强**(**一三八名**)無子者**四割四分弱**(**一〇七名**)となり、十人中にて無子者を一名減じて

有子者一名を增加した比率を示してゐる。

以上は、補命年齡（本章第二節參照）に於ても明かなる如く、女子傳道者は、男子傳道者よりも平均して年齡が老けてゐる上に、一般の女子の結婚年齡は、男子よりも低い事等を考へ合すと、獨身者は女子よりも男子に多い事となり、子供のある傳道者は、男よりも女に多い事が肯定されると共に、子供を抱えた婦人の獨身傳道者のある事をも窺はれる。

更に一步進めて、子供の有る者にとり、子供の態度が如何に親達の傳道に影響してゐるであらうか。それとも全く無影響であらうか。次に一、二回答文を引用して參考とする。

子供の態度（反對）

（南海、宣、三九七、創男）「實母、妻、長男、次男と五名、長男及次男は大反對で、天理敎の如き信心をしてゐると、今にだまされて財產も何も無くなつて仕舞ふ。かゝる狐を信ずる者とは離緣するとて何回となく責立てたり。お助けに出さして頂けばその尻を追ふて病人の家を訪れ、彼は發狂してゐるから一切眞實にせぬやうにして吳れと邪魔したり」

（郡山、宣、三七九、後女）「布敎當時父母は死別し反對とも力ともならず、最初は子供も夫も反對することとなりしが、御助けに出さして頂くに付、家業に手傳ひ出來ない理由と、

信仰の深くなるに從ひ財産は天理敎に取上げられると思違ひして、夫及長男は非常に反對せり。その後夫死亡せしにより、始めて家族の者もその因緣を知り、敎會設置に關しては何の障害もなく努めさして頂けり」

第四節　概評

以上三節の結果は何を語るであらうか。次に大要をあげよう。

一、報告者の男女別については、男子が過半數を占めては居るが、之は從來は婦人が表面に出づる事少く、內助を以て其の本務と看做されてゐる風習上、傳道に於ても表面には男子が出で婦人は其の蔭に働くためではなからうか。

例へば「おさづけ」を授つてゐる者(敎徒)の男女率より云ふと、常に婦人の方が多いのである。

併し敎師として補命された者は、男子が遙かに女子を凌駕してゐるため、此の樣な割合になつたが大正時代より漸次に女子の補命が增加し、近年に至つて略同數の補命率を示すやうになつたことから考へても、此の說が肯定されよう。

二、何故に婦人教徒の數が多いかの問題になるが、(イ)「ひながた」の道を教へられた教祖が女性である事、(ロ)おぴや神様として傳道を開始された事(次章參照)(ハ)教理を「おや子」の關係でお說きになつた事、子供を思ふ親心としては、男親よりも女親の方が切實である場合が多い事等を考へる時には、婦人の教徒を增す理由も自明であらう。

三、又婦人傳道者の增加は從來內助者として、裏面にあつて活動してゐた婦人が、時代の趨勢と生活意識の變化等によつて、男子と並んで表面に進出した樣にも思へるが、元來婦人教徒が多數であるから教師となる者が增加するのは自然であるとも考へられる。

四、入信の動機より傳道過程に於ては、男女間には取り立てゝ云ふ程著しい差違も見られない。第一節に於て强いて論じた樣な結果もあり、又資料の數も男女によつてあまりにかけ離れてゐるため、不安を感ずる憾みもある。

五、年齡に關しては、婦人傳道者は男子よりおくれて傳道に從事する樣である。即ち授訓年齡にては、男子は廿代を第一位とするに反して、女子にあつては、卅代に多く、又補命年齡に於ても、男子は廿代女は卅代より四十代へと云ふ風に、一般に女子の傳道經驗は男子より約十年遲れて開始されてゐる。

六、婚姻問題については、單に配偶者の有無を標準としたのみで、過去の經驗に迄及んで

居らないため、獨身者の內には未婚者と既婚者と混つてゐる。即ち第一期傳道の終始に於ける獨身者の率は、男子にあつては、八分弱の減少を示してゐる。これは第一期傳道中に結婚したことによる獨身者の自然減少と考へられるが、女子にあつては此の反對に九分强の增加を示してゐる。之等は配偶者を失つて獨身になつた婦人傳道者の率を語るものではなからうか。

此の二種類の獨身者を區別出來なかつたのは遺憾である。

七、子供の有無については、大體に傳道開始期には、有無の比は五二―四八であるが、第一期傳道完期には六一―三九となつてゐる。これは例へば十八の傳道者について調べてみると、傳道開始の時は子供有るもの五名、無い者五名であつたが、完成期には有る者六名無い者四名と云ふ風に、最初子供の無かつた者が一人子供を得て、有る者の仲間入りをした譯となる。全體から見て傳道中に、有子者の率が九分弱を示してゐる。創設者のみ又は現任者のみに就いても此の增加率には殆ど變りはないが、唯現任者は當初四人對六人であつたのが、五人對五人となつたもので、傳道當初は有子者よりも子供ない者の方が多かつた樣である。

尙、男女別に增加率を示すと、男子は約一割、女子は三分强となり、男子の增加率は大であ

るが、これは男子の補命年齢等より考へて、傳道中に結婚する者の多い事を物語り、女子にあつては傳道開始前より結婚生活に入つてゐた者が多い事と思はれる。

参考のため現任者、及び創設者の有子者増加率を示すと、創設者は總計では**八分强**、女子の増加は僅に**一分强**、男子は**九分强**となる。

卽ち傳道開始當時既に子供のあつた婦人が多かつたのである。現任者にあつては、總計で**八分弱**、女子は**九分强**、男子は**八分强**となり、創設者に比べて現在の女傳道者は、傳道開始後子持ちになつたものゝ多い事を示してゐる。

第九章　時代的考察

天保九年十月以來今日に至る天理教傳道史につき、天理教が如何なる社會事情を背景として、どんな歩みで傳道史を描いて今日に及んだかを知るは、傳道に從事する人は勿論第三人者にとつても、天理教の今日を知る上において必要な事であり、尙且興味ある問題である。

卽ち本章に於ては敢て教義の學究的詮索にふれる事をさけ、專ら信仰の熱情と同信の協力によつて、如何なる時代に如何なる人々により、如何なる地方に傳道されたかに就いて述べるものである。

第一節　各期の傳道特徴

調査當初の分類に從ひ傳道史を假に八期に別けて、其の各期に於て如何なる人々が如

何なる社會的事情の下に傳道に從事したか、其の間の迫害の有無、其の方法、其の人々等につき詳述し、又如何にして家族信仰より教團傳道に迄進展したかに就いて述べたい考へであるが、これは一部の冊子として尙且述べきれぬ事であり、かゝる事は又今日の調査とはあまりに關係の少い歴史的研究となるにより、之を他日の研究に割愛して、本節に於ては傳道を中心とした大要のみを概説してみよう。

第一期(天保九年—明治廿年)

本期は天啓降下より教祖の御昇天迄の約五十年の間であるが、傳道を眼目として更に次の如く四期に分ける事が出來る。

一、家族信仰時代 天保九年(一八三八) 嘉永五年(一八五二)

天保九年十月(舊曆)神憑に始まる。 此の間教祖は神の示現により世道救濟の念歇み難く、私財を投じて貧者に施與せられたが世俗はこれを狐狸の類として信ぜず、唯僅かに家族が信仰した。

二、傳道の開始と近隣入信の發端時代 嘉永六年(一八五三) 文久三年(一八六三)

教祖の末子小寒女(當年十七歳)の大阪傳道に始まる。 此の間教祖の家計愈々傾き、物質的苦難其の極に達したが、靈驗隨所にあらはれ、おびや(産屋)神様の靈護に浴せんとして參

拜するもの漸く其の數を加へた。

三、迫害壓迫の抬頭時代　元治元年（一八六四）／明治十三年（一八八〇）

入信者が漸く多くなつたので參拜所の必要を生じ、元治元年所謂勤場所の建築をなした。かくて敎勢の傳播に伴ひ、近隣の寺僧神官修驗者等自家勢力の侵害せられんことを恐れ、迫害するもの相踵いで來り、官憲は庶民を迷はすの故を以て漸く壓迫干渉の擧に出たが信を奪ふに由なく、入信者は愈々增加した。こゝに於て布敎傳道及び信仰の自由を確保しようと布敎公認に對する手段を講じたが依然壓迫干渉歇まず、蒸風呂兼宿屋業の官許を得て參拜者に對する官憲の詰責に備ふる等、當時の苦心思ふべきである。この間に於て敎祖は**おふでさき**・**みかぐらうた**を執筆せられた。

四、敎團組織の發芽時代　明治十四年（一八八一）／明治二十年（一八八七）

明治十三年既に敎會組織の議起り、その前提ともいひ得べき講（初期敎團の一種）の結成を隨所に見るに至つた。この時にいたれば官憲の壓迫干渉愈々峻烈を極め、敎祖及び門弟を拘留投獄すること益々頻繁、而も潜行的傳道により敎勢伸展して、官憲の壓迫干渉は徒らに門弟信者の殉敎的熱情を昂むるに止まつた。この頃より團體參拜者漸く多く傳道線は近畿を越えて遙かに東海道關東に展開した。かゝる情勢の裡に敎祖は九十歲の

高齢を以て「一列扉開く、ころりと變るで」の豫言を最後として、明治二十年一月(舊暦)昇天せられた。

第二期、教會の設立とその創業時代 明治二十一年(一八八八)明治三十一年(一八九八)

明治二十一年漸く東京に於て神道本局に屬する教會として設置の公認をうけ、後間も無く現在地にこれを移した。こゝに於て教會規約、布教事務所規約、名稱設置請願細則を制定し、機關雜誌「道乃友」を發刊する等、組織的計畫の緒につき、教勢は益々擴張して部屬教會の設置續出し、傳道線は全國に布かれて遙かに臺灣に及んだ。この間に於ける主要なる事項として、教祖一年祭(廿一)五年祭(廿四)十年祭(廿九)祭典の執行、內務省より各府縣に對する天理教取締に關する秘密訓令の通達、及び不平分子の離脱反逆等を擧げることが出來る。

第三期、一派獨立公認準備時代 明治三十二年(一八九九)明治四十一年(一九〇八)

明治三十二年一派獨立の請願をしたが却下された。遂に五回に及んで、明治四十一年漸くその目的を達した。其の間教典を編纂し、教規規程を制定し、人材養成のため天理教校、天理中學校を設立し、更に教師養成の目的を以て天理教校別科を開設する等、鋭意內容の整備に力めた。

明治四十年本席飯降伊藏翁歸幽せられ、一時暗雲低迷の觀があつたが、明治四十一年韓國布教管理所を京城に置き、朝鮮傳道の陣容を整へた。

第四期、神殿建築準備と海外傳道の曙光時代　明治四十二年(一九〇九)明治四十五年(一九一二)

一派獨立により教內の心氣大いに更新し、こゝに年來の宿願であつた神殿建築の工事に着手すると共に、一方海外傳道の機運大いに動く。この間に於ける主要事項は養德院の開設、天理教婦人會の設立、教務支廳規程、海外布教規程の制定發布等である。

第五期、沈靜時代　大正二年(一九一三)大正五年(一九一六)

神殿の建築は既に竣成したるも、大正三年末、初代管長の歸幽あり、その悲痛の涙も未だ乾かぬ翌春、松村氏不慮の危に遭ひ未決入監の事があり、教內爲めに沈靜の氣を生じたが、かゝるうちに教祖三十年祭を迎ふ。

第六期、四十年祭前提時代　大正六年(一九一七)大正十年(一九二一)

教祖四十年祭に對する機運漸次釀成せられ、沈靜の氣は漸く晴れて、將に來らんとする活躍を思はしむべきものがある。

この時大正十年教祖四十年祭に關する諭達の發表があり、この間に於ける主要なる事項として獨立十周年記念祭典の執行、天理教青年會の設立、天理女學校の開設、天理教々會

本部財團法人の設立等を擧げることが出來る。

第七期、四十年祭活動時代（大正十一年(一九二二)　大正十五年(一九二六)）

大正十一年春全國教會長を「ぢば」に召集して、教祖四十年祭を提唱し講習會を開くに及び、教內頓に活氣を呈し、爾來感激的の活動はよく目覺しき教勢の發展を招來することを得た。而かも此の間教會の諸機關また大いに備はり、天理教々廳職制を制定して教務の管掌を明示統一し、新に教義及史料集成部を設けて教義史料の集成編纂をなし、印刷所を設けて文書傳道に備へ、海外傳道に資せんがため外國語學校を設立する等多事を極む。

第八期、祭後の經營と組織的海外傳道の企劃時代（昭和二年(一九二七)　現在）

四十年祭の機運に乘じて教勢は急激の發展を來し、教會の諸機關大いに備はれりと雖も、爾後の完成に俟つべきものまた尠しとせない。而して現時は正にそが大成を期せんがための努力經營中に屬するものと云ひ得ようか。而かも一面海外傳道は規程を改更すると共に、新に海外傳道部を教廳に增設し、更に天津、上海に傳道廳を置き、今や組織的海外傳道の第一歩を進めつゝある。

第二節　傳道線の沿革

九十餘年の天理教傳道史に於て、傳道線が如何にして擴張されたかについて、各期の特色や個人的經驗に關しては之を他日に讓り(第一節參照)單に傳道地誌として傳道線が其の地方へ這入つたのは何時であるか、又何處より伸びて來たのであるかを時代別に考慮するものであるが、本節では最初に第一期傳道を完成した傳道線を其の府縣へ先鞭をつけた傳道線となした。其の後に侵入した傳道狀態については現在活潑に傳道實績をあげてゐるものゝみを附記した。

勿論第一期傳道完成以前に於ても其の地方で傳道者が活動し、信者を結成した樣な揚合は澤山あると思はれるが、其の各々を探し出す事は到底不可能に近いことであり、且正確を期するためにも、第一期傳道の完成の最初のものを其の地方での傳道根據を確得したものと做し、其の他への最初の傳道線となしたわけである。而して其の後の傳道狀態について最初の線が順調に發達したか、又は他よりの線とどんな關係になつてゐるかを詳述する事は、傳道地誌の沿革として必要であるかも知れないが、各地方の種々な傳道線の本末及び經路を一々論ずるは、徒らに紙數を增すばかりであるから、今回は現在活潑に傳道の實績をあげてゐるものと先鞭傳道線とを比較するに止めたい。

更に地方を別けるに當り行政區劃の府縣を採用したが、例へば奈良縣の如く大和一國

を一縣とされてゐる場合は問題は無いが、福島縣の如く、岐阜縣の如く、二ヶ國又は三ヶ國を合せ、しかも其の各國の歷史なり地勢なり延いては人情氣質が色彩を異にする國々を一括されてゐる府縣にあつては府縣別に調べただけでは物足らぬ感も多いのであるが今回は種々な事情でそこまで及ぶ事が出來なかつたため、止むなく行政區劃を標準として報告するに至つた。本節及び特に次の第十章に於て或點では地方的にも纏めてみたが、充分ではないから遺憾な點が多少ある事と思ふ。豫め記して斷つておく。

尙本節は主として天理敎本部及び敎廳原簿によつて考察し、回答報告はこれを參考にしたにすぎない。これは出來るだけ萬全を期するためであつて「別表」として前者の材料と區別した。

第一期（天保九年―明治廿年）

本期の前半では天理敎の發祥地以外にはあまり傳道されず、嘉永六年に至り中山小寒女が敎祖の御命により、大阪の土地に初めて傳道された位なものである事は前節にも述べたが、後半に至つて漸次信者增加し、奈良縣、大阪府、京都府等の近府縣に講を組織して敎團生活の魁をなすものあり、更に大阪を通じて德島縣、東京府、靜岡縣等に信者の往來は漸次盛になつたが、其の筋の彈壓もあり、此の期には名義上の敎會は設置されてゐない。本

期の傳道史詳細については今回は割愛して省略する。（前節參照）

第二期（明治廿一年—明治卅一年）

本期に於ては廿一年四月神道直轄天理教會として設置認可あり、傳道信仰の公認あつて以來、第一期間に潜行的に擴張されてゐた傳道線が、俄に緊張して表面に現れ、殆ど日本全土に教會のない府縣なき有樣となつてゐる。次に本期を更に年度別にして傳道線の進展を示さう。

年度	府縣名		
明治廿一、二年	奈良縣（郡山町）	靜岡縣（袋井町）	東京府（東京市）
	大阪府（大阪市）	京都府（京都市）	德島縣（撫養町）
	兵庫縣（神戸市）	滋賀縣（柏木村）	
同　廿三年	千葉縣（勝浦町）	福井縣（雲濱村）	愛知縣（名古屋市）
同　廿四年	高知縣（高知市）	和歌山縣（新宮町）	愛媛縣（松山市）
	岡山縣（笠岡町）	三重縣（錦生村）	
同　廿五年	岐阜縣（大垣町）	埼玉縣（大澤町）	廣島縣（川南村）
	大分縣（中津町）	石川縣（金澤市）	群馬縣（玉村町）
	茨城縣（河原代村）	栃木縣（日光町）	

同　廿六年	鳥取縣（鳥取市）	神奈川縣（小田原町）	山梨縣（甲府市）
	長崎縣（佐世保村）	北海道（新十津川村）	長野縣（上郷村）
	福岡縣（木屋瀬）	山口縣（萩町）	
同　廿七年	香川縣（引田村）	鹿兒島縣（加治木町）	島根縣（濱田町）
	熊本縣（熊本市）	富山縣（高岡市）	新潟縣（高田町）
	福島縣（平町）	宮城縣（仙臺市）	山形縣（鶴岡町）
同　廿八年	青森縣（小湊村）	岩手縣（盛岡市）	佐賀縣（佐賀市）
	宮崎縣（大淀村）		
同　廿九年	秋田縣（横手町）		
同　三十年	臺灣（臺中）		

以上の表にて明かなる如く、本期に於ては沖縄縣を除く他の總ての府縣並に臺灣に迄傳道線が伸展してゐる。

尚傳道線の方向經路を明かにするため附圖**第三圖**により傳道線の伸展を示すと、ちばを中心に奈良縣內は勿論、大阪府に描かれた幾本かの傳道線が、本期の傳道の基本となつ

たもので、大阪府、奈良縣より伸ばされた傳道線は更に、靜岡、東京、京都及び德島に中心點をつくり、此の諸點より遠心的に傳道の波紋を擴張し、又飛火式に傳道されたものである。

更に傳道線の系統を年次を追つて明かにすれば、第三圖の示す樣に明治廿一年より廿二年にかけて奈良及び大阪に數個の傳道源點をつくり、大阪より別れて東京、靜岡、京都、兵庫、德島の各傳道線を伸ばし、更に京都線は滋賀への傳道を開始するに至る。其の後都會地には他より有力な傳道線も這入つて活躍してゐるが、概して云へば此の時代の中心は今日尚各地の傳道線の中心をなすと共に、其の地方でも重要な傳道力をなしてゐる。

次いで廿三年に入つては、奈良より福井傳道線を伸ばし、靜岡傳道線は千葉に一線を分派して茲に靜岡を起點とする傳道網が緖についたが、現在は千葉にあつては東京より有力な傳道線を入れ、福井にあつては京都傳道線の延長を迎へ、各併立の勢を以て進んでゐる。

廿四年に及んでは、奈良傳道線は隣縣三重及び和歌山に步を進め、今日尚確乎たる地位を占め、東京傳道線は愛媛に轉じたが、先鞭をつけたのみで現在は高知傳道線の勢力範圍にあり、更に靜岡縣は隣縣愛知にのびて順調な發達をなし、大阪線は新に高知、岡山二縣に傳道線を進める等、西は四國の三縣山陽地方の一角に及び、南は和歌山縣、東は千葉縣、北は

福井縣に及ぶに至る。

廿五年に入つては、京都傳道線は福井を經て**石川**にのび、東京傳道線は**茨城**、**埼玉**、**群馬**の諸縣に傳播し、滋賀傳道線は**栃木**に飛火して關東北部の一中心をなし、京都よりは岐阜にのび、岡山傳道線は成長して**廣島**に這入る等漸進的氣勢を示し、又新に大阪より瀨戸内海を渡つて**大分**に傳道されるに及び、茲に九州傳道の火蓋は切らる。

廿六年には、和歌山の傳道線は移民と共に**北海道**の開拓を始め、更に奈良より**山口**への新しい傳道線を描き、靜岡傳道線よりは山を越えて隣縣**長野**、**山梨**及び**神奈川**に分派されて活躍をはじめ、更に一躍して九州の西端**長崎**に現れたが後援面白からず、又滋賀傳道線よりは**福岡**に有力な傳道線を進めて、後日北九州の雄たる素地を作り、兵庫の傳道線が**鳥取**に漸進して山陰傳道の第一步を印するに及び、北は北海道より西は長崎縣に達し、日本海沿岸の三縣と奧羽六縣を餘す本州の大部分の府縣に傳道網を布くに至る。

廿七年に入りては福井傳道線は**新潟**、**富山**に伸びて、北陸諸縣に傳道の根據を得、奈良傳道線は**熊本**に進みて西南九州に雄飛する地盤を定め、靜岡傳道線よりは一擧に奧羽傳道を開始して**福島**、**宮城**、**山形**に其の據を占め、更に德島よりは**香川**傳道を始め、高知の線は**島根**に先鞭をつけ、九州の南端**鹿兒島**にも新に大阪より傳道されて本土の南端を極む。

廿八年には熊本より佐賀に伸び、高知より宮崎に傳道されて玆に九州諸縣に普く傳道網を張り、岩手、青森も靜岡よりの分派線を入れて、次いで廿九年、秋田に及んで、玆に敎團生活約十年にして沖繩を除く日本內地諸府縣に傳道網の完成を見るに至る。

更に三十年には臺灣傳道が靜岡傳道線の手によつて開始されるに及び、傳道圈は北は北海道より南は臺灣に及ぶ範圍を劃して、內地はちばを中心として求心的に充實した敎勢を示し乍ら第三期に進む。（別第五表及附圖第三圖參照）

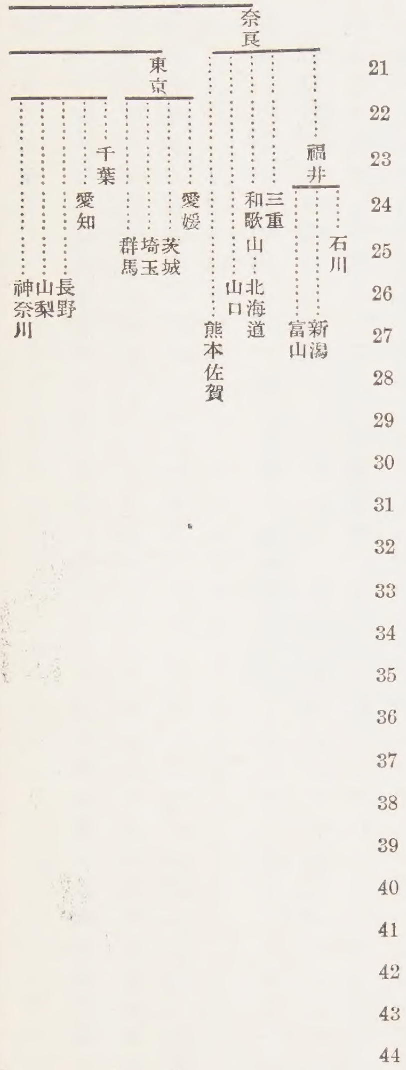

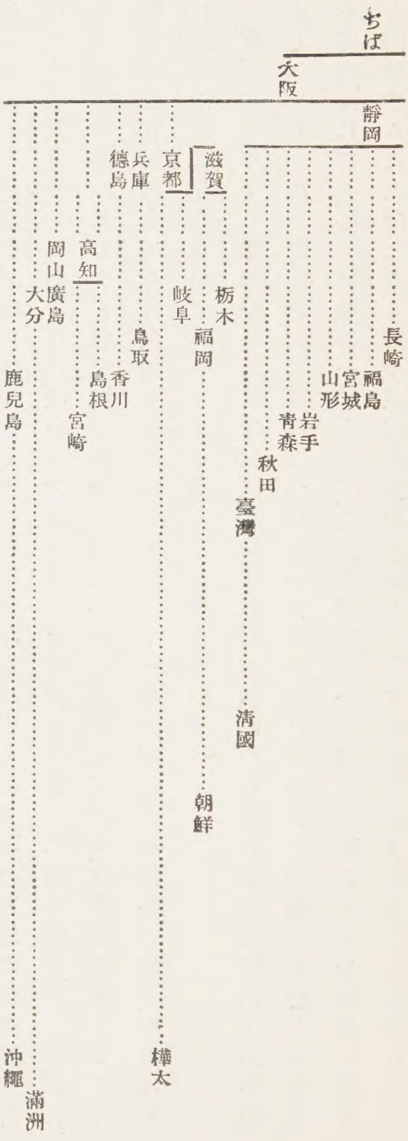

第三期より第七期に到る。

第二期は海內諸府縣に普く及ぼし、處女地として殘されたのは僅かに沖繩のみとなつたが、これ亦**第四期**に至りて樺太と同年に第一期傳道の完成者を見るに及びて（明治四十三年）第三期以後の海內の傳道は專ら膨脹期に入り、內面よりの競爭分裂或は外部よりの幾多の迫害、障害のため、反つて信仰生活の熱度を加へ着々として道をのばすに至る。卽ち別第四**表**は此年輪式擴張の結果を物語るものである。

海内各地は斯くの如く充實期に這入つたが、更に此の期内の今一つの特徴であり、又新傳道線の伸展としては海外傳道の開始である。

即ちそれは別第五表及附圖第三圖にて明かなる如く、天理教傳道史中異民族に傳道を開始した卅年の臺灣傳道線であるが、これとても國籍を異にした土地ではない。が第三期に入つては臺灣傳道線は對岸の淸國厦門に渡り(明治卅五年)玆に名實伴ふ海外傳道、異民族教化が開始され、更に卅七年になつては德島縣の福岡傳道線の一分派は韓國釜山(朝鮮)に上陸して朝鮮傳道線の緒を開き、更に四十四年には大分傳道線は南滿洲安東縣に伸びて南滿洲傳道の先鞭をつけ、次いで大正八年には香川より發した朝鮮傳道の一線が伸びて遼陽、長春、ハルピンと北滿洲の曠野を北上し終に長驅して、チタ、ウラジホストツク等露領西比利亞にまでその尖端を進めたるも、大正十一年の西比利亞撤兵の結果、今日にては此の北滿傳道線は殆どハルピンを越えては居らない。

第三期後半より第四期にかけては天理教の教勢進展につれ海外布教規程(四十三年)が成り、他は日本の國際的地位の昇格につれ青年傳道者間に所謂海外傳道の急務を唱導する聲旺んになり、其の結果の一つとして、大阪傳道線の一分派は北歐ロンドン傳道の實施を開始するに及びたるも(四十三年)後援續かずして殆ど中絕のまゝ今日に及んでゐるが、

門外漢には殆ど無謀と思はれるが如き此の壯擧を敢行して、教內青年の海外傳道熱を昂めたるは、たしかに傳道史第四期における特筆すべき事柄である。

他方厦門方面の傳道線は、傳道當初の活氣を維持しがたくして、漸次萎微して振はなくなつた。**第五期**に至つては又群馬よりの新なる傳道線が**上海**に上陸して(大正四年)更に翌年に至つては京城より**青島**に分派された山東傳道その緒につき、**第六期**に至つては更に**濟南**に進める(大正七年)等、中間支那傳道線を創設し、更に京城より**天津**に分派して(大正七年北方支那傳道線を開始す。

第七期に至つては、九州傳道線の一脈は南方はるか**シンガポール**にその尖端を現して大正十一年)南洋傳道の火蓋を切るとゝもに、一方大阪より**漢口**に傳道して(大正十五年)揚子江を遡航しつゝ微力乍らも南支那傳道線を維持する等、傳道前線漸次伸展さるゝに至る。

實に第三期以降第七期迄の約二十三年に亘つては、海內にあつては津々浦々に至るまで傳道網の及ばない所殆どなき迄に普及すると共に、更に西南方に向つて海外傳道の敎線が駸々として活動を開始するに至つた。

第八期

海內にあつては、教祖四十年祭(大正十五年)を一轉機として、俄然擴張された教團の整頓と內容充實との開始期である。

また海外にあつては、教祖の御豫言による「時旬の理」と、教內青年の輿論は海外傳道を促進し、天理外國語學校の卒業生を海外傳道者として送ると共に、組織的海外傳道は開始され、奉天、上海、天津に傳道廳を設置して夫々從來の滿洲、南部支那及び北、中間支那の各傳道線の進展を企畫し、更に鮮人傳道促進をなす。

此の組織的海外傳道は諸方に影響を見、**昭和三年**に至つては**アメリカ合衆國、カリフオルニヤ州**に居住する日本人にして天理教信者たりしものにして、彼の地に教團を結成するもの現れ、次いで傳道者として北米に渡來する者をも生じ、他面南洋廳管下にも教會設置をするものを生ずるに至る等、洋々たる大洋に向つて棹さす小舟の數を加ふ。

第三節　概　評

一、本章の調査は、今回の調査報告の材料によらず、他の原簿によつた事は、傳道調査報告の一部として、不都合であるとも云へるが、史實的事實を概說するに就いて已むを得ず、此の

方法を取つたものである。卽ち回答票中より其の地方の最古のものを取出す事は不可能ではないが、之を以て直に史實と做すは不當であらう。

二、第一節の特徴を大要に止めたのは、一は紙面の都合と一は萬全を期したいために之を他日に讓つたものであるが、大要だけにても各期の天理敎に對する社會の態度と、第二節の傳道線とを比較する時には、自づと興味をそゝるものがある。其の時代の社會の中心問題は直接天理敎に關係はせぬが時代を知るために附け加へたものである。

三、第一期傳道の完成を以て、その土地へ伸ばされた傳道線の年代と看做した事は其の土地へ開始された傳道の年代を知る上に於て物足りぬ憾みが多い。誰が何時の時代に最初に「にほひがけ」をしたか？　又その流れを汲んで其の土地に道が敷かれたか否か。最初の傳道卽ち「にほひがけ」をなした人の信仰經路は？　又性質は？　等について詳述せなければ、傳道線の沿革としての使命は果されたとは云はれないのだが、今回の材料にては之を記する事が出來ず、且他に適當な資料も見當らなかつたゝめ遺憾乍ら之を他日に割愛して、本章に於ては第一期傳道の完成期卽ち敎會設置年度を以て其の土地に於ける傳道史の第一頁と看做したものである。

四、此の沿革に於ては單にその第一歩のみを記して、その傳道線が如何にして今日まで伸

びて來たか、今日其の地方で仲展してゐる傳道線は先鞭線と同一の傳道線か、叉他の線か等につき地誌的に沿革にはあまりふれ得なかつたから、次に現在の傳道網の系路につい て補筆しておく。但しこれは主として天理教教會名稱錄(昭和五年一月調、道友社發行)を資料としたもので教會數の多寡によつた場合が多いのだから、教會數は少いが其の質は優良であると云ふ樣な地方が指摘漏れになつた場合も多少ある事と思ふ。材料の關係上已むを得んことではあるが、遺憾な次第である。

五、近畿地方にあつては、

(一)**奈良**、**大阪**、**京都**、**兵庫**、**和歌山**、**三重**及び**滋賀**の諸府縣皆順調なる伸展をなし、他地方への傳道線の重要な基點をなしてゐる。

中國、**四國地方**にあつては

(一)太平洋岸の**高知**、及び**德島**、內海岸では**香川**、**岡山**及び**廣島**、日本海岸の**鳥取**は何れも最初の傳道線を主要な傳道力としてゐるが、

(二)**山口**の傳道は靜岡、德島よりの新線が延びて奈良よりの傳道線と並行し、**鳥取**は兵庫奈良の各傳道線を入れて並立の關係にあり、

(三)叉遠く東京より最初の道を傳へた**愛媛**の現狀は、**隣縣高知**よりの有力な傳道力のた

め其の主位を讓る。

東海方面にあつては、

(一)**靜岡**獨り舊勢力を伸展するのみで、

(二)**愛知**にあつては新に滋賀、和歌山より傳道線を入れて何れも靜岡線と並行し、岐阜にあつては、**隣縣**滋賀よりの一線加はつて京都線と競ふ。

中仙道にあつては、

(一)**山梨**、何れも遲足乍ら順調な歩みを續け、

北陸地方にあつては、

(一)**福井**、**石川**及び富山の三縣何れも京都よりの傳道を受入れて、奈良線と並んで進み

(二)**新潟**も亦滋賀傳道線が進入して先入傳道線を凌がん勢を示す。

關東地方に於ては、

(一)最初の傳道線を順調に延長してゆくものに、**東京**、**埼玉**、**群馬**及び**栃木**の府縣あり、

(二)**神奈川**には、滋賀、東京よりの傳道線が伸びて靜岡線を凌駕し、

(三)**千葉**にあつては東京より、**茨城**にあつては滋賀、靜岡より夫々新傳道線を加へて、舊線と並行してゐる。

奥羽地方に於て、

（一）最初よりの順調な伸展を示してゐるのは、**福島**、**宮城**の二縣にすぎず、

（二）**青森**、**岩手**の二縣は何れも滋賀、奈良の二傳道線を受入れて先鞭線と並行し、

（三）**山形**、**秋田**の二縣にあつては何れも滋賀線、京都―滋賀線の傳道のため、靜岡線は雌伏の狀態である。

九州地方に於ては、

（一）先鞭線を伸長させてゐるのは福岡及び**熊本**にすぎず、

（二）**長崎**の如きは態本、奈良より有力な傳道線を入れて靜岡線を凌ぎ、

（三）他の**大分**（大阪、福岡、高知）**佐賀**（福岡、熊本）**宮崎**（高知、德島、兵庫）**鹿兒島**（大阪、和歌山）及び**沖繩**（大阪、熊本）は何れも括弧內の傳道線が並行又は對峙の關係にあり。

北海道地方では、

（三）**和歌山**の先鞭に次いで、滋賀、京都、兵庫、德島及び奈良の諸線入り、並行して迅速な活動をなす。

樺太は、

（三）京都線に加へて滋賀、靜岡の線も入つてゐる。

以上に於て大體を盡したのであるが、之を總括して數量を示すと、左表となる。
(1)傳道開始以來同一傳道線が順調に伸展してゐる府縣…………二五　五二・〇八%
(2)最初の傳道線以外に有力な傳道線を入れて並行せる府縣…一八　三七・五〇%
(3)後來の傳道線のために壓倒され先鞭者の雌伏せるもの…………五　一〇・四二%
之によつて見ると、先鞭をつけた傳道線の過半數は今尙其の地方にあつて活潑な活動をなしてゐる事が窺はれる。

六、第一期時代の傳道は第一節で概述した樣に、潜行的傳道が力強く近國は勿論、東海關東及び四國等の地方へまで波及したのであるが、公然と敎會となつて表面へ出たのは第二期の初年である。されば明治廿一、二年の傳道線は、第一期時代中に結成されてゐた幾多の講が地方的に合體して敎會となつた場合が多いため、第二期以降の如く、或特定の傳道者を中心に結成された數會設置と少々其の趣を異にしてゐる。

言ひ換へると明治廿一年四月に神道直轄天理敎會として傳道布敎の公認を得たので其の冬より翌春にかけて各地に潜在してゐた講社が部下敎會として表面に進出したのである。

七、奈良を中心に遠心的、年輪的に傳道線を伸ばしてゐる事を述べたが、其の內傳道線の基

點としての大阪、靜岡、東京、京都等の活動は注目に價する。

即ち奈良を基點とした傳道線は大阪(第一期)福井(23)和歌山、三重(24)山口(26)熊本(27)の六傳道線で、大阪を基點とするものは、東京(第一期)靜岡(第一期)兵庫(第一期)京都(第一期)德島(22)高知(24)岡山(24)大分(25)鹿兒島(27)の九線を出し又各所で皆有力なる基點となつてゐる。就中靜岡の如きは東海、中仙、奥羽、臺灣の各地方に及び關東、九州地方の一部並に厦門にまで十四本の開拓的傳道線を進め、東京基點は關東地方にひろがり、京都よりは、北陸地方を通つて裏奥羽に伸びる等、何れも特色ある傳道線を描いてゐる。

八、第三期以後の海外傳道についてみるに、厦門傳道、ロンドン傳道等の如く主として異民族間の傳道布敎を目論んだものもあるが、何れも其の結果を全うせず、唯海外にある日本人間における海外傳道のみが、今日に道を續けてゐる樣である。滿洲、朝鮮、臺灣の大部分等此の例の海外傳道である。

九、第八期は現在を含むもので時代として說く事は出來ない。唯第七期を劃した殘餘の數年を論じたものである。

十、第二節は、次章地理的考察へ入れてもよい節であるが、傳道網が年と共に如何に變化するかを主眼として本章に入れたものである。

第十章　地理的考察

天理敎傳道者は、何れの地方出身の人々が多いか、又各府縣の人口との割合は如何になつてゐるか、何處から現在地(傳道地)へ移住してゐるか、等の諸問題に就いて本章は調べるのである。元來傳道には信仰の熱情が主要な條件ではあるが、併し又直接信心に關係なくとも其の生れつきの氣風、周圍の事情等は、間接に傳道者の生活に影響するものであるから、玆に三節に別けてこれを調査するも必ずしも無意味ではあるまい。

第一節　出身地　(第二表參照)

天理敎傳道者は如何なる地方の人々であるかと云ふ問題に對して、次の表は海外諸國人を除いては、傳道線の及ぶ限り、其の地方出身の傳道者が多かれ少かれ活躍してゐる事を物語つてゐる。

今、報告總數一二、四八〇名より採用不能者を除いた一二、一九九名(總數の九七・七五%)に就いて、數量の多少により府縣別に示せば、次の様な順位となる。

	(府縣)	(員數)	(百分比)
1	兵庫	一、一七二名	九・六一%
2	大阪	八九〇名	七・三〇%
3	奈良	七〇一名	五・七五%
4	徳島	五三七名	四・四〇%
5	三重	五一一名	四・一九%
6	和歌山	四九八名	四・〇八%
7	東京	四七四名	三・八九%
8	京都	四二六名	三・四九%
9	愛知	四二四名	三・四八%
10	靜岡	四一八名	三・四三%
11	埼玉	四〇六名	三・三三%
12	岐阜	三一一名	二・五五%

13	愛媛	二九六名	二・四三%
14	福岡	二九二名	二・三九%
15	新潟	二七三名	二・二四%
16	滋賀	二五三名	二・〇七%
17	群馬	二四八名	二・〇四%
18	岡山	二四三名	一・九九%
19	廣島	二四二名	一・九八%
20	山口	二三八名	一・九五%
21	茨城	二二一名	一・八一%
22	香川	二二〇名	一・八〇%
23	長野	一九八名	一・六二%
24	千葉	一九七名	一・六二%
25	高知	一六七名	一・三七%
26	栃木	一六六名	一・三六%
27	神奈川	一六三名	一・三四%

28	大分	一五三名	一・二六%
29	福島	一四六名	一・二〇%
30	宮城	一四三名	一・一七%
31	秋田	一三九名	一・一四%
32	長崎	一三八名	一・一三%
33	鳥取	一二五名	一・〇二%
34	青森	一一九名	
35	福井	一一八名	
36	山梨	一〇九名	
37	島根	一〇五名	
38	石川	一〇二名	
39	山形	九九名	
40	熊本	九六名	
41	岩手	八四名	
42	鹿兒島	七九名	

43	佐賀	七八名
44	北海道	七四名
45	富山	六一名
46	宮崎	四四名
47	樺太	二名
48	臺灣	
49	朝鮮	
50	滿洲	
51	支那	
52	アメリカ	

此の順位によつてみれば傳道者には**兵庫縣**人が全體の約一割を占めてゐる事がうかゞはれる。次で**大阪府**(八九〇名) **奈良縣**(七〇一名) **徳島縣**(五三七名) **三重縣**(五一一名) **和歌山縣**(四九八名) **東京府**(四七四名) **京都府**(四二六名)の如き順位であるが、これにて明かな樣に、徳島縣東京府の特例はあるにしても、大凡奈良縣を中心として、其の附近の近畿諸府縣人の傳道者多き事を物語つてゐる。又徳島縣

にしても大阪との交通繁き關係よりして、早くより傳道された土地である事などを考へ合すとき肯定される所である。又、東京府が、京都府、愛知縣等よりも多數の出身者を出してゐるは、一見遠心的弘通の違例とも見えるが、陸路交通機關の發達不完全であつた場合、海上の交通は直接、東京、大阪を結んでゐた爲め早く傳道者が移入した事は前章で述べた處であり、更に東京は新興の中心首都であるため或種の傳統的信仰が薄らいでゐる等を考へ合すとき自づと諒解される事である。

次に**福島縣**（一四六名）**宮城縣**（一四三名）**秋田縣**（一三九名）**青森縣**（一一九名）**山形縣**（九九名）**岩手縣**（八四名）の奥羽諸縣、**鹿兒島縣**（七九名）**佐賀縣**（七八名）及び**宮崎縣**（四四名）**沖繩縣**等の九州地方及び**樺太**（二名）等の如きは、遠心的に波及の結果、弘通のおくれた爲めと傳統的信仰が今日尚力強き勢力をなしてゐる爲めによるもので、**福井縣**（一一八名）**石川縣**（九九名）及び**富山縣**（六一名）の如き北陸地方の如きは、特に後者の理由により傳道年代及び遠心的距離の割合に、數の上からのみ考へると遲れてゐるものと思はれる。

北海道（七四名）の如きは、次節に明かな如く、現在は傳道者の數より云へば、第四位に位する回答者數を得てゐるが、元來新しく開拓された土地である關係上、移住した人の多いため、北海道出身者として少いのは當然であらう。（前章第二節參照）

臺灣、朝鮮、滿洲、支那、アメリカ等の海外に於ては、傳道歷史淺くして其の國人の傳道者なきため(滿洲、支那、アメリカ等)によるが、併し一面には傳道者として登錄され且熱心に傳道に從事する者が多少はあり乍らも、彼等よりの報告に接せなかつた結果である。(沖繩縣臺灣、朝鮮等)

第二節　傳道者の分布　(第三表參照)

本項に於ては、傳道者の出身地の如何を問はず、如何なる土地に於て幾人の傳道者が傳道に從事してゐるかを示すものである。

イ、回答者の數、 無記載及び不明等採用不能のもの六二二名及び死亡一、五七八名を除外した一〇、二八二名につき(報告總數の八二・三七%)人數の多少により府縣別に示すと、次の如き順位となる。

	(府縣)	(員數)	(百分比)
1	大阪	一、〇一九名	九・九一%
2	兵庫	九三六名	九・一一%

3	東京	八四〇名	八・一七%
4	北海道	五六〇名	五・四五%
5	奈良	四〇三名	三・九二%
6	愛知	三八四名	三・七四%
7	和歌山	三八四名	三・七四%
8	京都	三三二名	三・二三%
9	埼玉	二九〇名	二・八二%
10	三重	二八四名	二・七六%
11	福岡	二八〇名	二・七二%
12	徳島	二六〇名	二・五三%
13	靜岡	二五三名	二・四六%
14	群馬	二二八名	二・二二%
15	廣島	二〇五名	一・九九%
16	山口	一八九名	一・八四%
17	岐阜	一八六名	一・八一%

18	愛媛	一八五名	一・八〇%
19	神奈川	一八二名	一・七七%
20	長野	一七四名	一・六九%
21	千葉	一七〇名	一・六五%
22	茨城	一六四名	一・六〇%
23	新潟	一六〇名	一・五六%
24	岡山	一五七名	一・五三%
25	栃木	一三〇名	一・二六%
26	長崎	一二九名	一・二五%
27	朝鮮	一二一名	一・一八%
28	福島	一一六名	一・一三%
29	高知	一一三名	一・一〇%
30	香川	一一一名	一・〇八%
31	滋賀	一〇九名	一・〇六%
32	秋田	一〇〇名	

33　大分　九九名
34　鳥取　九四名
35　青森　九三名
36　宮城　八九名
37　鹿児島　八一名
38　島根　七〇名
39　熊本　六七名
40　福井　六三名
41　宮崎　六三名
42　佐賀　六三名
43　岩手　六二名
44　山梨　六〇名
45　山形　五九名
46　石川　四五名
47　富山　三一名

48 滿洲　二七名
49 樺太　二五名
50 支那　二一名
51 臺灣　一二名
52 アメリカ　二名

卽ち、大阪(一〇一九名)兵庫(九三六名)東京(八四〇名)北海道(五六〇名)奈良(四〇三名)の様な順位となり、必ずしも出身地と同率には增加してゐない。第七位の東京が第三位となり、第四十四位の北海道が第四位になる等、新興都市及新開地の面影を現し、又朝鮮が一躍二十七位に進出してゐるのも注目に價し、富山縣(三一名)石川縣(四五名)が依然少數なのは、注意を要する所である。

次に全國の府縣を(1)近畿地方、(2)四國、山陽地方、(3)九州地方、(4)東海、中仙地方、(5)關東地方、(6)山陰・北陸地方、(7)奥羽地方、(8)北海道、(9)樺太、(10)朝鮮の十地方に大別して回答傳道者の分布を調べると次の様な順位となる。(別第六表參照)

(地方)	(回答者數)	(百分比)
(1) 近畿	三、四六七	三三・九三%

(5)	關東	二、〇〇四	一九・六一%
(2)	四國、山陽	一、二二〇	一一・九三%
(4)	東海、中仙	一、〇五七	一〇・三五%
(3)	九州	七八二	七・六五%
(8)	北海道	五六〇	五・四八%
(7)	奥羽	五一九	五・〇八%
(6)	山陰、北陸	四六三	四・五三%
(10)	朝鮮	一二一	一・一九%
(9)	樺太	二五	〇・二五%

これによると、近畿地方の回答が全體の三分の一を占め、次で關東地方が約二割弱、四國山陽地方が一割二分弱、東海、中仙地方が一割強、九州地方が八分弱の順となり、次いで北海道(**五・四八**)が奥・羽(**五・〇八**)山陰・北陸(**四・五三**)よりも多數を占め、朝鮮が樺太よりも多い。又**臺灣**其他の地方は本表には表さなかつたが、前記の様に少數であるから問題ではない。故に此の回答數よりすれば、山陰、北陸地方が最も少い事となる。

ロ、人口と回答者との比較、 併し乍ら徒らに回答者の數のみを以て、傳道者の多寡や傳

道の消長を論ずるわけにもゆかない。次に各府縣の人口と比較して其の密度を示すと左の表の如くなる。(但し、朝鮮其の他海外は人口不明の所もあり、本表には除外す。)

人口ニ對スル回答者ノ比率

	(府縣)	(人口)	(回答者數)	(百分比)
1	奈良	五八三、八二八	四〇三	〇・〇六九%
2	和歌山	七八七、五一一	三八四	〇・〇四八%
3	兵庫	二、四五四、六七九	九三六	〇・〇三八%
4	德島	六八九、九一四	二六〇	〇・〇三七%
5	大阪	三、〇五九、五〇二	一、〇一九	〇・〇三三%
6	三重	一、一〇七、六二九	二八四	〇・〇二八%
7	京都	一、四〇六、三八二	三三二	〇・〇二三%
8	北海道	二、四九八、六七九	五六〇	〇・〇二二%
9	埼玉	一、三九四、四六一	二九〇	〇・〇二〇%
10	鳥取	四七二、二三〇	九四	〇・〇一九%
11	群馬	一、一一八、八五八	二二八	〇・〇一九%

12	東京	四、四八五、一四四	八四〇	〇.〇一八%
13	山口	一、〇九四、五四四	一八九	〇.〇一七%
14	愛媛	一、〇九六、三六六	一八五	〇.〇一六%
15	愛知	二、三一九、四二四	三八四	〇.〇一六%
16	滋賀	六六二、四一二	一〇九	〇.〇一六%
17	高知	六八七、四七八	一一三	〇.〇一六%
18	香川	七〇〇、三〇八	一一一	〇.〇一五%
19	岐阜	一、一三二、五五七	一八六	〇.〇一五%
20	静岡	一、六七一、二六七	二五三	〇.〇一四%
21	神奈川	一、四一六、七九二	一八二	〇.〇一二%
22	福岡	二、三〇一、六六八	二八〇	〇.〇一二%
23	廣島	一、六一七、六八〇	二〇五	〇.〇一二%
24	岡山	一、二三八、四四七	一五七	〇.〇一二%
25	千葉	一、三九九、二五七	一七〇	〇.〇一二%
26	栃木	一、〇九〇、四二八	一三〇	〇.〇一一%

27	茨城	一、四〇九、〇九二	一六四	〇・〇一一%
28	青森	八一二、九七七	九三	〇・〇一一%
29	長崎	一、一六三、九四五	一二八	〇・〇一一%
30	大分	九一五、一三六	九九	〇・〇一〇%
31	秋田	九三六、四〇八	一〇〇	〇・〇一〇%
32	長野	一、六二九、二一七	一七四	〇・〇一〇%
33	福井	五九七、八九九	六三	〇・〇一〇%
34	山梨	六〇〇、六七〇	六〇	〇・〇〇九%
35	島根	七二二、四〇二	七〇	〇・〇〇九%
36	佐賀	六八四、八三一	六三	〇・〇〇九%
37	宮崎	六九一、〇九四	六三	〇・〇〇九%
38	新潟	一、八四九、八〇七	一六〇	〇・〇〇八%
39	宮城	一、〇四四、〇三六	八九	〇・〇〇八%
40	福島	一、四三七、五九六	一一六	〇・〇〇八%
41	岩手	九〇〇、九八四	六二	〇・〇〇六%

42	石川	七五〇、八五四	四五	〇・〇〇五%
43	山形	一、〇二七、二九七	五九	〇・〇〇五%
44	鹿兒島	一、四七二、一九三	八一	〇・〇〇五%
45	熊本	一、二六九、〇八六	六七	〇・〇〇五%
46	富山	七四九、二四三	三一	〇・〇〇四%
47	沖繩	五五七、六二二	〇	〇

以上の如く、第一位の奈良縣にあつては十萬人に對して、**六九人**の割合にて回答されたもので(以下同じく十萬人に對する人數)和歌山縣(**四八人**)　兵庫縣(**三八人**)　徳島縣(**三七人**)大阪府(**三三人**)　三重縣(**二八人**)　京都府(**二三人**)　北海道(**二二人**)の如き順位となる。

即ち人員數にては、第一位にあつた大阪府も、密度としては第五位となり、東京府の如きは第三位の多人數なのが、密度は第十二位(**一八人**)と云ふ稀薄さを示し第四位の北海道は第八位となる等、本表によつて見る時は、依然、ちばを中心として、遠心的に波及した結果ちばに近づくにつれて多數の傳道者が活躍してゐる事を示してゐる。

尙密度としても、少數を示してゐるのは、無回答である沖繩縣は別とし、富山縣の**四名**、熊本、鹿兒島、山形、石川諸縣の**五名**、岩手縣の**六名**、福島縣の**八名**で、此等の諸縣は、**ちば**よりの距

離遠く從つて傳道年數も淺いからではあらうが、一面傳統的信仰の今尚强固なるを示すものであらう。

更に地方別によれば次の如くなる。(別第六表參照)

(地方)	(人口)	(回答者數)	(回答者の密度)
近畿	一〇、〇六一、九四三	三、四六七	〇・〇三四%
四國、山陽	七、一二四、七三七	一、二二〇	〇・〇一七%
九州	九、〇五五、五七五	七八二	〇・〇〇九%
東海、中仙	七、三五三、一三五	一、〇五七	〇・〇一四%
關東	一二、三一四、〇三二	二、〇〇四	〇・〇一八%
山陰、北陸	五、一四二、四三五	四六三	〇・〇〇九%
奥羽	六、一五九、二九〇	五一九	〇・〇〇八%
北海道	二、四九八、六七九	五六〇	〇・〇二二%
樺太	二〇三、七五四	二五	〇・〇一一%
朝鮮	一九、五二二、九四五	一二一	〇・〇〇一%

これによると、近畿地方の密度は第一位で拾萬人に對して三十四名の率を示してゐる。

第二位は人口少い開拓地の北海道で二十二名、第三位は、關東地方の十八名、第四位は、四國、山陽地方の十七名、第五位は東海、中仙地方の十四名の順位である。而して第六位は樺太の十一名、第七位は山陰、北陸地方と九州地方とで九名、第八位が奥羽地方の八名である。即ちこの結果によれば第一位の近畿地方の密度と第二位北海道との間には、大きな距りがあるが、第二位以下はあまりの差違もなく、特に關東地方と四國地方との距りは僅に〇・〇〇一にすぎない。

ハ、教師總數と回答者との比較、　今回の回答者は教會擔任の傳道者を標準としたもので天理教傳道者の全體ではない。從つて回答者の數だけで、傳道者の密度を論ずるは、早計の嫌ひもあるから、參考のため教師數全體(第一章第二節7項參照)の密度を示さうと思ふが、先づ順序として今回の回答者が教師數の幾割に該當するかを示さう。(次表に用ひた教師數は昭和三年七月廿五日現在の調である)

教師數に對する回答者數

(府縣)	(教師數)	(回答者數)	(比率)
朝鮮	二六六	一二一	四九%
樺太	五八	二五	四三%

臺灣	三三	一二	三六%
茨城	五三四	一六四	三〇%
千葉	六〇八	一七〇	二九%
島根	三六三	七〇	二九%
北海道	一、九七七	五六〇	三二%
神奈川	六四八	一八二	二八%
福島	四一九	一一六	二七%
埼玉	一、二〇六	二九〇	二四%
群馬	九四二	二二八	二四%
東京	三、六一八	八四〇	二三%
和歌山	一、六一三	三八四	二三%
愛知	一、六四五	三八四	二三%
栃木	五五五	一三〇	二三%
鳥取	四二二	九四	二二%
富山	一三九	三一	二二%

宮城	四一三	八九	二一%
岩手	三〇〇	六二	二一%
徳島	一、二九五	二六〇	二〇%
長野	八三三	一七四	二〇%
青森	四四三	九三	二〇%
山梨	三〇〇	六〇	二〇%
廣島	一、〇六〇	二〇五	一九%
山口	九八六	一八九	一九%
兵庫	五、〇五一	九三六	一八%
京都	一、七三五	三三二	一八%
岐阜	一、〇〇三	一八七	一八%
長崎	六七九	一二八	一八%
秋田	五六四	一〇〇	一八%
山形	三一七	五九	一八%
大阪	五、九六〇	一、〇一九	一七%

	静岡	一、三七八	二五三	一七%
	新潟	九一六	一六〇	一七%
35	鹿児島	四五七	八一	一七%
	宮崎	三六〇	六三	一七%
	大分	五九三	九九	一六%
	石川	二八二	四五	一六%
	福岡	一、八〇九	二八〇	一五%
40	岡山	一、〇二九	一五七	一五%
	香川	七二七	一一一	一五%
	三重	一、九〇四	二八四	一四%
	愛媛	一、三七五	一八五	一四%
	福井	四三六	六三	一四%
45	佐賀	四三六	六三	一四%
	奈良	三、〇四三	四〇三	一三%
	高知	九二九	一一三	一二%

滋賀	九三八	一〇九	一一%
熊本	六二二	六七	一〇%
沖繩	八九	〇	〇

（同じ%のものゝ順位は不明）

此の表から云ふと回答者の密度は、朝鮮では**四割五分**に當り、最も高い率を示してゐる。而して第二位は樺太の**四割三分**強、第三位が臺灣の**三割六分**強、次が茨城の**三割**、千葉の**二割九分**の順位となり、回答率の惡い例としては、沖繩の無回答は別として、熊本の**一割**が最も惡く、滋賀の**一割一分**、高知の**一割二分**、奈良の**一割三分**、三重の**一割四分**等であるが、此の内に奈良、三重、滋賀等ぢばに近い縣が含まれてゐるのが特に目につく。大體に此の回答率より云ふと、內地よりも海外の回答率がよく、ぢばの近府縣よりも遠い府縣の方が高いと云ふ結果となり、一寸異例の樣にも思へるが、併し此の事は一教會の有する教師の密度を考へる時は、何人に一人割にて發問されたかゞ判明するから自づと解決する問題である。之を暫く二項に讓つて地方別の回答率に移る。

（地方）	（教師數）	（回答者數）	（回答者の密度）
近畿	二〇、二四四	三、四六七	一七・二三人

四國、山陽	七、四〇一	一、二二〇	一六・四八
九州	五、〇四五	七八二	一五・四九
東海、中仙	五、一六四	一、〇五七	二〇・四七
關東	八、一一一	二、〇〇四	二四・七一
山陰、北陸	二、五五八	四六三	一八・一〇
奥羽	二、四五六	五一九	二一・一三
北海道	一、九七七	五六〇	二八・三二
樺太	五八	二五	四三・一〇
朝鮮	二六六	一二一	四五・四九
臺灣	三三	一二	三六・三六

此表によるも依然、海外又は新開拓地が高率を示し、內地にあつては關東地方、奥羽地方、東海地方、中仙道等、近畿以東の回答率はよく、山陰、近畿、四國、山陽、九州と西に行くにつれて回答率が降つてゐる。

二、教會の有する教師密度　一教會には、平均幾人の教師が居るかを調べる事によつて各府縣で幾人に一人の割で發問されたかを知る事が出來る。次に示すは昭和三年五月

現在の教會數を用ひて得たる表である。

一教會の有する教師の密度

（府縣名）	（教師數）	（教會數）	（密　度）
滋賀	九三八	九一	一〇・三一
高知	九二九	九三	九・九九
沖繩	八九	九	九・八八
奈良	三、〇四三	三五二	八・六四
愛媛	一、三七五	一六三	八・四四
石川	二八二	三四	八・二九
福井	四三六	六四	六・八一
三重	一、九〇四	二八三	六・七三
岡山	一、〇二九	一五四	六・六八
福岡	一、八〇九	二七九	六・四八
熊本	六二二	九八	六・三五
靜岡	一、三七八	二一九	六・二九

滿洲	一八五	三〇	六・一七
富山	一三九	二三	六・〇四
岐阜	一、〇〇三	一六九	五・九四
兵庫	五、〇五一	八五六	五・九〇
鹿兒島	四五七	八〇	五・七一
山口	九八六	一七三	五・七〇
廣島	一、〇六〇	一九〇	五・五八
京都	一、七三五	三一三	五・五四
香川	七二七	一三三	五・四七
島根	三六三	六九	五・二六
鳥取	四二二	八〇	五・二三
大阪	五、九六〇	一、一五四	五・一六
德島	一、二九五	二五二	五・一四
山形	三一七	六二	五・一一
新潟	九一六	一八七	四・九〇

秋田	五六四	一一五	四・九〇
東京	三、六一八	七六四	四・七四
大分	五九三	一二五	四・七四
長崎	六七九	一四五	四・六八
宮崎	三六〇	七七	四・六八
和歌山	一、六一三	三四八	四・六四
佐賀	四三六	九四	四・六四
愛知	一、六四五	三七九	四・三五
山梨	三〇〇	六九	四・三五
岩手	三〇〇	七三	四・一一
群馬	九四二	二三四	四・〇三
埼玉	一、二〇六	三〇七	三・九三
宮城	四一三	一〇六	三・九〇
栃木	五五五	一四四	三・八五
福島	四一九	一〇九	三・八四

長野	八三八	二二二	三・七七
青森	四四三	一二〇	三・七〇
神奈川	六四八	一八一	三・五八
北海道	一、九七七	五七九	三・四一
千葉	六〇八	一九六	三・一〇
朝鮮	二六六	九五	二・八〇
茨城	五三四	二〇四	二・六二
臺灣	三三	一九	一・七四
樺太ハ不明			

此の表によると、滋賀は十名に一人の割にて發問された事となり、高知、沖繩は約十名に一人、奈良は約九名に一人の割となり、朝鮮にあつては約三人に一人、臺灣は二人に一人、茨城は三人に一人の割であつて、此の割から考へると、八項の率の高い所は比較的に質問された率が高い結果を示してゐる。

尙、之を地方別に考へると、次に示す樣に近畿地方及四國、山陽地方では六人に一人、九州地方、山陽地方、北陸地方は約五人半に一人、東海、中仙道地方は約五人に一人、奧羽地方は四

人强に一人、關東地方は四人に一人、北海道は約三人半に一人の割で發問された結果となる。朝鮮、臺灣等については、府縣別に述べた所であるが、海外を除いた全國の平均は、五人强に一人の割で發問した事となる。

(地方名)	(教會數)	(教師數)	(密度)
近畿	三、三九七	二〇、二四四	五・九六人
四國、山陽	一、一五八	七、四〇一	六・三九
九州	九〇七	五、〇四五	五・五六
東海、中仙	一、〇五八	五、一六四	四・八八
關東	二、〇三〇	八、一一一	四・〇〇
山陰、北陸	四五七	二、五五八	五・六〇
奥羽	五八五	二、四五六	四・二〇
北海道	五七九	一、九七七	三・四一
朝鮮	九五	二六六	二・八〇
臺灣	一九	三三	一・七四

ホ、人口と教師數との比較

更に參考のため昭和三年七月廿五日現在の傳道者數と人口を比較してみると、大略回答者の密度による順位と大同小異な結果となる。

人口に對する數師の密度

	(府縣名)	(人口)	(教師數)	(百分比)
1	奈良	五八三、八二八	三、〇四三	〇・五二%
	兵庫	二、四五四、六七九	五、〇五一	〇・二一%
	和歌山	七八七、五一一	一、六一三	〇・二一%
	大阪	三、〇五九、五〇二	五、九六〇	〇・一九%
5	德島	六八九、九一四	一、二九五	〇・一八%
	三重	一、一〇七、六二九	一、九〇四	〇・一五%
	滋賀	六六二、四一二	九三八	〇・一四%
	高知	六八七、四七八	九二九	〇・一三%
	京都	一、四〇六、三八二	一、七三五	〇・一二%
10	愛媛	一、〇九六、三六六	一、三七五	〇・一二%
	香川	七〇〇、三〇八	七二七	〇・一〇%

岡山	一、二三八、四四七	一、〇二九	〇・〇九%
山口	一、〇九四、五四四	九八六	〇・〇九%
靜岡	一、六七一、二六七	一、三七八	〇・〇九%
埼玉	一、三九四、四六一	一、二〇六	〇・〇九%
岐阜	一、一三二、五五七	一、〇〇三	〇・〇九%
鳥取	四七二、二三〇	四二二	〇・〇九%
東京	四、四八五、一四四	三、六一八	〇・〇八%
群馬	一、一一八、八五八	九四二	〇・〇八%
北海道	二、四九八、六七九	一、九七七	〇・〇八%
福岡	二、三〇一、六六八	一、八〇九	〇・〇八%
愛知	二、三一九、四二四	一、六四五	〇・〇七%
福井	五九七、八九九	四三六	〇・〇七%
廣島	一、六一七、六八〇	一、〇六〇	〇・〇七%
大分	九一五、一三六	五九三	〇・〇六%
佐賀	六八四、八三一	四三六	〇・〇六%

	長崎	一、一六三、九四五	六七九	〇・〇六%
	秋田	九三六、四〇八	五六四	〇・〇六%
	長野	一、六二九、二一七	八三八	〇・〇五%
30	栃木	一、〇九〇、四二八	五五五	〇・〇五%
	青森	八一二、九七七	四四三	〇・〇五%
	宮崎	六九一、〇九四	三六〇	〇・〇五%
	島根	七二二、四〇二	三六三	〇・〇五%
	新潟	一、八四九、八〇七	九一六	〇・〇五%
35	神奈川	一、四一六、七九二	六四八	〇・〇五%
	熊本	一、二六九、〇八六	六二二	〇・〇五%
	山梨	六〇〇、六七〇	三〇〇	〇・〇五%
	千葉	一、三九九、二五七	六〇八	〇・〇四%
	宮城	一、〇四四、〇三六	四一三	〇・〇四%
40	茨城	一、四〇九、〇九二	五三四	〇・〇四%
	石川	七五〇、八五四	二八二	〇・〇四%

	鹿兒島	一、四七二、一九三	四五七	〇・〇三%
	山形	一、〇二七、二九七	三一七	〇・〇三%
	岩手	九〇〇、九八四	三〇〇	〇・〇三%
45	福島	一、四三七、五九六	四一九	〇・〇三%
	樺太	二〇三、七五四	五八	〇・〇三%
	富山	七四九、二四三	一三九	〇・〇二%
	沖繩	五五七、六二二	八九	〇・〇二%
	朝鮮	一九、五二二、九四五	二六六	〇・〇〇一%
50	臺灣	三、九九三、四〇八	三三	〇・〇〇一%

（同じ%のものゝ順位は不明）

本表によれば、奈良縣を中心とした近畿地方に多く集團し、奈良縣は一萬人に對して五二名の傳道者を有し、兵庫縣、和歌山縣にあつては二一名、大阪府は一九名、三重縣は一五名、滋賀縣は一四名、京都府は一二名の割となり、第二位は四國地方にて、德島縣の一八名、高知縣の一三名、愛媛縣の一二名、香川縣の約一〇名の順位である。

次で中國地方、中部地方、關東地方之に次ぎ、北海道、九州地方、奧羽地方の順位となるも、沖

縄、富山の兩縣は依然末位にあつて僅か二名にすぎず、奈良縣の二十五分の一の密度である。尙傳道者數の小なるを示してゐる。

更に之を地方別にすれば、

(地方名)	(人口)	(教師數)	(密度)
近畿	一〇、〇六一、九四三	二〇、二四四	〇・二〇人
四國、山陽	七、一二四、七三七	七、四〇一	〇・一〇
九州	九、〇五五、五七五	五、〇四五	〇・〇六
東海、中仙	七、三五三、一三五	五、一六四	〇・〇七
關東	一二、三一四、〇三二	八、一一一	〇・〇七
山陰、北陸	五、一四二、四三五	二、五五八	〇・〇五
奧羽	六、一五九、二九八	二、四五六	〇・〇四
北海道	二、四九八、六七九	一、九七七	〇・〇八
樺太	二〇三、七五四	五八	〇・〇三
朝鮮	一九、五二二、九四五	二六六	〇・〇〇一
臺灣		三三	

これによれば、教師の密度は近畿地方最も大にして、人口一萬に二十名の割合であり、第二位の四國、山陽地方はずつと下つて十名の割合、次で北海道の八名、東海、中仙地方及び關東地方の七名、九州地方の六名、山陰、北陸地方の五名、奥羽地方の四名と、樺太の三名と漸次に低下を示し、教師の密度は、北海道は異例として、大體に於てちばよりの距離に反比例してゐる事が云ひ得る。

第三節　出身地と傳道地との比較（第三十四表）

前二節にて傳道者の出身地及現住所を調べたが、本節に於ては如何なる土地の人が如何なる所にて傳道に從事してゐるかに就いて調べようと思ふ。

第二節の現存者の數一〇、二八〇名より得た第三十四表につき如何なる府縣の出身者が、最も移住の率が高いかを調査すれば次の表に示す樣な結果となる。（括孤內は其の府縣出身者全體に對する府縣外へ移住した人の百分比を示す）

移住者總數　　出身者ニ對スル％

滋賀	一三二名	五九・七%
富山	三三名	五四・一%
石川	四二名	五二・五%
福井	四八名	五〇・〇%
奈良	三二六名	四八・五%
山形	四二名	四七・八%
香川	八七名	四二・四%
岡山	七九名	四一・六%
徳島	一七八名	四一・五%
大分	五三名	四一・四%
三重	一八四名	四一・三%
宮城	五二名	四一・二%
廣島	八六名	四一・二%
山梨	三四名	四〇・五%
岐阜	一〇七名	三九・六%

神奈川	五四名	三九・一%
佐賀	二八名	三八・九%
熊本	三一名	三八・一%
岩手	三〇名	三七・五%
新潟	八六名	三七・二%
靜岡	一二二名	三六・六%
島根	三二名	三五・五%
京都	一一七名	三五・三%
愛知	一二五名	三三・九%
鳥取	三五名	三三・七%
秋田	三八名	三三・六%
愛媛	八四名	三三・六%
山口	六九名	三二・七%
長崎	四一名	三二・〇%
千葉	五三名	三〇・六%

和歌山	一三六名	三〇・三%
青森	三五名	二九・四%
埼玉	一〇二名	二八・三%
栃木	四二名	二八・二%
大阪	一八九名	二七・二%
茨城	五一名	二五・九%
宮崎	一一名	二四・四%
福岡	五三名	二三・八%
兵庫	二一〇名	二二・六%
鹿兒島	一九名	二一・七%
東京	七五名	二一・一%
福島	二四名	一九・三%
群馬	四四名	一九・三%
長野	二九名	一七・〇%
高知	二一名	一六・七%

北海道　　六名　　八、五七％
樺太　　〇　　〇

の如き順位となり、滋賀(六割弱)、富山(五割四分强)、石川(五割三分弱)、福井(五割)四縣の出身者の過半數は縣外傳道に從事してゐるものであり、奈良、富山兩縣にあつては殆ど半數近い人が縣外に傳道してゐる事を物語つてゐる。其他の府縣にあつても、四割强以上の縣外傳道者を出してゐるものゝ八縣、三割代のもの十七府縣、二割代のもの十府縣にてあまり移住してゐないものには、長野の一割七分、高知の一割七分弱、北海道の九分弱等である。

然らばかくも多數の縣外傳道者は、如何に混合してゐるかをみれば

三重は和歌山(二八名)東京(二六名)愛知(二三名)大阪(一八名)兵庫(一四名)北海道(八名)等の**三十五府縣**へ傳道者を送り

奈良は大阪(一五三名)北海道(二五名)和歌山(二二名)東京(一六名)兵庫(一五名)京都(一三名)等の**三十三府縣**へ

滋賀は京都(二三名)大阪(一八名)東京(一六名)北海道(七名)岐阜(六名)等**三十一府縣**へ

大阪よりは兵庫(五六名)東京(四一名)奈良(一七名)和歌山(一四名)京都(八名)岡山(六名)朝鮮(六

名)香川(五名)廣島(四名)愛媛(四名)等二十八府縣へ

德島よりは北海道(六八名)大阪(二五名)兵庫(二四名)東京(八名)宮崎(八名)山口(七名)福岡(六名)等二十五府縣へ

和歌山よりは大阪(四八名)兵庫(一三名)東京(十一名)北海道(八名)靜岡(八名)宮崎(八名)奈良(六名)廣島(五名)等二十四府縣へ

兵庫よりは大阪(八二名)京都(二二名)北海道(一九名)東京(一九名)鳥取(一三名)岡山(一〇名)山口(八名)朝鮮(八名)等二十三府縣へ

靜岡よりは東京(三五名)愛知(二五名)神奈川(一二名)山梨(七名)千葉(六名)秋田(五名)等二十三府縣へ

東京よりは神奈川(二八名)埼玉(七名)大阪(六名)北海道(四名)千葉(四名)靜岡(三名)兵庫(三名)等二十一府縣へ

山口よりは福岡(二二名)朝鮮(九名)大阪(七名)長崎(五名)廣島(四名)等二十府縣へ

岡山よりは廣島(一八名)大阪(一六名)兵庫(一二名)朝鮮(七名)東京(四名)等二十府縣へ

京都よりは大阪(三二名)兵庫(二一名)東京(一六名)北海道(八名)滋賀(八名)奈良(七名)等十九府縣へ

廣島よりは大阪(二一五名)兵庫(一一〇名)福岡(一〇名)北海道(七名)岡山(七名)滿洲(五名)等、十九府縣へ
岐阜よりは愛知(三一二名)東京(二一一名)北海道(一七名)長野(五名)大阪(五名)等十九府縣へ
新潟よりは北海道(三一二名)東京(二一〇名)群馬(一〇名)神奈川(四名)等十八府縣へ
愛媛よりは北海道(一三名)廣島(一三名)大阪(一〇名)東京(七名)福岡(七名)朝鮮(七名)等十七府縣へ
香川よりは北海道(二一〇名)京都(一九名)朝鮮(一〇名)兵庫(九名)等十六府縣へ
愛知よりは東京(二一五名)北海道(一八名)靜岡(八名)岐阜(八名)大阪(五名)等十六府縣へ
長崎よりは福岡(一〇名)朝鮮(九名)佐賀(三名)滿洲(三名)北海道、東京(各二名)等十五府縣へ
福岡よりは朝鮮(一一名)佐賀(八名)宮崎(六名)熊本(五名)大阪(四名)等十五府縣へ
神奈川よりは東京(二三名)北海道(九名)千葉(五名)靜岡(五名)樺太(二名)等十四府縣へ
石川よりは北海道(一〇名)東京(九名)福井(五名)大阪(五名)愛知(三名)等十三府縣へ
大分よりは福岡(二三名)朝鮮(一〇名)滿洲(四名)岡山(二名)廣島(二名)等十三府縣へ
島根よりは山口(五名)大阪(四名)廣島(四名)北海道(三名)鳥取(三名)等十三府縣へ
茨城よりは東京(二九名)千葉(九名)栃木(三名)北海道(一名)等十三府縣へ

群馬よりは東京(二二名)埼玉(五名)神奈川(三名)長野(二名)奈良(二名)等十三府縣へ
福井よりは大阪(一二名)北海道(九名)京都(六名)東京(五名)石川(五名)等十二府縣へ
熊本よりは鹿兒島(九名)長崎(六名)支那(四名)兵庫(三名)福岡(三名)等十二府縣へ
栃木よりは東京(二一名)福島(四名)群馬(四名)北海道(二名)朝鮮(二名)等十二府縣へ
宮城よりは北海道(三二名)岩手(五名)東京(五名)靜岡樺太(一名)等十一府縣へ
佐賀よりは福岡(六名)東京(五名)長崎(四名)北海道(三名)朝鮮(三名)等十一府縣へ
埼玉よりは東京(六五名)群馬(一四名)北海道(八名)神奈川(四名)愛知(三名)等十一府縣へ
高知よりは北海道(五名)愛媛(四名)大分(三名)兵庫(二名)等十一府縣へ
福島よりは東京(一一名)北海道(四名)朝鮮(二名)等十府縣へ
山梨よりは東京(一三名)北海道(六名)神奈川(六名)長野(三名)等九府縣へ
鳥取よりは大阪(一三名)北海道(八名)兵庫(五名)島根(三名)等九府縣へ
秋田よりは北海道(二八名)青森(二名)東京(二名)等九府縣へ
千葉よりは東京(三六名)茨城(五名)神奈川(五名)北海道(三名)等九府縣へ
鹿兒島よりは、東京(四名)大阪(四名)兵庫(二名)等八府縣へ
長野よりは東京(一三名)北海道(七名)新潟(三名)群馬(二名)等八府縣へ

山形よりは北海道(一七名)東京(八名)秋田(三名)等**七府縣**へ
宮崎よりは鹿兒島(四名)神奈川(二名)福岡(二名)等**六府縣**へ
富山よりは北海道(一七名)大阪(七名)東京(五名)等**五府縣**へ
岩手よりは北海道(一一名)宮城(四名)等**五府縣**へ
北海道よりは樺太(二名)青森(一名)等**五府縣**へ
青森よりは北海道(一八名)岩手(三名)樺太(二名)東京(二名)の**四府縣**へ

夫々傳道者を送つてゐる。(北海道、朝鮮をも煩雜を避けるために一縣として表記した)
以上の移住狀態を見れば、主として近隣府縣への移住多きことが第一に目立つ所であり、次には、東京、大阪の都會への集合であるが、これも概して云へば、其の近隣府縣よりの移住者が多く、更に開拓傳道者として北海道其の他へ行つてゐる人も多い樣に思はれる點も相當にある。

次に現住地によつて、他府縣より移住して來てゐる者は何人程あるかを調べ高率の府縣よりならべると次の如くなる。

(府縣名)	(移住者數)	(移住者出身縣數)	(移住者ノ全現住者ニ對スル%)
樺太	二四名	19	九六、〇%

北海道	四九六名	42	八八・六%
東京	五六〇名	43	六六・六%
神奈川	九八名	26	五三・八%
大阪	五一四名	32	五〇・四%
宮崎	二九名	11	四六・〇%
廣島	八二名	19	四〇・〇%
福岡	一一〇名	21	三九・三%
京都	一一八名	21	三五・五%
鹿兒島	二七名	8	三三・三%
長崎	四二名	16	三二・五%
佐賀	一九名	8	三〇・一%
千葉	五〇名	17	二九・四%
岡山	四六名	15	二九・三%
熊本	一五名	8	二八・八%
鳥取	二五名	8	二六・五%

秋田	二五名	10	二五・〇%
山口	四七名	14	二四・八%
大分	二四名	9	二四・二%
福井	一五名	8	二三・八%
兵庫	二一七名	28	二三・一%
山形	一三名	7	二二・〇%
奈良	八四名	17	二〇・八%
香川	二二名	12	一九・八%
岩手	一二名	6	一九・三%
群馬	四四名	13	一九・三%
滋賀	二〇名	7	一八・七%
和歌山	七一名	10	一八・五%
長野	三二名	14	一八・四%
栃木	二三名	11	一八・一%
島根	一二名	5	一七・一%

宮城	一五名	*8*	一六・八%
山梨	一〇名	*4*	一六・六%
靜岡	四二名	*15*	一六・六%
石川	七名	*3*	一五・五%
福島	一六名	*10*	一三・八%
愛知	五一名	*16*	一三・三%
岐阜	二三名	*8*	一二・三%
茨城	一八名	*10*	一〇・九%
埼玉	三一名	*13*	一〇・七%
愛媛	一九名	*9*	一〇・二%
青森	九名	*7*	九・六七%
新潟	一五名	*11*	九・三七%
三重	二三名	*11*	八・〇四%
高知	八名	*6*	七・〇八%
富山	二名	*1*	六・四四%

徳　島　九名　6　三·四六%

以上の如く**樺太、北海道**の樣な新開拓地には各地よりの傳道者多く入りこみ、其の土地出身者の數を遙かに凌駕し、且その出身地も**樺太**にあつては北海道、奥羽諸縣よりのものより遠く廣島、山口、徳島、高知、香川等十九縣に及び、**北海道**にあつては徳島縣人六八名を先頭に、奥羽地方、日本海沿岸地方及び關東、近畿、四國の諸縣より九州地方に及ぶまで**四十二**府縣よりの移入者を算ふ。

又、東京(現住者に對する移住者の比、六割七分弱)神奈川(同、五割四分弱)大阪(同、五割强)の如く大都會を含む府縣には樺太、北海道に次いで他府縣よりの移入率高く且、多方面よりの傳道者を集めてゐる。東京にあつては地理的關係上埼玉(六五名)、千葉(三六名)、茨城(二九名)、等近縣出身の傳道者が多く、又大阪(四一名)靜岡(三五名)、三重(二六名)、愛知(二五名)等の東海、近畿よりの移住者も多く、新潟(二〇名)、長野(一三名)其の他の北陸地方、及び少數乍らも奥羽、四國、九州邊よりの出身者もあつて、其の數四十三府縣に及び、各地出身の傳道者を有してゐる。

神奈川にあつては、東京、靜岡、山梨等の隣府縣、其の他關東地方の出身者が多く、又三重、奈良等の近畿地方、新潟、長野の北國及び少數乍ら奥羽、四國、九州の人が入込んで、其の出身地

は二十六府縣あり、大阪にあつては(一五三名)を先頭に、兵庫、和歌山、京都の隣府縣より、近畿中國、四國の者多く、又九州、北國、奥羽の諸地方にまで及んで三十二府縣を數へてゐる。

以上の如く新開地、又は都會地にあつては、各地よりの人々が集まるよりも、其の近府縣よりの傳道者を先頭に各地からの移住者が集まつて、遠方よりの移入者の數も度外視出來ぬ狀態である。　尙前記の府縣以外に廣島(十九縣)福岡(二十一府縣)京都(二十一府縣)及び兵庫(二十八府縣)に於ても同樣の結果を示してゐる。　之に反して殘りの諸縣を見るに、その移住者は率の高低に不拘、隣府縣、近府縣の小範圍に限られてゐるもので、富山縣が僅か石川縣よりの移住者二名にて他は其の縣の出身者である等は特例である。

尙、各府縣につき、遠國との往來狀態の重なるものを記すと、秋田には靜岡縣人五名、滋賀縣人及び兵庫縣人四名あり、山形には三重縣人六名、宮城には、靜岡縣人三名、三重、奈良各縣人夫々二名、福島には靜岡縣人三名がある。　がこれは第九章に述べた樣に、最初の奥羽への傳道線が、靜岡より通じたものであるを考へると、自づと會得出來る事である。　尙宮城より靜岡への三名以外には、奥羽地方として唯東京に進出してゐるのみである。

次に關東に入つては東京、神奈川はさきに述べたから之を除き、栃木には滋賀縣人五名あり、千葉には靜岡縣人三名、愛知縣人四名、滋賀縣人五名、其他三重、兵庫縣人あり、茨城には

三重、奈良縣人が夫々二名ある。詳馬には滋賀縣人三名、又埼玉には靜岡縣人三名、新潟縣人三名の如く、關東地方の傳道には靜岡縣人、三重縣人、滋賀縣人の參加してゐる者が多い。が、關東地方よりは概して北海道へ入り込んでゐる者多く、群馬より朝鮮、支那へ、東京より靜岡、大阪へ等は特異例である。

北陸地方に入ると、新潟には三重縣人二名、滋賀、奈良各一名。福井には奈良、長崎各縣人夫々一名、石川には京都府人一名、富山には石川縣人以外になく、概して北陸には他府縣から來てゐる傳道者は他府縣に出てゐる者に比べて少い樣である。

東海及び中仙地方に於ては、靜岡には和歌山縣人の八名、宮城縣人の三名を初めとし、他は隣縣及び關東地方よりのもの多く、愛知には奈良縣人の七名、滋賀縣人の五名、埼玉、石川縣人の三名の他は隣縣であり、岐阜にあつては大阪府の二名、長野にあつては三重縣、京都府の各三名、山梨にあつては大して遠國者は居らない。之によると中仙道にはあまり遠國より傳道者が入つて居らず、又北海道、東京以外には殆ど他地方へも傳道者を送つて居らない樣である。

近畿地方にあつては、三重は北海道、奥羽、關東、北陸、中仙、近畿の諸府縣に多くの傳道者を出してゐるが、中國以西には薄く、且遠國よりの移住者としては栃木、千葉、廣島、長崎の各一名

以外には近隣府縣よりの移入者すら少い。滋賀にあつては北海道、關東、奥羽の一部、東海、中仙北陸及び近畿地方へ出てゐるものが多いが遠方よりの移入者はない。京都にあつては近畿及北陸、山陰の一部に出てゐる以外にはあまり移出者なく福井六名、石川二名、愛知四名、岐阜四名、兵庫二十三名、香川十九名の如く、他國よりの移住者が多い。大阪にあつては前にも述べた樣に奈良をはじめ、近畿、中國、四國其他各地より入込み、その數三十二府縣に及んでゐるが、大阪よりは近畿以西へ出るものの多く、又奈良にあつては、近畿、四國、中國より關東地方へ出てゐるものは多いが、奈良への遠方よりの移住者に僅に群馬、山梨、山口の各二名で、他は近隣府縣に止る。和歌山にあつては北海道及び近畿以西に出るものが多いが遠國より入る人は少い。兵庫は、廣島よりの一〇名、及び德島、香川等海をへだて、隣縣よりの移入者が多いが、其の他は東京及び九州の二十三縣より入つてゐるものがある。以上近畿地方の概況は他地方へ出る人は多いが、入つて來る人は少く、畿内の府縣だけで相互に入混つてゐる樣である。

山陰地方の鳥取、島根にあつては京都よりの移住者あるのみで、移出者は主として北海道、大阪に向ひ、山陽地方にあつては、岡山には三重(三名)を遠方として其の他近畿の移住者多く、又大分よりの二名があり、近畿以西の地方には出る者もいくらかある。廣島には、大

阪、奈良、和歌山等の近畿地方よりの移住者が近隣縣人に次ぎ、大分の二名あり、又山口も同樣近畿の諸府縣よりの移入者多く縣外移住者としては、近畿九州及び朝鮮方面に雄飛してゐる。
四國地方では、香川、愛媛にあつては、大阪、奈良よりの移住者多く瀨戸內海を挾んで、山陽地方に呼應してゐる。又高知、德島も大差ない有樣ではある。

第四節　概評

本章で三節に別けて述べた所により其の大要を記せば、次の如き個條となる。
一、傳道者の出身地に付ては、近畿諸國最も多く、四國、東海道、關東、中國、中部、九州及び奧羽と云ふ風に大體ぢばを中心として求心的に密度の濃度を增してゐる。
二、移住者は近畿地方、特に三重、奈良、滋賀、兵庫、大阪等に多く靜岡、德島等は之に次ぐ。
三、移住の方面に付ては、東海道、中仙道及北陸地方以東の人で西下する者は少く、山陰、山陽、四國、九州の人で東上する者も少く、大體に近畿を中心として二分されてゐる。就中、三重、滋賀、奈良、大阪、兵庫及び和歌山等の近畿地方の者は東西を不問、何れの地方へも傳道移

住してゐるが、更に概括的に云ふと、三重及び滋賀と、奈良及び大阪との間に一線を劃して東西の傳道線が別れるとも云ひ得よう。即ち三重、滋賀の兩縣人は東海道、北陸、關東及び奥羽の地方に多く、奈良大阪の者は西國に多く居る事は、第三十四表により明かに知られる所である。

又例へば東京、大阪の如き大都會を有する府にあつては、此の分岐線を度外視して全國よりの傳道者が蝟集してゐるが、其の主要なる部分をなすものは、大阪にあつては、奈良、兵庫及び和歌山、東京にあつては千葉、埼玉及び神奈川等の如く何れも隣接してゐる府縣よりの傳道移住者が多い。これは人情風俗等の關係にもよるのであらうが、經濟的便宜のある事を忘れてはならない。

但し北海道にあつては德島縣人、奈良縣人等遠方にも多數の移住者を有するが、之は移民による特種な事情によるものであらう。

四、奥羽地方に於ては關東地方の人よりも靜岡縣人及び三重、滋賀及び奈良の人々が多數に入り込んでゐるのは、此の地方の傳道線が靜岡より伸され、更に三重、滋賀、奈良等より擴張された事を思へば肯定出來る結果である。(第九章參照)

五、回答者の現在の配置については、其數に於ては大阪の一、〇一九名、兵庫の九三六名、東

京の八四〇名、北海道の五六〇名、奈良の四〇三名の如き順位で、大都會を有する府縣、又は新開拓地に多數を示してゐるが、之を各其地の人口に比較して考へる時は、奈良(〇、〇六九%)和歌山(〇、〇四八%)、兵庫(〇、〇三八%)、德島(〇、〇三七%)、大阪(〇、〇三三%)、三重(〇、〇二八%)、の如き順位となり、東京、大阪よりも、奈良、和歌山が上位に昇り、明かに、遠心的に漸次波及してゐるやうに思はれる。

六、尙靜岡縣東京府を中心として、再び遠心的波紋を示してゐるは、此等の地の傳道が早くして飛火的に、一つの傳道起點をなしたもので、又年輪的に波及を大にしたものである。

七、北陸地方、奥羽地方及び九州の南部に於ては、傳道者の數量は他の地方に比して少き憾はあるがこれはかゝる地方の傳統的信仰の今尙强き結果によるものではなからうか。

八、本章に於ては主として傳道者の數量にて、傳道線の消長を論じたのであるが、若し傳道者の質量を考慮に入れるならば、多少の論旨を變更せなければならぬ點も多々ある事と思ふ。

最後に一言しておき度きことは、地理的考察の此の章を色々な事情のため地方社會學的に充分な考究をもなし得ずして、前三節の如き單なる數字の羅列に終つた事である。甚だ遺憾とする所ではあるが、何れ期を見て稿を改める事とし、今回は一先づ筆を擱く。

第十一章　回答率

今回の調査は、回答者に如何に響いてゐるだらうか。發問の意味が充分回答者に徹底してゐるだらうか。回答に對してはどれ位の割に信用してよいものであらうか？等に關しては、回答報告の內容だけで推斷する事は出來ないが、發問項に對する回答率の高低によつて報告者が其の問題の意味を諒解したかどうか、又故意に虛實の報告をしたかどうかに就いて、その一端を窺ふ事が出來ると思ふから、左に重な發問項の回答率を表示してみよう。

表番號	表名	報告總數	回答總數	百分比	棄權總數	百分比
八	入信の動機	一二、四八〇	一二、二四八	九八・一四	二三二	一・八六
二九	授訓年齢	一二、四八〇	一二、二〇三	九七・七八	二七七	二・二二
二	回答者出身地	一二、四八〇	一二、一九九	九七・七五	二八一	二・二五

五	學歴	一二、四八〇	一二、〇七八	九六・七八	四〇二	三・二二
六	入信前の職業	一二、四八〇	一一、一九八	九六・〇〇	四九九	四・〇〇
三三	補命年齢	一二、四八〇	一一、九四八	九五・七四	五三二	四・二六
一八	傳道地選定（理由）	九、一八〇	八、七八一	九五・六五	三九九	四・三五
二四	家族の本人に對する態度（傳道當時）	一二、一九八	一一、六一三	九五・二〇	五八五	四・八〇
二〇	傳道地選定（種別）	九、一八〇	八、七〇〇	九四・七七	四八〇	五・二三
二五	家族の本人に對する態度（設置當時）	九、一八〇	八、六九七	九四・七四	四八三	五・二六
一七	傳道決心理由	一二、四八〇	一一、六八五	九三・六三	七九五	六・三七
一四	入信前後の職業の異同	一二、四八〇	一一、三一五	九〇・六七	一、一六五	九・三三
一三	入信から傳道迄の年數	一二、四八〇	一一、三一三	九〇・六五	一、一六七	九・三五
一九	傳道地の選定（選定地）	九、一八〇	八、二二三	八九・五八	九五七	一〇・四二
三二	第一期傳道完成期	九、一八〇	八、〇一九	八七・三五	一、一六一	一二・六五
二三	第一期傳道の期間	九、一八〇	七、九八二	八六・九五	一、一九八	一三・〇五

三一	傳道開始期	九、一八〇	七、九五五	八六・六六	一、二二五	一三・三四
四	入信前の信仰	一二、四八〇	一〇、七二五	八五・九五	一、七五四	一四・〇五
三	回答者現住所	一二、四八〇	一〇、二八〇	八二・三七	二、二〇〇	一七・六三
一五	入信當時の環境（親戚の態度）	一二、四八〇	九、六七五	七七・五二	二、八〇五	二二・四八
一六	入信當時の環境（近隣の態度）	一二、四八〇	九、五四四	七六・四七	二、九三六	二三・五三
	傳道當時子供の有無	一二、四八〇	九、五二七	七六・三四	二、九五三	二三・六六
	傳道當時配偶者の有無及其の態度	一二、四八〇	九、三二二	七四・七〇	三、一五八	五・三〇
	設置當時子供の有無	一二、四八〇	九、二一二	七三・八一	三、二六八	二六・一九
七	本教に對する本人の態度	一二、四八〇	九、一二八	七三・一四	三、三五二	二六・八六
	設置當時配偶者の有無及其の態度	一二、四八〇	八、九四〇	七一・六三	三、五四〇	二八・三七
二六	社會の態度	九、一八〇	三、三二六	三六・二三	五、八五四	六三・七七

此の表によると、概して回答率は良い様であるが、更に九割以上、八割以上、七割以上及び七割以下に四分して、百分比を示すと、

	項數	百分比
イ、九割以上	一四	五一・八五
ロ、八割以上	五	一八・五二
ハ、七割以上	七	二五・九三
ニ、七割以下	一	三・七〇

の如くなり、略ゝ半數以上は九割以上の回答率を示してゐる。

今イ、ロ、ハ、ニ、の四項の各につき、調べると(イ)九割以上のものには、入信の動機(九割八分強)授訓年齢(九割八分弱)出身地(九割八分弱)學歴(九割七分弱)入信前の職業(九割六分)補命年齢(九割六分弱)傳道地選定の理由(九割六分弱)傳道當時に於ける家族の態度(九割五分強)傳道地選定の種別(九割五分弱)設置當時に於ける家族の態度(九割五分弱)傳道決心の理由(九割四分弱)入信前後の職業の異動(九割一分弱)入信より傳道までの年數(九割一分)傳道地選定(九割弱)の順位で、傳道者として常に記憶に新な入信の動機が最もよく報告され、次で授訓補命の年齢から入信前の生活經驗より傳道生活に及ぶ等、主として個人生活の思ひ出が今尚記憶に明かなものが窺はれる。

又出身地の回答率が高率であるのは不思議はないが、入信から傳道までの年數等の時

日、又は數量に關する記憶は比較的薄いに不拘、授訓補命の年齢に對する回答率は豫想外に高くなつてゐる。

次に八割以上の回答率は五項で其の順位は、第一期傳道完成期(八割七分强)第一期傳道期間(八割七分弱)傳道開始期(八割七分弱)入信前の信仰(八割六分弱)現任所(八割二分强)の如く、主として時日に關する項が多い。これは信仰經驗の事柄に比べて、時日の方は幾らか記憶が曖昧になる事を物語つてゐる樣に思はれる。又入信前の信仰に關して記載者の少いのは、一面には親讓り等のために無記載にされたものがあり、他面信仰問題には無關心である日本人の半面を語つてゐるのではなからうか。現住所の率が出身地に比べて低いのは、死亡のために無記載になつて居つた場合が多いからである。

七割以上は、七項で入信當時の親戚の態度(七割八分弱)同上近隣の態度(七割六分强)傳道當時の子供の有無(七割六分强)傳道當時の配偶者の有無及びその態度(七割五分弱)設置當時の子供の有無(七割四分弱)本教に對する本人の態度(七割三分强)設置當時の配偶者の有無及びその態度(七割二分弱)の順位である。家族の態度(九割五分)に比べて、親戚及近隣の態度に關する回答は、約二割弱も惡いのは、傳道上家族の態度程影響せない事を物語るものであらうか、或は他の理由によるものだらうか。

子供、配偶者に關するものは整理の不注意より、幾らか率を下げた憾はあるが、七割代の主要部分となつてゐる。本教に對する本人の態度に關しては、回答者又は蒐集係に於て報告を控へたのではないかと思はれる節のあるのは遺憾である。即ち或系統により本項に記載ない回答票の多いのは、何を物語るものであらうか。

最後に**社會の態度**に對する回答率は僅に三割六分强にすぎず、之は他の回答率に比べて著しい低率を示してゐる異例である。これは明かに問題を見たゞけでは充分に發問の意味をのみ込めなかつた事と信ずる。

以上の他、**傳道費**に關するもの、**傳道地變更**に關するもの等もあるが、一人にて二三回も變更せるものもあり、又一人で二三個所にて第一期に傳道に從事したものもあり、而かも整理の時、其の各々を獨立した變更又は傳道として計算に入れてあるため一人の回答者より數個の回答を得たこととなり、回答者の率としては他の事項と同一に論ぜられないから、之を除外して前表を作つたのである。

最後に此の回答率によつて、不諒解又は其の他の理由によつて不回答者の數が多くなりはせないかとの最初の懸念は見事裏切られて、殆ど杞憂に終つた事が證明されたものと信じて、附け加へておく。

昭和五年九月廿五日印刷
昭和五年十月一日發行
昭和五年十月五日再版發行
昭和五年十月二十六日三版發行
昭和五年十一月廿日四版發行

天理教傳道者に關する調査

定價金七拾錢

著作權所有

著作者　奈良縣山邊郡丹波市町三島　中山正善

發行者　奈良縣山邊郡丹波市町三島　喜多秀太郎

印刷所　奈良縣山邊郡丹波市町川原城　天理教教廳印刷所
右代表　東井三代次

發行所　奈良縣丹波市町三島　天理教道友社
振替口座　東京壹參八貳貳番
　　　　　大阪貳八四貳壹番

GRADUATE THEOLOGICAL UNION
LIBRARY
1962

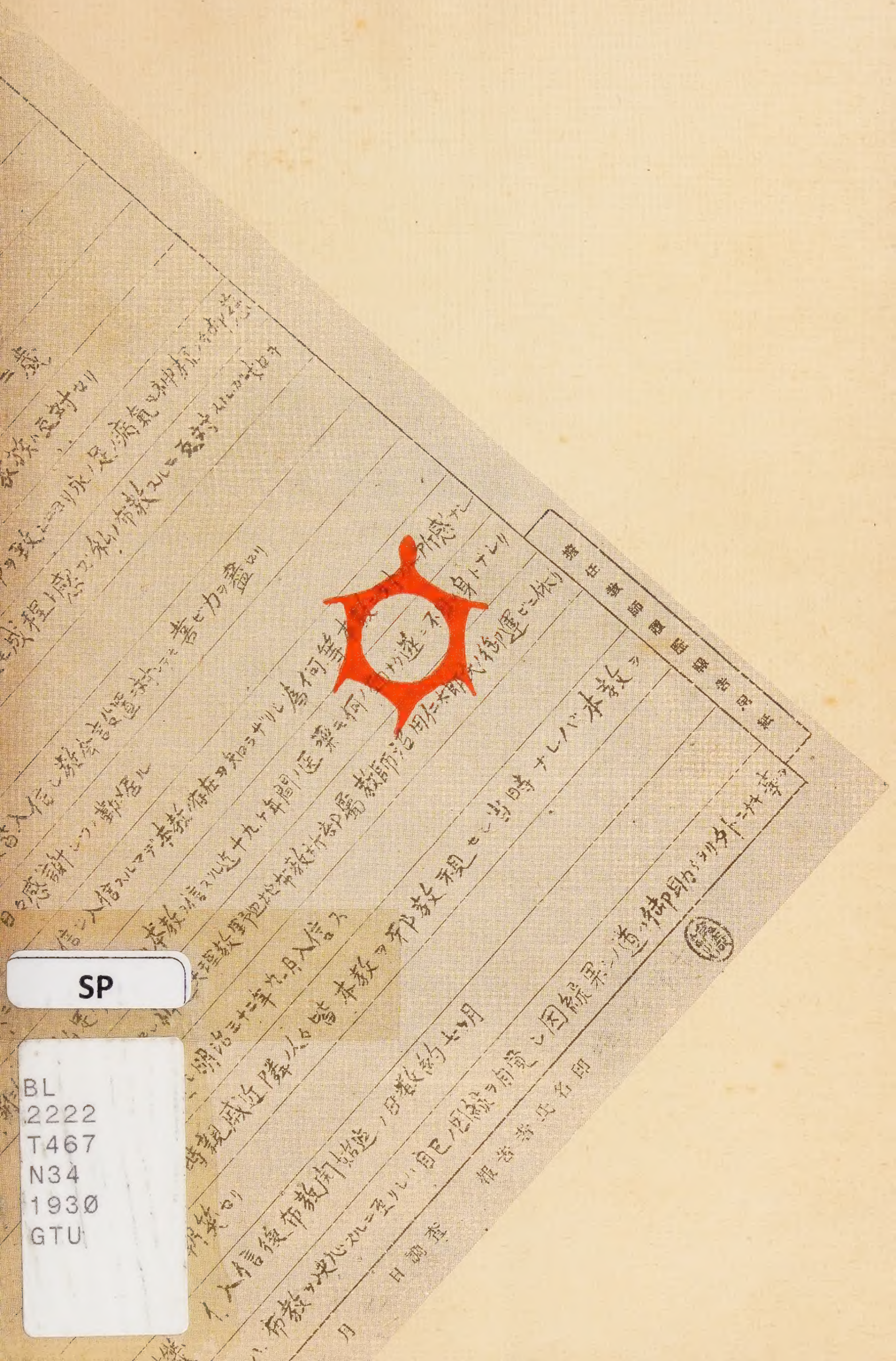

SP

BL
2222
T467
N34
1930
GTU